

磐梯朝日国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

平成17年7月12日

環 境 省

目 次

出羽三山・朝日地域

1	変更理由	3
2	施設計画	4
	利用施設計画	4
	(1) 単独施設	4
	(2) 道路(歩道)	4
3	参考事項	13
	(1) 指定植物	13
	(2) 過去の経緯	17
	(3) 公園区域	18
	(4) 規制計画	20
	(5) 施設計画	48

飯豊地域

1	変更理由	69
2	施設計画	70
	利用施設計画	70
	(1) 単独施設	70
	(2) 道路(歩道)	70
3	参考事項	79
	(1) 指定植物	79
	(2) 過去の経緯	82
	(3) 公園区域	83
	(4) 規制計画	85
	(5) 施設計画	110

磐梯朝日・猪苗代地域

1	変更理由	125
2	施設計画	126
	利用施設計画	126
	(1) 単独施設	126
	(2) 道路(歩道)	128
	(3) 運輸施設	128
3	参考事項	139
	(1) 指定植物	139
	(2) 過去の経緯	142
	(3) 公園区域	143
	(4) 規制計画	145
	(5) 施設計画	182

磐梯朝日国立公園

(出羽三山・朝日地域)

1 変更理由

磐梯朝日国立公園は、本地域を含め昭和25年9月5日に指定された。本地域については、その後、昭和32年9月27日に区域の一部変更及び公園計画の決定、昭和47年10月18日に羽黒地域の公園区域の拡張及び集団施設地区の指定が行われた。また、昭和63年10月11日には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ、平成10年8月31日には公園計画の変更（第1次点検）が行われた。

本地域は地形的成因や利用形態などから出羽三山、朝日の2地域に分けることができる。

出羽三山地域は、月山(1,984m)を中心とする羽黒山(419m)、湯殿山(1,504m)を含む地域であり、新生代第3期の凝灰岩、砂岩等からなる褶曲山地の上に月山火山が噴火して形成されたなだらかな地形を有している。この出羽三山は中世以来山岳信仰の霊山とされ、修験道の場として栄えたため、羽黒山へ至る参道の杉並木、五重塔など、歴史を物語る史蹟が多く見られる。また、当地域内においては、低海拔地域のブナを主体とする落葉広葉樹林、月山山頂付近に展開する雪田群落など、自然性の高い植生が残されているほか、多くの鳥類、中・小型哺乳類等が生息している。

利用については、羽黒山周辺が歴史的景観を活かした利用拠点となっており、さらに月山一帯では登山、スキー等が行われている。

朝日地域は、大朝日岳(1,870m)、^{いとうだけ}以東岳(1,771m)を主峰とする朝日連峰を含む地域である。朝日連峰は南北60km、東西30kmにわたる花崗岩の隆起山地帯であり、冬季の偏東積雪により著しい東西非対称地形を形成している。主稜線はなだらかな起伏が続き、過去に起こった準平原化の名残を示すが、河川はいずれも侵食作用が激しく、ゴルジュの続く深い溪谷がみられる。豪雪地帯である当地域にはわが国有数の原生的景観が保持されており、山麓のブナ林、亜高山帯における風衝草原、雪田群落が特徴的である。また、野生動物の宝庫であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類、ニホンザル等の中・小型哺乳類が生息するほか、イヌワシ、クマタカ、イワツバメ等の鳥類も豊富である。

利用については、原生的山岳景観を活かして登山利用が行われている。

平成10年の公園計画の変更（第1次点検）以降の現地の利用実態を勘案し、本地域の適正な保護と利用を図るため、現計画の方針を踏まえつつ、公園計画の変更（第2次点検）を行うものである。

2. 施設計画

利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(1) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表1：単独施設追加表)

番号	種類	位置
63	野営場	山形県東田川郡朝日村 <small>なかだい</small> (中台)

整備方針	旧計画との関係
中台池周辺の自然探勝利用者のための野営施設として整備する。	新規

(2) 道路

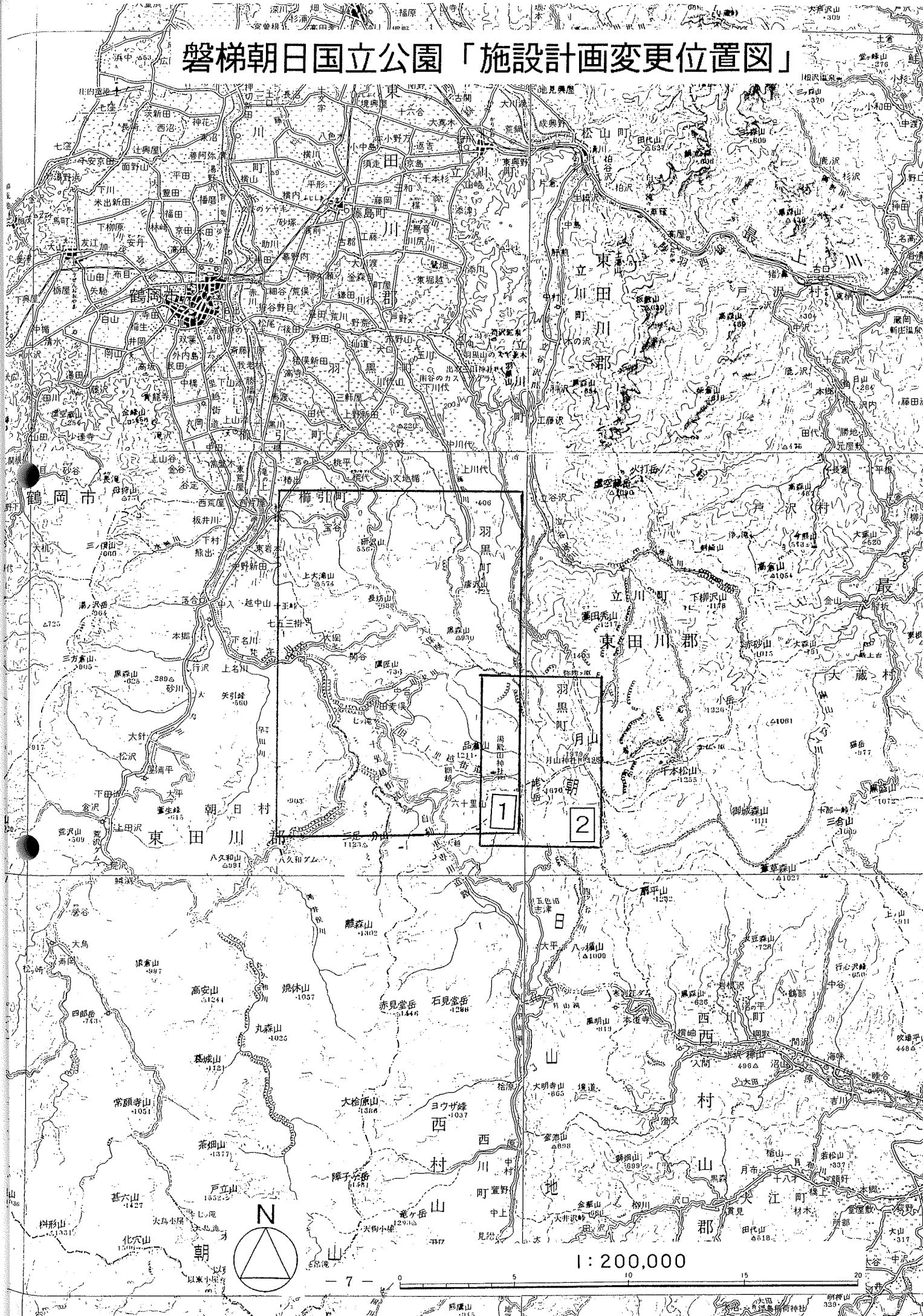
次の道路（歩道）を次のとおり変更する。

(表1：道路（歩道）変更表)

現 行						
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
20	湯殿山月山線	起点－山形県東田川郡朝日村 (湯殿山神社) 終点－山形県西村山郡西川 町、東田川郡立川町及び 羽黒町(月山山頂)		昭63.10.11	20	湯殿山月山線

新		規		理 由
区	間	主要経過地	整 備 方 針	
起点	山形県東田川郡朝日村（湯殿山神社）	装束場	湯殿山神社から月山へ到達する登山道として整備する。（変更なし）	利用実態に配慮して、区間を変更し、起終点を整理するため。
終点	山形県東田川郡朝日村（装束場・歩道合流点）			
終点	山形県西村山郡西川町、東田川郡立川町及び羽黒町（月山山頂）			

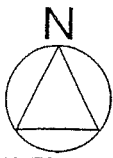
磐梯朝日国立公園「施設計画変更位置図」



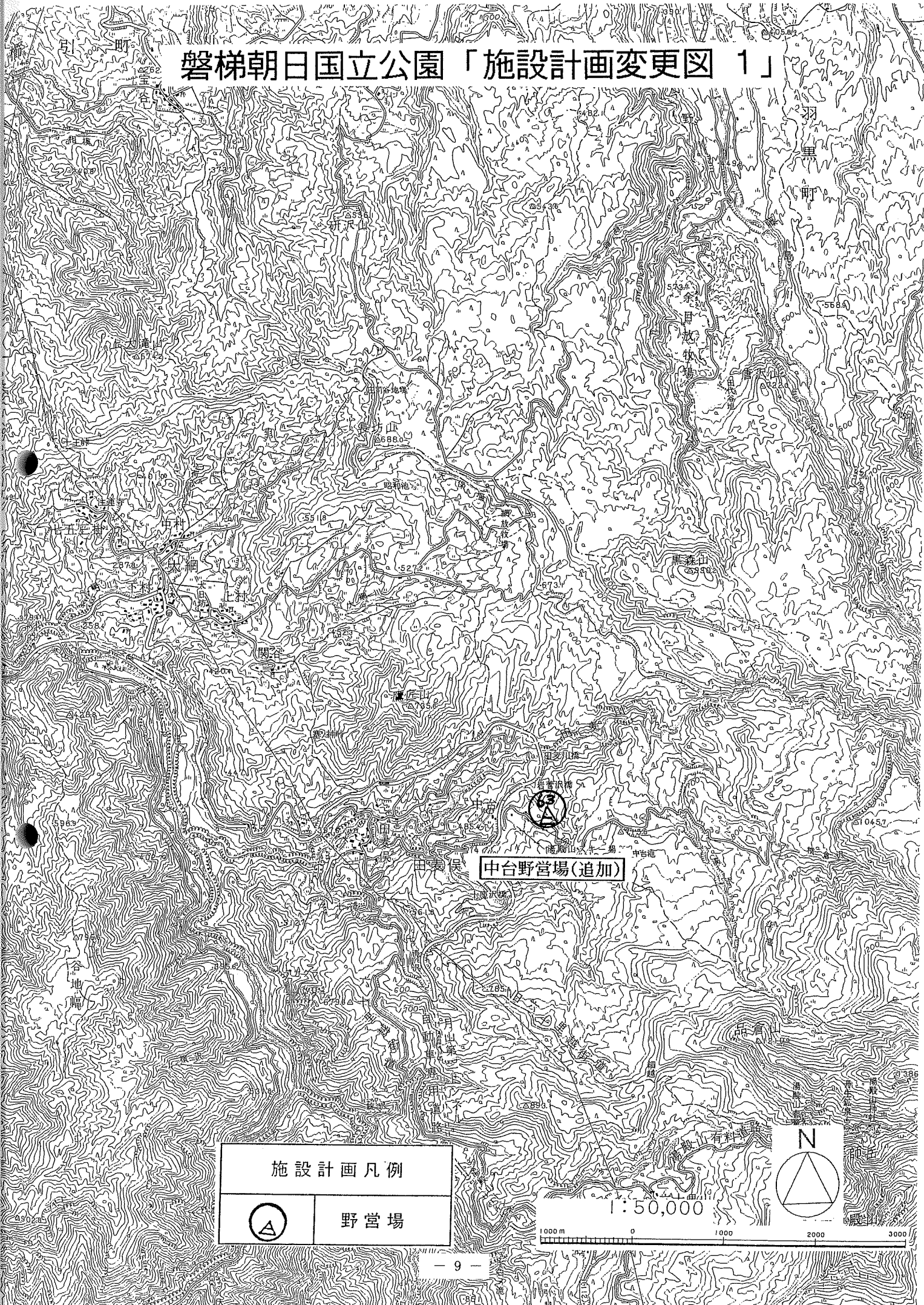
1

2


1 : 200,000



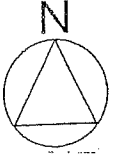
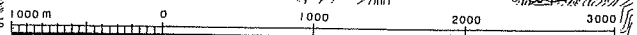
磐梯朝日国立公園「施設計画変更図 1」



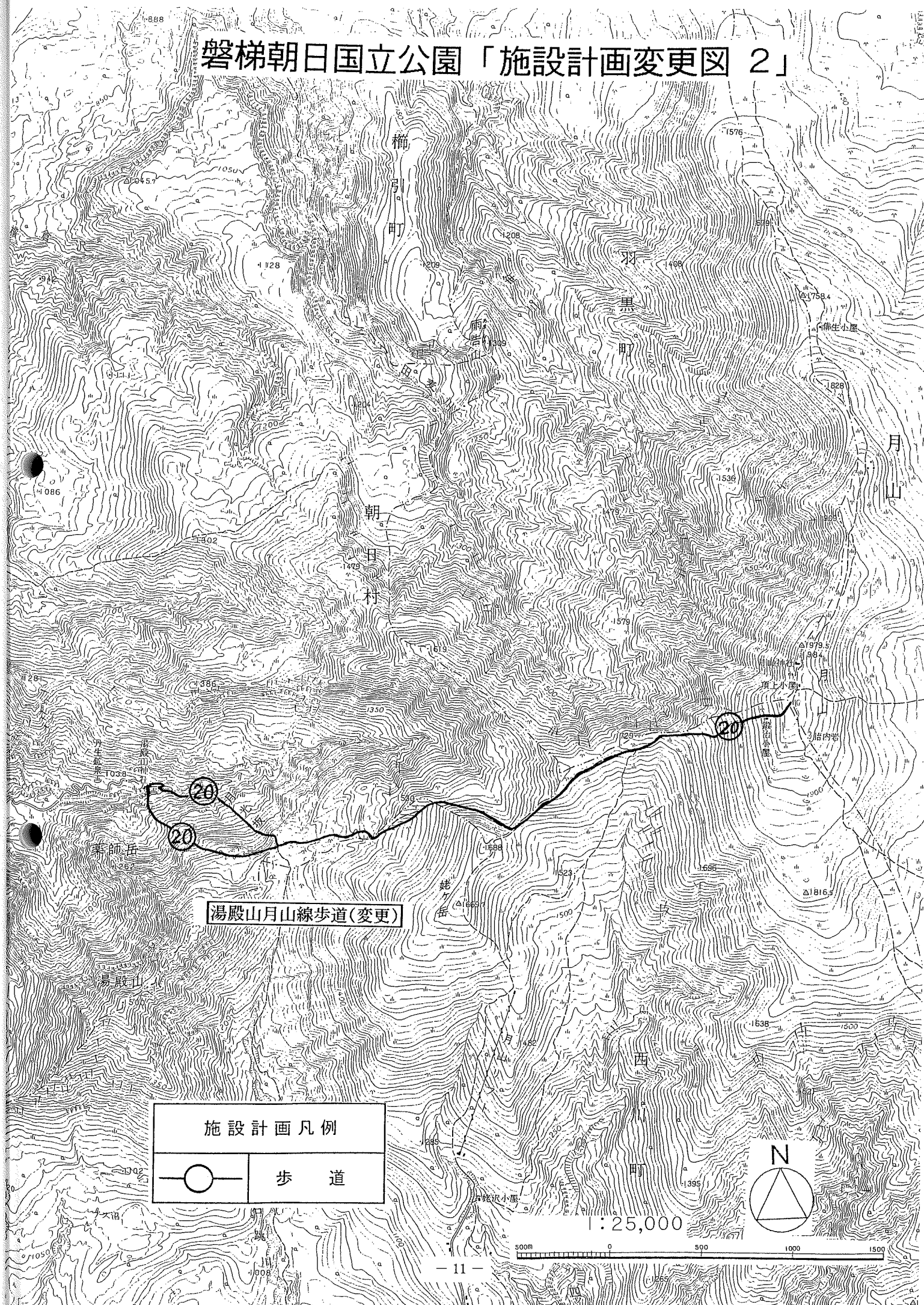
施設計画凡例

	野営場
---	-----

1:50,000

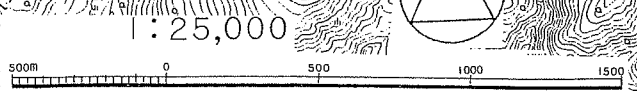



磐梯朝日国立公園「施設計画変更図 2」



湯殿山月山線歩道(変更)

施設計画凡例	
	歩道



4. 参考事項

(1) 指定植物

特別地域内において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科	目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ		ミズゴケ
ヒカリゴケ		ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ		ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ		エゾヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ		ヒメミズニラ
ハナヤスリ		ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)、エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む。)
イノモトソウ		リシリシノブ
オシダ		オクヤマワラビ、タカネヘビノネゴザ、シロウマイタチシダ、ニッコウシダ
シシガシラ		ミヤマシシガシラ
チャセンシダ		クモノスシダ
ウラボシ		ミヤマウラボシ
マツ		ハイマツ
ヒノキ		ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)、ミヤマネズ
イチイ		キャラボク
ツチトリモチ		ミヤマツチトリモチ
タデ		イブキトラノオ (エゾイブキトラノオを含む。)、オヤマソバ、ムカゴトラノオ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ		タカネナデシコ (クモイナデシコを含む。)、センジュガンピ、タカネツメクサ、エゾフスマ (シラオイハコベ)
キンポウゲ		オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、オクトリカブト、レイジンソウ、ホソバトリカブト、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ (チョウカイイチゲ、エゾハクサンイチゲを含む。)、ミスミソウ (スハマソウ、オオミスミソウを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、エゾイチゲ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン (コシジオウレン)、シラネアオイ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、ミヤマカラマツ、ヒメミヤマカラマツ、モミジカラマツ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク
メギ		サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシショウマ (トガクシソウ)
スイレン		オゼコウホネ、エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む。)
ウマノスズクサ		コシノカンアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ		エゾオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ)、オシマオトギリ
モウセンゴケ		モウセンゴケ
ケシ		エゾエンゴサク、ミチノクエンゴサク、ヤマブキソウ、オサバグサ
アブラナ		ミヤマハタザオ、イワハタザオ (イワテハタザオを含む。)、ミヤマガラシ (ヤマガラシ)、ミヤマタネツケバナ (ミネガラシ)、ハクセンナズナ
ベンケイソウ		ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチツパベンケイ
ユキノシタ		バンダイショウマ、アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。)、ミヤマダイモンジソウ、エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む。)、フキユキノシタ
バラ		コシジシモツケソウ、シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、タカネイバラ、ホロムイイチゴ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、シロバナトウチソウ、マルバシモツケ
マメ		イワオオギ、オヤマノエンドウ、ツガルフジ

科 目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
フウロソウ スミレ	グンナイフウロ、ハクサンフウロ キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、チシマウスバスミレ (ケウスバスミレ) オオバクスミレ、タカネスミレ (クモマスミレ)、テリハタチツボスミレ、ナエバクスミレ、ミヤマスミレ、ミヤマツボスミレ
アカバナ	ヤナギラン、アシボツアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、オオアカバナ、ムツアカバナ
スギナモ	スギナモ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワテトウキ (ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ハクサンボウフウ
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウ、コバナイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、イソツツジ (エゾイソツツジ)、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ、アズマシャクナゲ、オオバツツジ、サイコクミツバツツジ、オオコメツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラドウダン、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、イワツツジ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ヒナザクラ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、イデリンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	エゾノヨツバムグラ、オオバノヨツバムグラ
ムラサキ シン	エチゴルリソウ
ゴマノハグサ	ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、デワノタツナミソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。) ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、マルバコゴメグサ、ヒメコゴメグサ (コバノコゴメグサ)、エゾコゴメグサ、ヤマウツボ (ミヤマウツボを含む。)、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、イワテシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ (バンダイクワガタを含む。)、クガイソウ
タヌキモ	ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	リンネソウ、クロミノウグイスカグラ、コウグイスカグラ
オミナエシ	マルバキンレイカ、コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)、キンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ (エゾマツムシソウを含む。)、タカネマツムシソウ
キキョウ	ヒメシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン)、チシマギキョウ、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、キキョウ
キク	タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、チョウジギク、ウサギギク (エゾウサギギクを含む。)、ミヤマオトコヨモギ、タカネヨモギ、ミヤマヨメナ、カニコウモリ、イワインテン、ナンブタカネアザミ、オニアザミ (ハリオニアザミを含む。)、ウゴアザミ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、クモマニガナ、ミヤマウスユキソウ (ヒナウスユキソウ)、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、トウゲブキ、カイトカラ

科 目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
オモダカ ホロムイソウ ユリ アヤメ イグサ ホシクサ イネ サトイモ ミクリ カヤツリグサ ラン	コウ、イワテヒゴタイ、ミヤマキタアザミ、クロトウヒレン、センダイトウヒレン (ナンブトウヒレン)、ヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン (トウヒレン)、キクアザミ、コウリンカ、ミヤマキオン、サワオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク) マルバオモダカ ホロムイソウ ネバリノギラン、シロウマアサツキ、ツバメオモト、カタクリ、ミヤマクロユリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、タチギボウシ、コオニユリ、スカシユリ、ヤマスカシユリ、クルマユリ、ヒメサユリ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、イワショウブ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。) ノハナショウブ、ヒメシャガ、ヒオオギアヤメ ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)、クモマスズメノヒエ ミヤマヒナホシクサ、アズマホシクサ コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ ホソバタマミクリ ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、イワキスゲ (キンチャクスゲ)、ダケスゲ、ヒロハイッポンスゲ (オオツルスゲ)、キンスゲ、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイコアニチドリ、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、イチヨウラン、サワラン (アサヒラン)、コイチヨウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オキノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、サギソウ、ミズトンボ、ギボウシラン、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、フタバラン (コフタバラン)、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、ヒナチドリ、オノエラン、ウチヨウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、ツブラトンボ、ガッサンチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ハクウンラン、ショウキラン

(2) 過去の経緯

昭和25年	9月5日	公園区域の指定
昭和28年	1月20日	利用施設計画の一部決定
昭和29年	2月18日	利用施設計画の一部決定
昭和30年	6月25日	利用施設計画の一部決定
昭和32年	9月27日	公園区域の変更（羽黒月山線沿線及び志津地域の拡張、下柳沢山東部地域及び大井沢地域の縮小） 特別地域、特別保護地区の指定 公園計画全般の決定
昭和36年	4月4日	公園計画の一部変更（利用施設計画）
昭和42年	6月15日	公園計画の一部変更（利用施設計画）
昭和46年	11月9日	公園計画の一部変更（利用施設計画）
昭和47年	10月18日	公園区域の変更（羽黒地域の拡張）及び羽黒集団施設地区の指定
昭和53年	9月5日	公園計画の一部変更（利用施設計画）
昭和63年	10月11日	出羽三山・朝日地域の公園計画の全般的な見直し（再検討）
平成2年	8月18日	公園計画の一部変更（東北自然歩道線道路（歩道））
平成10年	8月31日	出羽三山・朝日地域の公園計画の一部変更（第1次点検）

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表3：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
山 形 県	西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 79林班から81林班まで、86林班から88林班まで、93林班、98林班、99林班、103林班、106林班から108林班まで、110林班から115林班まで及び117林班の全部並びに78林班及び116林班の各一部 西村山郡西川町 大字志津及び大字月山沢の各一部	11,407	
	西村山郡朝日町内 国有林山形森林管理署 22林班から32林班までの全部 西村山郡朝日町 大字立木の一部	2,992	
	西村山郡大江町内 国有林山形森林管理署 52林班から55林班までの全部及び56林班の一部 西村山郡大江町 大字貫見の一部	715	
	最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 154林班から161林班までの全部	2,641	
	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 1林班から3林班まで及び5林班の全部並びに4林班の一部 西置賜郡小国町 大字五味沢の一部	3,318	
	東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 19林班から32林班までの全部 東田川郡立川町 大字立谷沢の一部	6,396	

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
山 形 県	東田川郡羽黒町内 国有林庄内森林管理署 42林班、46林班から50林班まで及び65林班の全部並びに41林班の一部 東田川郡羽黒町 大字川代及び大字手向の各一部	2,412	
	東田川郡楡引町内 国有林庄内森林管理署 49林班及び50林班の全部	234	
	東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 64林班から89林班まで及び110林班から114林班までの全部 東田川郡朝日村 大字大鳥及び大字田麦俣の各一部	24,098	
		小 計	54,213
新 潟 県	岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1061林班から1089林班まで、1089-1林班、1090林班から1121林班まで、1177林班から1181林班まで、1187林班から1195林班及び1197林班から1213林班までの全部並びに1186林班及び1196林班の各一部 岩舟郡朝日村 大字三面の一部	22,397	
		小 計	22,397
合 計		76,610	

(4) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表4：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
山 形 県	西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 79林班から81林班まで、86林班から88林班まで、93林班、98林班、99林班、103林班、106林班から108林班まで、110林班から115林班まで及び117林班の全部並びに78林班及び116林班の各一部 西村山郡西川町 大字志津及び大字月山沢の各一部	11,407	
	西村山郡朝日町内 国有林山形森林管理署 22林班から32林班までの全部 西村山郡朝日町 大字立木の一部	2,992	
	西村山郡大江町内 国有林山形森林管理署 52林班から55林班までの全部及び56林班の一部 西村山郡大江町 大字貫見の一部	715	
	最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 154林班から161林班までの全部	2,641	
	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 1林班から3林班まで及び5林班の全部並びに4林班の一部 西置賜郡小国町 大字五味沢の一部	3,318	

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
山 形 県	東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 19林班から32林班までの全部 東田川郡立川町 大字立谷沢の一部	6,396	
	東田川郡羽黒町内 国有林庄内森林管理署 42林班、46林班から50林班まで及び65林班の全部並びに41林班の一部 東田川郡羽黒町 大字川代及び大字手向の各一部	2,412	
	東田川郡櫛引町内 国有林庄内森林管理署 49林班及び50林班の全部	234	
	東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 64林班から89林班まで及び110林班から114林班までの全部 東田川郡朝日村 大字大鳥及び大字田麦俣の各一部	24,098	
		小 計	54,213
新 潟 県	岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1061林班から1089林班まで、1089-1林班、1090林班から1121林班まで、1177林班から1181林班まで、1187林班から1195林班及び1197林班から1213林班までの全部並びに1186林班及び1196林班の各一部 岩船郡朝日村 大字三面の一部	22,397	
		小 計	22,397
合 計		76,610	

① 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区地域とする。

(表5：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
山 形 県	西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 80林班、87林班、115林班及び117林班の各一部 西村山郡西川町 大字月山沢の一部	526	
	西村山郡朝日町内 国有林山形森林管理署 25林班から27林班までの各一部	90	
	西村山郡大江町内 国有林山形森林管理署 54林班の一部	9	
	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 1林班の一部	1,015	
	東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 22林班の全部 東田川郡立川町 大字立谷沢の一部	1,039	
	東田川郡羽黒町 大字川代の一部	576	
	東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 65林班の全部並びに85林班、86林班及び114林班の各一部 東田川郡朝日村 大字田麦俣の一部	182	
		小 計	3,437

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
新 潟 県	岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1093林班から1095林班まで、1100林班から1102林班まで、 1111林班から1113林班まで、1116林班及び1117林班の全部並 びに1075林班、1076林班、1088林班、1119林班及び1120林班 の各一部	4,285	
		小 計	4,285
合 計		7, 7 2 2	

(表6：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
月 山	<p>山形県西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 115林班及び117林班の各一部</p> <p>山形県西村山郡西川町 大字月山沢の一部</p> <p>山形県東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 22林班の全部</p> <p>山形県東田川郡立川町 大字立谷沢の一部</p> <p>山形県東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 65林班の全部</p> <p>山形県東田川郡朝日村 大字田麦俣の一部</p> <p>山形県東田川郡羽黒町 大字川代の一部</p>
朝 日 連 峰	<p>山形県西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 80林班及び87林班の各一部</p> <p>山形県西村山郡朝日町内 国有林山形森林管理署 25林班から27林班までの各一部</p> <p>山形県西村山郡大江町内 国有林山形森林管理署 54林班の一部</p> <p>山形県西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 1林班の一部</p> <p>山形県東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 85林班、86林班及び114林班の各一部</p> <p>新潟県岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1093林班から1095林班まで、1100林班から1102林班まで、1111林班から1113林班まで、1116林班及び1117林班の各全部並びに1075林班、1076林班、1088林班、1119林班及び1120林班の各一部</p>
合	計

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>月山を中心にした地域であり、海拔1,200mから1,900mのいわゆる「偽高山帯」は落葉広葉低木林やササ原が多いが、月山ではその他に雪田植生と湿原の発達が広いのが特徴である。</p> <p>また、バラモミ沢には局部的であるが、アオモリトドマツが残されており、また、ハイマツ低木林、高山ハイデや風衝草原、風衝荒原がある。また、ホンドオコジョ、ヤマネ、ニホンカモシカ、イワヒバリ等の動物相も注目され、緩傾斜な東側の楕状の地形とあいまって、原始的景観がよく保存されている。</p>	1, 8 3 9
<p>北の以東岳から寒江山、西朝日岳、袖朝日岳を経て、南の桧岩屋山に至る県境の山稜と、これから西側に分岐する笹原山、相模山から大上戸山、袖朝日岳から大日倉山を含む地域からなっている。</p> <p>この山系の主稜は、約1,500m～1,800mにあり、準平原化の名残で比較的なだらかで幅広い尾根を形成している。また、偏東積雪という気象的影響による非対称地形もまた朝日連峰の特色である。主稜東側斜面に好雪性の雪田草原が、西向の風衝斜面や主稜頂部には嫌雪なハイマツ低木林、風衝草原などが分布する。このうち、風衝草原、風衝荒原、雪田草原が、いわゆるお花畑となっている。</p> <p>このように地形や気象条件と植生分布が相まって、すぐれた原始的景観を呈している。</p>	5, 8 8 3
	7, 7 2 2

② 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表7：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 87林班、88林班、93林班、98林班、99林班、103林班及び107林班の各一部	614	
	最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 159林班の一部	95	
	東田川郡立川町内 国有林山形森林管理署 21林班の一部	1,407	
	東田川郡朝日村内 国有林山形森林管理署 80林班、81林班、84林班から86林班まで及び114林班の各一部 東田川郡朝日村 大字大鳥の一部（一級河川赤川水系大鳥池の全部）	3,716	
		小 計	5,832
新 潟 県	岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1091林班、1092林班、1098林班、1099林班、1104林班から1107林班まで、1110林班、1115林班、1121林班及び1211林班から213林班までの全部並びに1075林班、1076林班、1088林班、1096林班、1097林班、1114林班及び1118林班から1120林班までの各一部	4,546	
		小 計	4,546
合 計		10,378	

(表 8 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
念仏ヶ原湿原	山形県最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 159林班の一部 山形県東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 21林班の一部
大鳥池・八久和 (出合)川	山形県西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 87班、88林班、93林班、98林班、99林班103林班及び107林班の各一部 山形県東田川郡朝日村町 国有林庄内森林管理署 80林班、81林班、84林班から86林班まで及び114林班の各一部 山形県東田川郡朝日村 大字大鳥の一部 (一級河川赤川水系大鳥池の全部)
化穴山 竹沢上流部及び 黒倉沢源流部 上泉山 岩井又沢上流部 未沢川上流部	新潟県岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1091林班、1092林班、1098林班、1099林班、1104林班から1107林班まで、 1110林班、1115林班、1121林班及び1211林班から1213林班までの全部並び に1075林班、1076林班、1088林班、1096林班、1097林班、1114林班及び 1118林班から1120林班までの各一部
合	計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>念仏ヶ原湿原は、地質的には先第3系の花崗岩からなる湿原で、月山とその付近ではもっとも古い湿原であり、湿原は常に一部拡大し、一部で縮小している。また、ミヤマナラ湿原林を持ち、弥陀ヶ原、月見ヶ原湿原などにくらべ、より発達が進んだ湿原の例として貴重であり、さらに、その周辺の立谷沢川源流部一帯は、ブナの美林が多く、これらの保護を図る必要がある。</p>	1, 5 0 2
<p>朝日連峰は、壮年期の地形によって、豪雪山地の典型を示しており、特に、山麓のブナの原生林地帯の残存が、日本の山地では最も広いのが特色であり、なかでも大鳥川、八久和（出合）川、湯井俣川の源流部は、広大な原生林が残存しているので、壮年期の花崗岩のV字溪谷美とともにその景観の保護を図るものとする。</p> <p>大鳥池は大規模な山崩れによる堰止湖としては規模が大きく、貴重なものである。</p>	4, 3 3 0
<p>三面川の源流地域であり、化穴山（1,506m）を含む北側の県境の山稜の水を集めて南下している。</p> <p>この地域は、人跡もまれな地域であり、その実態は明らかでないが、原始性そのままであり、野生動物が多数生息している。</p> <p>植生的には、標高1,000m付近までは良好に発達したブナ林が多く、1,000m～1,200m以上は急傾斜地が多くなるため、緩傾斜地に局部的に分布するにすぎない。</p> <p>急傾斜地は、なだれの影響を受けるため、樹高1～3mのマルバマンサク、ミヤマザクラ、ミネカエデを主とするなだれ低木群落となっている。尾根上はキタゴヨウが多い。</p> <p>このような貴重な景観の保護を図るものとする。</p>	4, 5 4 6
	1 0, 3 7 8

③ 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表9：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
山 形 県	西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 106林班及び108林班の全部並びに80林班、87林班、88林班、 93林班、98林班、99林班、103林班、107林班及び113林班から 117林班までの各一部 西村山郡西川町 大字志津の一部	7,556	
	西村山郡朝日町内 国有林山形森林管理署 23林班及び24林班の全部並びに22林班及び25林班から31林班 までの各一部 西村山郡朝日町 大字立木の一部	1,805	
	西村山郡大江町内 国有林山形森林管理署 52林班から55林班までの各一部 西村山郡大江町 大字貫見の一部	338	
	最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 157林班及び160林班の全部	378	
	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 2林班、3林班及び5林班の全部並びに1林班及び4林班の各一部 西置賜郡小国町 大字五味沢の一部	2,303	
	東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 28林班及び31林班の全部 東田川郡立川町 大字立谷沢の一部	678	

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
山 形 県	東田川郡羽黒町内 国有林庄内森林管理署 65林班の全部 東田川郡羽黒町 大字川代及び大字手向の各一部	432	
	東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 65林班、74林班、85林班、86林班、113林班及び114林班の各一部 東田川郡朝日村 大字田麦俣の一部	5,848	
		小 計	19,338
新 潟 県	岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1087林班、1089林班、1090林班、1108林班、1109林班及び 1208林班から1210林班までの全部並びに1074林班、1097林 班、1114林班及び1118林班の各一部	2,317	
		小 計	2,317
合 計		2 1, 6 5 5	

(表 1 0 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
羽 黒 山	山形県東田川郡羽黒町 大字手向の一部
県道月山公園線 沿線	山形県東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 28林班及び31林班の全部 山形県東田川郡立川町 大字立谷沢の一部 山形県東田川郡羽黒町 大字川代の一部
湯殿山・姥ヶ岳	山形県西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 113林班から117林班までの各一部 山形県西村山郡西川町 大字志津の一部 山形県最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 157林班の全部 山形県東田川郡羽黒町内 国有林庄内森林管理署 65林班の全部 山形県東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 65林班の全部並びに74林班の一部 山形県東田川郡朝日村 大字田麦俣の一部
念仏ヶ原湿原	山形県最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 160林班の全部

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>羽黒山地区は、山岳信仰の中心であり、歴史的景観地ともいべき地区である。また、参道にはスギ並木があり、境内地、及び有料道路沿いのブナの原生的林は、ブナ-ユキツバキ群落の典型である。</p>	289
<p>羽黒山から月山八合目にかけての帯状の地区で、現公園車道の沿道部分にブナを主体とする天然林が部分的に残存している。</p>	763
<p>湯殿山・仙人沢地区は羽黒山とともに、出羽三山信仰のもう一つの中心地であり、自然崇拜のおもかげを現在に残して、一応自然の状態が残されている。 姥ヶ岳・牛首地区は、地形的・気候的要因によって、大雪田となるため、従来から春・夏山スキー場として利用されてきている。</p>	1,864
<p>念仏ヶ原湿原は、月山の湿原の中では、より発達が進んだ古い湿原として学術上貴重なものであり、当該区域は、その緩衝地帯である。</p>	179

(表 10 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
寒河江川上流域	<p>山形県西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 106林班及び108林班の全部並びに80林班、87林班、88林班93林班、98林班、99林班103林班及び107林班の各一部</p> <p>山形県西村山郡朝日町内 国有林山形森林管理署 23林班及び24林班の全部並びに22林班及び25林班から31林班までの各一部</p> <p>山形県西村山郡朝日町 大字立木の一部</p> <p>山形県西村山郡大江町内 国有林山形森林管理署 52林班から55林班までの各一部</p> <p>山形県西村山郡大江町 大字貫見の一部</p>
荒川上流域	<p>山形県西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 2林班、3林班及び5林班の全部並びに1林班及び4林班の各一部</p> <p>山形県西置賜郡小国町 大字五味沢の一部</p>
大鳥池・八久和 (出合)川上流	<p>山形県東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 85林班、86林班、113林班及び114林班の各一部</p>
末沢川上流部 岩井又川流域	<p>新潟県岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1087林班、1089林班及び1090林班の全部並びに1074林班及び1097林班の各一部</p>
三面川及び竹沢 流域	<p>新潟県岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1108林班、1109林班及び1208林班から1210林班までの全部並びに1114林班 及び1118林班の各一部</p>
	合 計

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>朝日山地は、月山のような山全体としての東西両面の植生上の対立は比較的目立たず、雪田草原の発達も局部的であるが、山地帯のブナ領域に特色がある。すなわち、なだれ常発地の東斜面には高木林がほとんど生育できず、なだれ低木となるが、朝日山地では、その範囲が限られ、比較的ブナ林の発達が許容されるところが広く、この点はまた、朝日と同様の立地にある飯豊山とも大きく異なる点である。</p>	8, 6 0 7
<p>荒川上流部の祝瓶山北斜面は、ブナの美林となだれ地落葉低木林（ヒメヤシヤブ、タニウツギ群落）の地域であって、豪雪地帯の特色ある景観である。</p>	2, 3 0 3
<p>大鳥池のような深山湖や、大朝日岳から以東岳に向かって伸びる山稜の雪食による非対称地形や、それに源を発する深いV字溪谷は雄大な景観である。また、八久和（出合）川、湯井俣川、大鳥川流域の広大な原始的自然は類例のない景観地である。</p>	5, 3 3 3
<p>ブナ林を主とする天然林をはじめ、標高300m～800m付近では、沢が狭いV字谷を形成し、南谷の岸壁にはミズナラ、コナラ等の自然低木林になっている。尾根部にはクロベ、キタゴヨウ等が成育している。</p>	9 4 1
<p>ブナ林を主とする天然林をはじめ、標高300m～800m付近では、沢が狭いV字谷を形成し、南谷の岸壁にはミズナラ、コナラ等の自然低木林になっている。尾根部にはクロベ、キタゴヨウ等が成育している。</p>	1, 3 7 6
	2 1, 6 5 5

④ 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表11：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 79林班81林班、86林班及び110林班から112林班までの全部並びに78林班及び113林班から117林班までの各一部 西村山郡西川町 大字志津の一部	2,711	
	西村山郡朝日町内 国有林山形森林管理署 32林班の全部並びに22林班及び28林班から31林班までの各一部	1,097	
	西村山郡大江町内 国有林山形森林管理署 52林班、53林班、55林班及び56林班の各一部	368	
	最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 154林班から156林班まで、158林班及び161林班の全部並びに159林班の各一部	2,168	
	東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 19林班、20林班、23林班から27林班まで、29林班、30林班及び32林班の全部並びに21林班の一部 東田川郡立川町 大字立谷沢の一部	3,272	
	東田川郡羽黒町内 国有林庄内森林管理署 42林班及び46林班から50林班までの全部並びに41林班の一部 東田川郡羽黒町 大字手向の各一部	1,404	
	東田川郡櫛引町内 国有林庄内森林管理署 49林班及び50林班の全部	234	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 64林班、66林班から73林班まで、75林班から79林班まで、82 林班、83林班、87林班から89林班まで及び110林班から112林 班までの全部並びに74林班、80林班、81林班及び113林 班の各一部 東田川郡朝日村 大字田麦俣の一部	14,352	
		小 計	25,606
新 潟 県	岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1061林班から1073林班まで、1077林班から1086林班まで、 1089-I 林班、1103林班、1177林班から1181林班まで、1187 林班から1195林班まで及び1197林班から1207林班までの全部 並びに1074林班、1096林班、1186林班及び1196林班の各一部 岩船郡朝日村 大字三面の一部	11,249	
		小 計	11,249
合 計		36,855	

(表 1 2 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
羽 黒 山	山形県東田川郡羽黒町内 国有林庄内森林管理署 42林班の全部並びに41林班の一部 山形県東田川郡羽黒町 大字手向の一部
立谷沢川上流域	山形県東田川郡立川町内 国有林庄内森林管理署 19林班、20林班、23林班から27林班まで、29林班、30林班及び32林班の全 部並びに21林班の一部 山形県東田川郡立川町 大字立谷沢の一部
笹川・田麦川・ 八久和川・石跳 川・四谷川・大 越川上流	山形県西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 110林班から112林班までの全部並びに113林班から117林班までの各一部 山形県西村山郡西川町 大字志津及び大字月山沢の各一部 山形県東田川郡羽黒町内 国有林庄内森林管理署 46林班から50林班までの全部 山形県東田川郡櫛引町内 国有林庄内森林管理署 49林班及び50林班の全部 山形県東田川郡朝日村内 国有林庄内森林管理署 64林班から73林班まで、75林班から79林班まで、82林班、83林班、87林班 から89林班まで及び110林班から112林班までの全部並びに74林班、80林 班、81林班、84林班及び113林班の各一部 山形県東田川郡朝日村 大字田麦俣の一部
銅山川上流域	山形県最上郡大蔵村内 国有林山形森林管理署 154林班から156林班まで、158林班及び161林班の全部並びに159林班の一 部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>当該地区一帯は、国有林、私有林とも針葉樹の植林地域であるが、一部、開拓事業により田畑となっている。</p>	694
<p>立谷沢本流、及びにごり沢一帯は特別保護地区に接する一部尾根筋にヒメヤシャブ・タニウツギ群落があるが、大部分はブナ林となっている。玉川、及び松沢一帯は、針葉樹植林が多いほか、全般的に崩壊地が多い。 民有地はミズナラの二次群落地帯となっている。</p>	3,272
<p>笹川の上流域は、標高1,000m程度には一部ミズナラ、ミネカエデ、ナナカマドなどの落葉低木群落が見られるが、それ以下の標高では、風衝型の低いブナ林地帯となっている。 田麦俣上流一帯、中台周辺は、風衝型の低いブナ林地帯が一部にあるのみで、大部分は広大なスギ、あるいはカラマツの植林地となっている。田麦俣集落や中台周辺には、山間田が点在し、その周辺はブナ・ミズナラの半自然植生となっている。 八久和川上流域は、八久和ダム周辺にかなりまとまったスギ植林地帯が点在している。</p>	17,073
<p>当該地は、銅山川の上流、サカサ沢流域地帯で、ブナ林帯となっているが、一部は伐採跡地となっている。</p>	2,168

(表 1 2 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
寒河江川上流域	<p>山形県西村山郡西川町内 国有林山形森林管理署 79林班、81林班及び86林班の全部並びに78林班の一部</p> <p>山形県西村山郡朝日町内 国有林山形森林管理署 32林班の全部並びに22林班及び28林班から31林班までの各一部</p> <p>山形県西村山郡大江町内 国有林山形森林管理署 52林班、53林班、55林班及び56林班の各一部</p>
三面川流域	<p>新潟県岩船郡朝日村内 国有林下越森林管理署村上支署 1061林班から1073林班まで、1077林班から1086林班まで、1089-I 林班、 1103林班、1177林班から1181林班まで、1187林班から1195林班まで及び 1197林班から1207林班までの全部並びに1074林班、1096林班、1186林班及 び1196林班の各一部</p> <p>新潟県岩船郡朝日村 大字三面の一部</p>
合	計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>根子川、及び朝日川上流一帯の地域で、公園の外縁部に当たる。</p> <p>朝日川の林道沿い、朝日鉱泉、及び根子川沿いの日暮合周辺は、スギ造林地、及び伐採跡地になっているが、その他はブナ林地帯となっている。大鳥側に比べると、冬の季節風に直面しないため成育は良い。ブナ林のほかに南～西向きのやや乾燥する急斜面や、やせ尾根にそってクロバーキタゴヨウ林が発達する。</p> <p>当地区は古寺、朝日の両鉱泉があり、登山の基地となっている。</p>	2, 399
<p>三面川右岸地区は、北は榊形山を含む山形県境から南は旧三面部落までで、西は猿田川まで、東は大影境、堀切峰、喜助峰、平四郎峰を結ぶ稜線で囲まれた地域である。この中を猿田川の支流、泥又川が流れている。</p> <p>地形は急峻で、歩道もないため、訪れることは困難であり、自然低木群落、チシマザサーブナ群団となっている。</p> <p>東岸地区は、北は三面川本流で区切られ、南は山形県境にある柴倉山から鷹の巣山を結ぶ稜線で区切られた地域である。その中央部を三面川の支流、末沢川が東西に貫いている。</p> <p>猿田川発電所から三面を経て南下し、蕨峠を越え、山形県小国町に至る車道が通っている。</p> <p>基本的には、チシマザサーブナ群団、ブナーミズナラ群落からなるが、車道沿いなどはスギ等の植林も進められている。</p>	11, 249
	36, 855

⑤ 指定湖沼

汚排水の排出の規制にかかる湖沼は次のとおりである。

(表 1 3 : 指定湖沼表)

名 称	位 置	地域地区
大鳥池	山形県東田川郡朝日村大字大鳥	第 1 種特別地域

湖 沼 の 概 要	面積 (h a)
<p>朝日連峰最北の主峰^{いとうだけ}以東岳の北側、標高963mに広がる自然性の高い湖沼である。周辺はブナを主とした原生林に囲まれ、イワナやヒメマスが数多く生息している。</p>	41.0

(イ) 面積内訳

ア 地域地区別土地所有別面積

(表 1 4 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地							
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別	
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公
山 形 県	土地所有別面積	2,317	0	1,120	5,832	0	0	18,505	87
	地種区分別面積				5,832			19,338	
	地域地区別面積	3,437			50,776				
	地域別面積	54,213							
新 潟 県	土地所有別面積	4,285	0	0	4,546	0	0	2,317	0
	地種区分別面積				4,546			2,317	
	地域地区別面積	4,285			18,112				
	地域別面積	22,397							
合 計	土地所有別面積	6,602	0	1,120	10,378	0	0	20,822	87
	地種区分別面積 (比率)				10,378 (14%)			21,655 (28%)	
	地域地区別面積 (比率)	7,722 (10%)			68,888 (90%)				
	地域別面積 (比率)	76,610 (100%)							

(単位：面積 ha、比率 %)

域				合 計		
地域	第3種特別地域			(陸 域)		
私	国	公	私	国	公	私
746	24,714	73	819	51,368	160	2,685
	25,606			54,213		
0	10,234	0	1,015	21,382	0	1,015
	11,249			22,397		
746	34,948	73	1,834	72,750	160	3,700
	36,855 (48%)			76,610 (100%)		

イ 地域地区別市町村別面積

(表 1 5 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名			特別地域					合計 (陸域)
			特保	第1種	第2種	第3種	小計	
山形県	西村山郡	西川町	526	614	7,556	2,711	11,407	11,407
		朝日町	90	0	1,805	1,097	2,992	2,992
		大江町	9	0	338	368	715	715
	最上郡	大蔵村	0	95	378	2,168	2,641	2,641
	西置賜郡	小国町	1,015	0	2,303	0	3,318	3,318
	東田川郡	立川町	1,039	1,407	678	3,272	6,396	6,396
		羽黒町	576	0	432	1,404	2,412	2,412
		櫛引町	0	0	0	234	234	234
		朝日村	182	3,716	5,848	14,352	24,098	24,098
	小計			3,437	5,832	19,338	25,606	54,213
新潟県	岩船郡	朝日村	4,285	4,546	2,317	11,249	22,397	22,397
小計			4,285	4,546	2,317	11,249	22,397	22,397
合計			7,722	10,378	21,655	36,855	76,610	76,610

(5) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表 1 6 : 保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	山形県西村山郡西川町 (姥ヶ岳)
2	砂防施設	山形県東田川郡朝日村 (以東岳)
3	植生復元施設	山形県西村山郡西川町 (竜門山)
4	植生復元施設	山形県西村山郡朝日町 (金玉水)
5	植生復元施設	山形県西村山郡朝日町 (銀玉水)

整 備 方 針	旧計画との関係
姥ヶ岳周辺の植生復元と雪田植生の保全を図るため、木柵等を整備する。	昭63. 10. 11告示
以東岳周辺の雪田植生の保全及び以東岳、大鳥池間の歩道の安全を図るための施設を整備する。	昭63. 10. 11告示
野営利用等により裸地化している竜門山周辺の植生の荒廃の防止及び高山植生の復元を図る。	平10. 8. 31告示
公園利用者の踏圧等により裸地化している金玉水周辺の植生の荒廃の防止及び高山植生の復元を図る。	平10. 8. 31告示
公園利用者の踏圧等により裸地化している銀玉水周辺の植生の荒廃の防止及び高山植生の復元を図る。	平10. 8. 31告示

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 17 : 集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	羽 黒	山形県東田川郡羽黒町 大字手向の一部	<p>羽黒山地区の自然、文化財探勝の中心基地として位置付ける。</p> <p>月山をはじめとする出羽三山の探勝のための自然解説、情報基地としての機能を持たせるとともに、周囲の優れた自然環境を生かし、保健休養、野外レクリエーションのための施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針			面積 (ha)	旧計画との関係	
羽黒整備計画区	<p>羽黒山の中腹にあって、周囲をスギ、ブナ、ナラ等の良好な植生に囲まれ、国民休暇村として、宿舎、野営場、園地、スキー場等の利用施設の立地している計画区である。</p> <p>樹木の保存、利用施設の連携に留意しつつ落ち着いた滞在型利用空間の形成を図る。</p> <p>計画区南部は、自然探勝を目的とした利用者のために、博物展示施設（ビジターセンター）、園地、駐車場等を整備する。</p> <p>計画区中央部は、宿舎、駐車場等を整備する。</p> <p>計画区北西部は、野営場等を整備する。</p> <p>計画区北東部は、園地として整備する。冬期は家族連れでも楽しめる安全で快適なスキー場として利用する。</p> <p>周辺の歩道、園路は、この地域の動植物や地形、地質等の解説板の充実を図り、野外自然解説型自然探勝施設として整備する。</p>			71.9	<p>一般計画 昭47.10.18決定</p> <p>区域 昭47.10.18指定</p> <p>詳細計画 昭47.10.18決定 平10.8.31変更</p>	
面積計				国	公	私
				0.0	70.5	1.4
				71.9		

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 18 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
1	宿 舎	山形県西村山郡西川町、東田川郡立川町及び羽黒町（月山山頂）
2	ス キ ー 場	山形県西村山郡西川町（姥ヶ岳）
3	園 地	山形県西村山郡西川町（姥ヶ岳）
4	宿 舎	山形県西村山郡西川町（姥沢）
5	駐 車 場	山形県西村山郡西川町（姥沢）
6	給 水 施 設	山形県西村山郡西川町（姥沢）
7	園 地	山形県西村山郡西川町（志津）
8	宿 舎	山形県西村山郡西川町（志津）
9	野 営 場	山形県西村山郡西川町（志津）
10	博物展示施設	山形県西村山郡西川町（志津）
11	避 難 小 屋	山形県西村山郡西川町（天狗角力取山）
12	避 難 小 屋	山形県西村山郡西川町（日暮沢）
13	避 難 小 屋	山形県西村山郡西川町及び新潟県岩船郡朝日村（竜門山）
14	避 難 小 屋	山形県西村山郡西川町、朝日町及び西置賜郡小国町（大朝日岳山頂）
15	駐 車 場	山形県西村山郡朝日町（白滝）
16	避 難 小 屋	山形県西村山郡朝日町（鳥原山）
17	野 営 場	山形県西村山郡朝日町（鳥原山）

整備方針	旧計画との関係
月山登山者の宿泊のための施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
既存のスキー場の整備充実を図る。	昭63. 10. 11告示
登山利用の休息施設として整備する。整備にあたっては、湿原の保護に配慮する。	昭63. 10. 11告示
月山登山者の宿泊のための施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
志津月山線車道の終点の駐車場として整備する。	昭63. 10. 11告示
姥沢地区への給水施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
自然探勝を主体とした園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山登山及び月山山麓の自然探勝者の宿泊のための施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山地区利用者の野営施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山地区の自然等を紹介するとともに、自然保護教育のための基地として整備する。	昭63. 10. 11告示
大井沢三方境線歩道利用者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰への登山者の駐車のための施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山者のための野営施設として整備する。	昭63. 10. 11告示

(表 1 8 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1 8	宿 舎	山形県西村山郡朝日町（朝日鉱泉）
1 9	宿 舎	山形県西村山郡大江町（古寺鉱泉）
2 0	避 難 小 屋	山形県最上郡大蔵村（念仏ヶ原）
2 1	宿 舎	山形県最上郡大蔵村（清川行人）
2 2	園 地	山形県西置賜郡小国町（針生平）
2 4	野 営 場	山形県西置賜郡小国町（針生平）
2 5	駐 車 場	山形県西置賜郡小国町（針生平）
2 6	園 地	山形県東田川郡立川町及び羽黒町（海道坂）
2 7	園 地	山形県東田川郡立川町及び羽黒町（月山六合目）
2 8	野 営 場	山形県東田川郡立川町及び羽黒町（月山六合目）
2 9	園 地	山形県東田川郡立川町及び羽黒町（弥陀ヶ原）
3 0	宿 舎	山形県東田川郡立川町及び羽黒町（弥陀ヶ原）
3 1	駐 車 場	山形県東田川郡立川町及び羽黒町（弥陀ヶ原）
3 2	宿 舎	山形県東田川郡立川町及び羽黒町（月山仏生池）
3 3	園 地	山形県東田川郡羽黒町（羽黒山）
3 4	博 物 館	山形県東田川郡羽黒町（羽黒山）
3 5	駐 車 場	山形県東田川郡羽黒町（羽黒山）

整備方針	旧計画との関係
朝日連峰登山者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山登山者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山登山者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
野外活動のための多目的広場等として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山者のための野営施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
針生平利用者のための駐車施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
立谷沢川及び月山西山麓の展望のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山登山者のための休憩施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山登山者のための野営施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
弥陀ヶ原湿原の自然観察のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山登山者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
弥陀ヶ原周辺の探勝者及び月山登山者のための駐車施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
月山登山者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
出羽三山神社を訪れる者の散策、休憩のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
出羽三山神社の自然、人文等を紹介するための施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
出羽三山神社及び羽黒国民休暇村を訪れる者のための駐車施設として整備する。	昭63. 10. 11告示

(表 1 8 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
3 6	園 地	山形県東田川郡羽黒町（南谷）
3 7	園 地	山形県東田川郡朝日村（中台）
3 8	宿 舎	山形県東田川郡朝日村（中台）
3 9	休 憩 所	山形県東田川郡朝日村（中台）
4 0	ス キ ー 場	山形県東田川郡朝日村（中台）
4 4	園 地	山形県東田川郡朝日村（湯殿山八紘沢）
4 5	園 地	山形県東田川郡朝日村（仙人沢）
4 6	宿 舎	山形県東田川郡朝日村（仙人沢）
4 7	園 地	山形県東田川郡朝日村（湯殿山口）
4 8	宿 舎	山形県東田川郡朝日村（湯殿山口）
4 9	駐 車 場	山形県東田川郡朝日村（湯殿山口）
5 0	駐 車 場	山形県東田川郡朝日村（泡滝）
5 1	宿 舎	山形県東田川郡朝日村（大鳥池）
5 2	野 営 場	山形県東田川郡朝日村（大鳥池）
5 3	避 難 小 屋	山形県東田川郡朝日村及び新潟県岩船郡朝日村（以東岳）
5 4	避 難 小 屋	山形県東田川郡朝日村及び新潟県岩船郡朝日村（狐穴）
5 5	避 難 小 屋	新潟県岩船郡朝日村（赤滝）

整備方針	旧計画との関係
県指定史跡の別当院別院（玄陽院）の礎石を保存しつつ周辺の散策のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
中台周辺の利用者の散策のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
中台スキー場利用者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
中台周辺利用者のための休憩施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
中台周辺の緩斜面を利用したスキー場として整備する。	昭63. 10. 11告示
湯殿山地区へ向かう利用者のための休憩のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
湯殿山神社参拝者、月山登山者の散策、休憩のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
湯殿山神社参拝者、月山登山者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
散策のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
湯殿山神社参拝者、月山登山者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
湯殿山口利用者のための駐車施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
大鳥池、朝日連峰利用者のための駐車施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
大鳥池周辺の自然探勝、朝日連峰登山のための宿泊施設として整備する。施設の整備にあたっては、大鳥池の水質保全に留意する。	昭63. 10. 11告示
大鳥池周辺の自然探勝、朝日連峰登山のための野営施設として整備する。施設の整備にあたっては、大鳥池の水質保全に留意する。	昭63. 10. 11告示
大鳥池朝日岳縦走者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
大鳥池朝日岳縦走者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山者のための避難施設として整備する。	昭63. 10. 11告示

(表 1 8 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
5 6	園 地	新潟県岩船郡朝日村 (奥三面)
5 7	宿 舎	新潟県岩船郡朝日村 (奥三面)
5 8	駐 車 場	新潟県岩船郡朝日村 (奥三面)
5 9	博物展示施設	新潟県岩船郡朝日村 (奥三面)
6 0	避 難 小 屋	山形県西置賜郡小国町 (平岩山)
6 1	避 難 小 屋	山形県西置賜郡小国町 (角檜)
6 2	避 難 小 屋	新潟県岩船郡朝日村 (道陸神峰)
6 3	野 営 場	山形県東田川郡朝日村 (中台)

整備方針	旧計画との関係
奥三面周辺の利用者のための園地として整備する。	昭63. 10. 11告示
奥三面周辺の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
奥三面周辺利用者のための駐車施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
奥三面周辺の自然、人文等を紹介するための施設として整備する。	昭63. 10. 11告示
朝日連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8. 31告示
朝日連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8. 31告示
朝日連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8. 31告示
中台池周辺の自然探勝利用者のための野営施設として整備する。	新 規

(ウ) 道路

① 車道

車道を次のとおりとする。

(表 19 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間
1	六十里越街道線	起点—山形県東田川郡朝日村 (田麦俣・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡西川町 (志津・車道合流点) 起点—山形県西村山郡西川町 (大越・車道分岐点) 終点—山形県西村山郡西川町 (旧 1 1 2 号線・車道合流点)
2	志津月山線	起点—山形県西村山郡西川町 (志津・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡西川町 (姥沢)
3	白滝朝日鉱泉線	起点—山形県西村山郡朝日町 (白滝・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡朝日町 (朝日鉱泉)
4	羽黒月山線	起点—山形県東田川郡羽黒町 (向前橋・国立公園境界) 終点—山形県東田川郡羽黒町 (弥陀ヶ原)
5	中台中台池線	起点—山形県東田川郡朝日村 (中台・車道分岐点) 終点—山形県東田川郡朝日村 (中台池)
6	八紘沢湯殿山口線	起点—山形県東田川郡朝日村 (六十里山・車道分岐点) 終点—山形県東田川郡朝日村 (湯殿山口)
7	左京淵泡滝線	起点—山形県東田川郡朝日村 (左京淵・国立公園境界) 終点—山形県東田川郡朝日村 (泡滝)
8	奥三面線	起点—新潟県岩船郡朝日村 (猿田発電所・国立公園境界) 終点—新潟県岩船郡朝日村 (奥三面ダム)
9	小国三面線	起点—新潟県岩船郡朝日村 (蕨峠・国立公園境界) 終点—新潟県岩船郡朝日村 (三面・車道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
六十里山	志津への到達車道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	姥沢への到達道路として整備する。	昭63. 10. 11告示
	朝日連峰登山口の白滝及び朝日鉱泉への到達道路として整備する。	昭63. 10. 11告示
荒沢寺、 月山六合目	羽黒山と月山を連絡する車道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	中台池周辺への到達車道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	湯殿山口への到達車道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	大鳥登山口の泡滝へ到達する車道として整備する。なお、駐車場を付帯させる。	昭63. 10. 11告示
三面	村上市方面から奥三面への到達車道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	小国町方面から三面部落への到達車道として整備する。	昭63. 10. 11告示

(エ) 道路

② 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間
1	志津姥ヶ岳線	起点—山形県西村山郡西川町 (志津・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡西川町 (姥ヶ岳・歩道合流点) 終点—山形県西村山郡西川町 (牛首・歩道合流点)
2	志津装束場線	起点—山形県西村山郡西川町 (志津) 終点—山形県西村山郡西川町 (装束場・歩道合流点) 終点—山形県西村山郡西川町 (姥沢・歩道合流点)
3	大井沢三方境線	起点—山形県西村山郡西川町 (大井沢・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡西川町、東田川郡朝日村及び新潟県岩船郡朝日村 (三方境・歩道合流点)
4	大井沢大鳥池線	起点—山形県西村山郡西川町 (焼峰・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡西川町及び東田川郡朝日村 (天狗角力取山・歩道合流点) 起点—山形県西村山郡西川町及び東田川郡朝日村 (天狗角力取山・歩道分岐点) 終点—山形県東田川郡朝日村 (大鳥池・歩道合流点) 終点—山形県東田川郡朝日村及び新潟県岩船郡朝日村 (以東岳・歩道合流点)
5	日暮沢小屋竜門山線	起点—山形県西村山郡西川町 (日暮沢小屋・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡西川町及び新潟県岩船郡朝日村 (竜門山・歩道合流点)
6	竜門滝花ヌキ峰線	起点—山形県西村山郡西川町 (日暮沢小屋・歩道分岐点) 終点—山形県西村山郡西川町及び大江町 (花ヌキ峰・歩道合流点)
7	白滝鳥原山線	起点—山形県西村山郡朝日町 (白滝) 終点—山形県西村山郡朝日町 (鳥原山東・歩道合流点)
8	朝日鉱泉朝日岳周廻線	起点—山形県西村山郡朝日町 (朝日鉱泉) 終点—山形県西村山郡朝日町 (朝日鉱泉)
9	朝日鉱泉平岩山線	起点—山形県西村山郡朝日町 (朝日鉱泉) 終点—山形県西村山郡朝日町及び西置賜郡小国町 (平岩山・歩道合流点)
10	古寺鉱泉鳥原山線	起点—山形県西村山郡大江町 (古寺鉱泉) 終点—山形県西村山郡大江町 (古寺鉱泉・国立公園境界) 起点—山形県西村山郡大江町 (古寺鉱泉・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡朝日町及び山形県西村山郡大江町 (鳥原山・歩道合流点)
11	古寺鉱泉小朝日岳線	起点—山形県西村山郡大江町 (古寺鉱泉) 終点—山形県西村山郡西川町及び朝日町、大江町 (小朝日岳・歩道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
姥沢	志津から月山へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	志津から湯殿山及び姥沢への登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
障子ヶ岳、 天狗角力取山	志津から湯殿山及び姥沢への登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
明光山、 オツボ峰	大井沢から大鳥池へ到達する登山道及びオツボ峰から以東岳へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	日暮沢小屋を起点として、竜門山へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	日暮沢小屋から小朝日岳へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	白滝登山口から鳥原山への登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
大朝日岳、 小朝日岳、 鳥原山	朝日鉱泉を基点として、大朝日岳、小朝日岳、鳥原山をめぐる登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
御影森山	朝日鉱泉から御影森山を経て平岩山へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
畑場峰	古寺鉱泉から鳥原山へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
古寺山	古寺鉱泉から小朝日岳へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示

(表 20 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間
1 2	肘折月山線	起点—山形県最上郡大蔵村 (小岳・国立公園境界) 終点—山形県東田川郡立川町及び山形県東田川郡羽黒町 (月山山頂・歩道合流点)
1 3	岩根沢月山線	起点—山形県最上郡大蔵村 (地藏森山東麓・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡西川町及び東田川郡立川町、羽黒町 (月山山頂・歩道合流点)
1 4	地藏森山月山線	起点—山形県西村山郡西川町 (東又林道・国立公園境界) 終点—山形県西村山郡西川町 (大雪城・歩道合流点)
1 5	針生平大朝日岳線	起点—山形県西置賜郡小国町 (針生平) 終点—山形県西村山郡朝日町及び西置賜郡小国町 (大朝日岳・歩道合流点)
1 6	針生平北大玉山線	起点—山形県西置賜郡小国町 (針生平・歩道分岐点) 終点—山形県西置賜郡小国町 (北大玉山・歩道合流点)
1 8	平清水弥陀ヶ原線	起点—山形県東田川郡立川町及び羽黒町 (月山六合目) 終点—山形県東田川郡立川町及び羽黒町 (弥陀ヶ原・歩道合流点)
1 9	田麦俣仙人沢線	起点—山形県東田川郡朝日村 (田麦俣・国立公園境界) 終点—山形県東田川郡朝日村 (仙人沢)
2 0	湯殿山月山線	起点—山形県東田川郡朝日村 (湯殿山神社) 終点—山形県東田川郡朝日村 (装束場) 終点—山形県西村山郡西川町、東田川郡立川町及び羽黒町 (月山山頂)
2 1	泡滝大鳥池線	起点—山形県東田川郡朝日村 (泡滝ダム) 終点—山形県東田川郡朝日村 (大鳥池・歩道合流点)
2 2	大鳥池朝日岳線	起点—山形県東田川郡朝日村 (大鳥池・歩道分岐点) 終点—山形県西村山郡西川町、西村山郡朝日町及び西置賜郡小国町 (大朝日岳・歩道合流点)
2 3	三面寒江山線	起点—山形県東田川郡朝日村 (奥三面ダム) 終点—山形県西村山郡西川町及び新潟県岩船郡朝日村 (寒江山・歩道合流点)
3 6	東北自然歩道線	起点—山形県東田川郡立川町 (羽黒山・国立公園境界) 終点—山形県東田川郡羽黒町 (傘骨) 終点—山形県東田川郡羽黒町 (羽黒集団施設地区) 起点—山形県東田川郡立川町及び羽黒町 (弥陀ヶ原・歩道分岐点) 終点—山形県東田川郡立川町及び羽黒町 (月山山頂・歩道合流点) 終点—山形県東田川郡立川町及び羽黒町 (弥陀ヶ原)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
念仏ヶ原	念仏ヶ原湿原を経て月山へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
清川行人小屋	岩根沢方面から月山への登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	地藏森山から月山への登山道として整備する。	平10. 8. 31告示
平岩山	針生平から朝日岳へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
大玉山	針生平から大玉山を経て大朝日岳へ到達する登山道として整備する。針生平大朝日岳線から分岐させ再び合流させる。	昭63. 10. 11告示
	月山六合目から弥陀ヶ原へ到達する登山道として整備する。	平 2. 8. 18告示
	田麦俣から仙人沢へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
装束場	湯殿山神社から月山へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	泡滝ダムから大鳥池へ到達する登山道として整備する。	昭63. 10. 11告示
以東岳、三方境、竜門山	大鳥池から以東岳、三方境、竜門山を経て大朝日岳へ至る縦走路として整備する。 朝日鉱泉朝日岳線歩道へ合流させる。	昭63. 10. 11告示
	奥三面ダムから寒江山への登山道として整備する。 大鳥池朝日岳線歩道へ合流させる。	昭63. 10. 11告示
羽黒山、荒沢寺、羽黒国民休暇村	東北自然歩道として整備する。	平 2. 8. 18告示

(オ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 2 1 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	区間
1	姥ヶ岳線	索道運送施設	起点－山形県西村山郡西川町（姥沢） 終点－山形県西村山郡西川町（小姥）
2	羽黒山線	一般自動車道	起点－山形県東田川郡羽黒町（羽黒集団施設地区） 終点－山形県東田川郡羽黒町（羽黒山頂）
3	湯殿山線	一般自動車道	起点－山形県東田川郡朝日村（湯殿山口） 終点－山形県東田川郡朝日村（仙人沢）
4	仙人沢線	自動車運送施設	起点－山形県東田川郡朝日村（仙人沢） 終点－山形県東田川郡朝日村（湯殿山神社）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	月山登山者の利便を図るための索道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	羽黒集団施設地区から羽黒山へ到達する一般自動車道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	湯殿山口から仙人沢へ到達する一般自動車道として整備する。	昭63. 10. 11告示
	仙人沢から湯殿山神社へ利用者を運ぶ自動車運送施設（湯殿山参拝バス）として整備する。	昭63. 10. 11告示

磐梯朝日国立公園

(飯豊地域)

1 変更理由

磐梯朝日国立公園は、本地域を含め昭和25年9月5日に指定された。本地域については、その後、昭和32年9月27日に区域の一部変更及び公園計画の決定が行われた。公園が指定されてから社会情勢は大きく変化し本地域の公園利用にも大きな変化がもたらされたことから、平成10年8月31日には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われた。

磐梯朝日国立公園飯豊地域は山形、福島及び新潟の3県にまたがり、飯豊連峰とその北部に位置する荒川溪谷周辺を含んでいる。

飯豊連峰は、飯豊山(2,105m)を主峰として、最高峰の大日岳(2,128m)、^{おにしだけ}御西岳(2,012m)、北股岳(2,024m)など2,000m以上の峰々が北西方向から南東方向に連なる東北地方最大級の山岳地帯である。冬季の偏東積雪により著しい東西非対称山稜が発達しており、風下の北東側が急斜面、風上の南西側が緩斜面となっている。主稜線にはなだらかな起伏が続くが、主に古い地質時代の花崗岩類から構成されているため侵蝕、削剥が激しく、支稜の間には峻険なV字峡谷が見られる。

飯豊山は、紀元11世紀末、平安時代の後期に開山されたと伝えられる。以来、出羽三山と同じく山岳信仰の対象として栄え、これらの山岳信仰は今でも十三講として残っている。

飯豊連峰は日本海に面し、冬季の季節風を直接受けることから、日本有数の豪雪地帯となっている。このことが植生にも大きな影響を与え、朝日連峰と同じく亜高山帯に針葉樹林がないため、森林限界が低く、広くゆるやかな主稜線は豊富な高山性植物に覆われ、極めて多彩な景観を呈し、稜線部には飯豊の特産種であるイデリンドウをはじめとする高山植生や雪田群落、風衝植生が見られ、わが国有数の原生的景観を呈している。

また、野生動物の宝庫であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類が広く分布し、ニホンザル等中・小型哺乳類、イヌワシ、クマタカ、イワツバメ等の鳥類等豊富な動物相が見られる。

利用については、原生的山岳景観を活かした登山利用が行われている。

平成10年の公園計画の全般的な見直し（再検討）以降の現地の利用実態を勘案し、本地域の適正な保護と利用を図るため、現計画の方針を踏まえつつ、公園計画の変更（第1次点検）を行うものである。

2. 施設計画

利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(1) 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表1：単独施設（削除）表)

番号	種類	位置
5	大日杉園地	山形県西置賜郡飯豊町（大日杉）
6	大日杉宿舎	山形県西置賜郡飯豊町（大日杉）

告示年月日	理 由
昭32.9.27告示 (広場計画からの振替)	利用の実態上、計画の必要性がなくなったため。
昭32.9.27告示 (位置表示の変更)	利用の実態上、計画の必要性がなくなったため。

(2) 道路

歩道

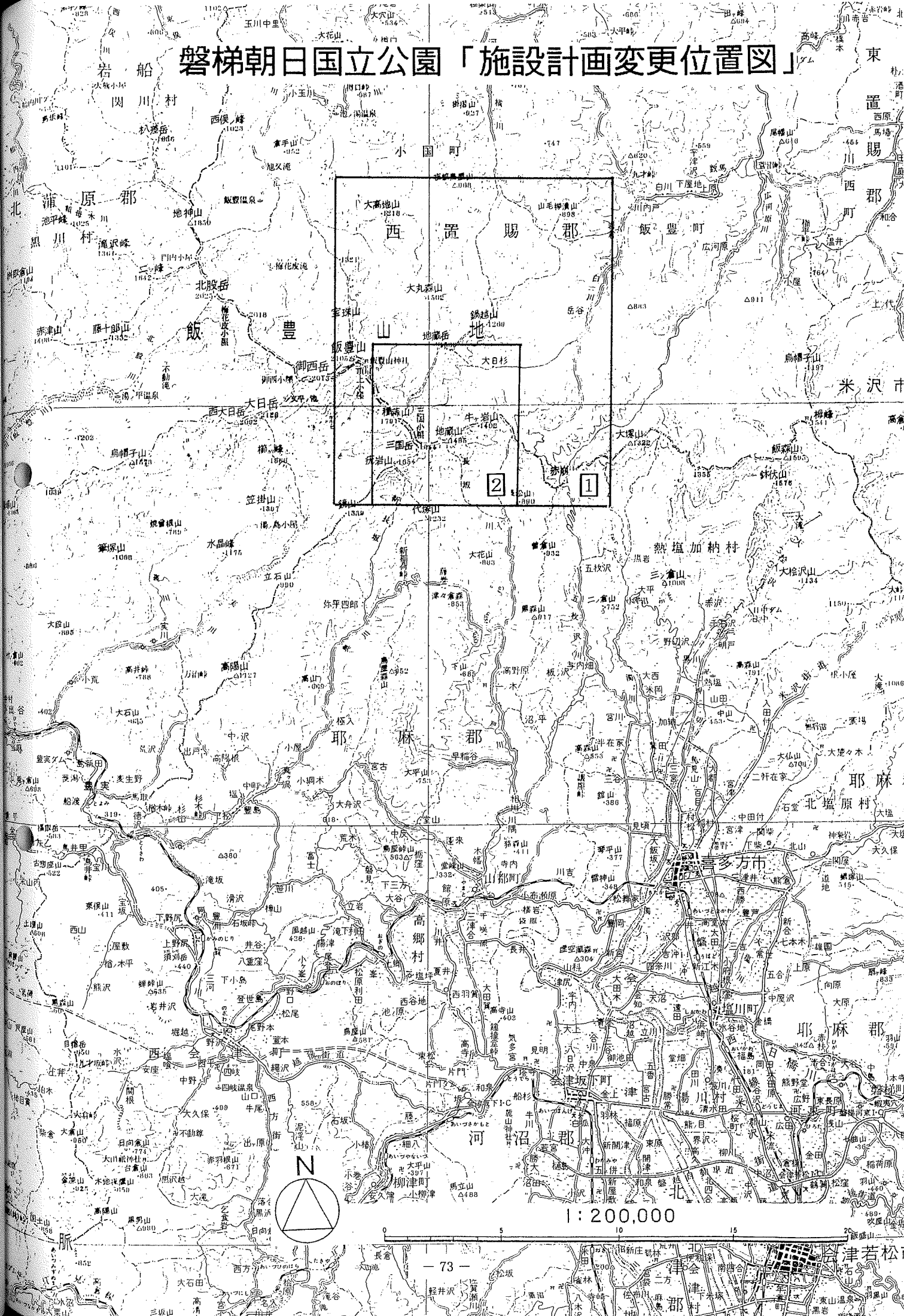
次の歩道を追加する。

(表 2 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
20	小白布横峰線	起点—福島県耶麻郡山都町 (小白布) 終点—福島県耶麻郡山都町 (横峰・歩道合流点)	

整備方針	旧計画との関係
<p>小白布から横峰（歩道合流点）に至る飯豊山登山の利用動線として整備する。</p>	<p>新規</p>

磐梯朝日国立公園「施設計画変更位置図」





小形森山

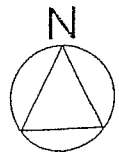
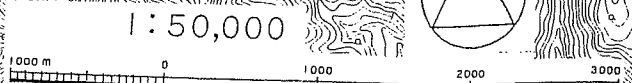
磐梯朝日国立公園「施設計画変更図 1」



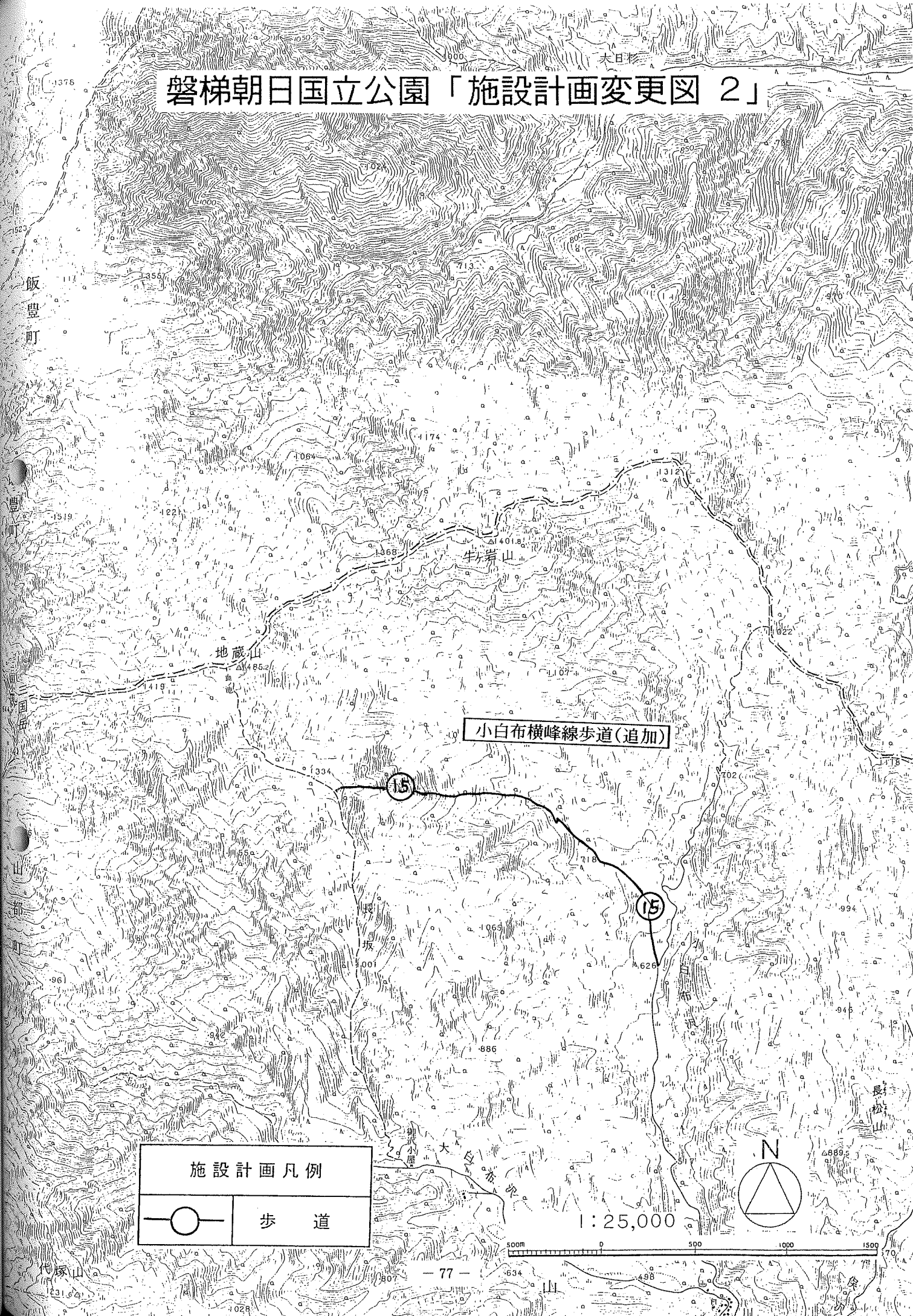
大日杉園地(削除)

大日杉宿舎(削除)

施設計画凡例	
	園地
	宿舎

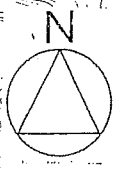


磐梯朝日国立公園「施設計画変更図 2」

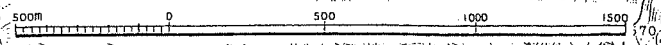


小白布横峰線歩道(追加)

施設計画凡例	
	歩道



1:25,000



3. 参考事項

(1) 指定植物

特別地域内において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科	目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ		ミズゴケ
ヒカリゴケ		ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ		ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ		エゾヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ		ヒメミズニラ
ハナヤスリ		ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)、エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む。)
イノモトソウ		リシリシノブ
オシダ		オクヤマワラビ、タカネヘビノネゴザ、シロウマイタチシダ、ニッコウシダ
シシガシラ		ミヤマシシガシラ
チャセンシダ		クモノスシダ
ウラボシ		ミヤマウラボシ
マツ		ハイマツ
ヒノキ		ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)、ミヤマネズ
イチイ		キアラボク
ツチトリモチ		ミヤマツチトリモチ
タデ		イブキトラノオ (エゾイブキトラノオを含む。)、オヤマソバ、ムカゴトラノオ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ		タカネナデシコ (クモイナデシコを含む。)、センジュガンピ、タカネツメクサ、エゾフスマ (シラオイハコベ)
キンポウゲ		オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、オクトリカブト、レイジンソウ、ホソバトリカブト、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ (チョウカイイチゲ、エゾハクサンイチゲを含む。)、ミスミソウ (スハマソウ、オオミスミソウを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、エゾイチゲ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン (コシジオウレン)、シラネアオイ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、ミヤマカラマツ、ヒメミヤマカラマツ、モミジカラマツ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク
メギ		サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシショウマ (トガクシソウ)
スイレン		オゼコウホネ、エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む。)
ウマノスズクサ		コシノカンアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ		エゾオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ)、オシマオトギリ
モウセンゴケ		モウセンゴケ
ケシ		エゾエンゴサク、ミチノクエンゴサク、ヤマブキソウ、オサバグサ
アブラナ		ミヤマハタザオ、イワハタザオ (イワテハタザオを含む。)、ミヤマガラシ (ヤマガラシ)、ミヤマタネツケバナ (ミネガラシ)、ハクセンナズナ
ベンケイソウ		ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチツパベンケイ
ユキノシタ		バンダイショウマ、アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。)、ミヤマダイモンジソウ、エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む。)、フキユキノシタ
バラ		コシジシモツケソウ、シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、タカネイバラ、ホロムイイチゴ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、シロバナトウチソウ、マルバシモツケ
マメ		イワオオギ、オヤマノエンドウ、ツガルフジ

科	目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
フウロソウ スミレ		グンナイフウロ、ハクサンフウロ キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、チシマウスバスミレ (ケウスバスミレ) オオバキスミレ、タカネスミレ (クモマスミレ)、テリハタチツボスミレ、ナ エバキスミレ、ミヤマスミレ、ミヤマツボスミレ
アカバナ		ヤナギラン、アシボツアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、オオアカバナ、ムツアカバナ
スギナモ ミズキ		スギナモ ゴゼンタチバナ
セリ イワウメ		イワテトウキ (ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ハクサンボウフウ イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ		ウメガサソウ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、コバナイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ		ヒメシヤクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、イソツツジ (エゾイソツツジ)、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、ハクサンシヤクナゲ (シロバナシヤクナゲ、ネモトシヤクナゲを含む。)、レンゲツツジ、アズマシヤクナゲ、オオバツツジ、サイコクミツバツツジ、オオコメツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラドウダン、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、イワツツジ、コケモモ
ガンコウラン サクラソウ		ガンコウラン ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ヒナザクラ、ツマトリソウ、コツマトリソウトウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、イデリンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ ムラサキ シソ		エゾノヨツバムグラ、オオバノヨツバムグラ エチゴルリソウ ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、デワノタツナミソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ		ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、マルバコゴメグサ、ヒメコゴメグサ (コバノコゴメグサ)、エゾコゴメグサ、ヤマウツボ (ミヤマウツボを含む。)、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、イワテシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ (バンダイクワガタを含む。)、クガイソウ
タヌキモ オオバコ スイカズラ オミナエシ マツムシソウ キキョウ		ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ ハクサンオオバコ リンネソウ、クロミノウグイスカグラ、コウグイスカグラ マルバキンレイカ、コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)、キンレイカ マツムシソウ (エゾマツムシソウを含む。)、タカネマツムシソウ ヒメシヤジン、ミヤマシヤジン、ハクサンシヤジン (タカネツリガネニンジン)、チシマギキョウ、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、キキョウ
キク		タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、チョウジギク、ウサギギク (エゾウサギギクを含む。)、ミヤマオトコヨモギ、タカネヨモギ、ミヤマヨメナ、カニコウモリ、イワインチン、ナンブタカネアザミ、オニアザミ (ハリオニアザミを含む。)、ウゴアザミ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、クモマニガナ、ミヤマウスユキソウ (ヒナウスユキソウ)、ウスユキソウ、ミネ

科 目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
オモダカ ホロムイソウ ユリ	<p>ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、トウゲブキ、カイタカラコウ、イワテヒゴタイ、ミヤマキタアザミ、クロトウヒレン、センダイトウヒレン (ナンブトウヒレン)、ヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン (トウヒレン)、キクアザミ、コウリンカ、ミヤマキオン、サワオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク)</p> <p>マルバオモダカ ホロムイソウ</p> <p>ネバリノギラン、シロウマアサツキ、ツバメオモト、カタクリ、ミヤマクロユリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、タチギボウシ、コオニユリ、スカシユリ、ヤマスカシユリ、クルマユリ、ヒメサユリ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、イワショウブ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。)</p>
アヤメ イグサ	<p>ノハナショウブ、ヒメシャガ、ヒオオギアヤメ ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)、クモマスズメノヒエ</p>
ホシクサ イネ	<p>ミヤマヒナホシクサ、アズマホシクサ コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス</p>
サトイモ ミクリ カヤツリグサ	<p>ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ ホソバタマミクリ ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、イワキスゲ (キンチャクスゲ)、ダケスゲ、ヒロハイッポンスゲ (オオツルスゲ)、キンスゲ、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ</p>
ラン	<p>コアニチドリ、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、イチヨウラン、サワラン (アサヒラン)、コイチヨウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オノノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、サギソウ、ミズトンボ、ギボウシラン、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、フタバラン (コフタバラン)、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、ヒナチドリ、オノエラン、ウチヨウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、ツブラトンボ、ガッサンチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ハクウンラン、ショウキラン</p>

(2) 過去の経緯

昭和25年 9月 5日	公園区域の指定
昭和27年10月13日	利用施設計画の一部決定
昭和29年10月 1日	利用施設計画の一部決定
昭和32年 9月27日	公園区域の拡張、削除 特別地域、特別保護地区の指定 公園計画全般の決定
昭和32年10月 1日	鷹ノ巣集団施設地区の指定
昭和36年10月24日	公園計画の一部変更 (利用施設計画)
昭和37年12月25日	公園計画の一部変更 (利用施設計画)
昭和38年11月29日	公園計画の一部変更 (利用施設計画)
昭和40年10月23日	公園計画の一部変更 (利用施設計画)
昭和41年12月14日	公園計画の一部変更 (利用施設計画)
昭和46年 6月30日	公園計画の一部変更 (利用施設計画)
昭和47年10月18日	公園計画の一部変更 (利用施設計画)
平成10年 8月31日	公園計画の全般的な見直し (再検討)

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表3：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 94林班、95林班、119-I林班、119-II林班及び120林班から125林班までの全部並びに30林班及び31林班の各一部 (国 8,407)	8,710	
	西置賜郡小国町 大字小国小坂町、大字小 ^{おど} 渡、大字小玉川及び大字玉川の各一部 (国 8) (私 295)		
	西置賜郡飯豊町内 国有林置賜森林管理署 241林班及び242林班の全部 (国 1,383)	1,383	
		小 計	10,093
福 島 県	耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 330林班から337林班まで及び340林班から342林班までの全部 (国 3,235)	3,450	
	耶麻郡山都町 大字一ノ木の一部 (公 20) (私 195)		
	耶麻郡西会津町内 国有林会津森林管理署 312林班及び317林班の全部 (国 669)	669	
		小 計	4,119

(表 3 : 公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)									
新 潟 県	新発田市内 国有林下越森林管理署 92林班から95林班までの全部 (国 6,172)	6, 1 7 2									
	北蒲原郡黒川村内 国有林下越森林管理署 33林班及び34林班の全部 (国 5,890)	5, 8 9 0									
	東蒲原郡阿賀町内 国有林下越森林管理署 233林班から236林班まで及び240林班から246林班までの全部 (国 6,931)	6, 9 3 1									
	岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1333林班、1334林班、1338林班から1345林班まで、 1349林班から1361林班まで、1417林班、1418林班及 び 1425林班の全部並びに1325林班、1326林班及び 1402林班 から1405林班までの各一部 (国 5,855) 岩船郡関川村 大字大内淵、大字片貝、大字金丸、大字聞出、 大字檜ノ木新田、大字沼、大字八ツ口及び大字湯沢 の各一部 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <table style="border: none;"> <tr><td style="border: none;">{</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">17</td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">105</td></tr> <tr><td style="border: none;">}</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">2,368</td></tr> </table> </div>	{	国	17		公	105	}	私	2,368	8, 3 4 5
{	国	17									
	公	105									
}	私	2,368									
		小 計	2 7, 3 3 8								
合	計	4 1, 5 5 0									

(4) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表4：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 94林班、95林班、119-I林班、119-II林班及び120林班から125林班までの全部並びに30林班及び31林班の各一部 (国 8,407)	8,710	
	西置賜郡小国町 大字小国小坂町、大字小渡、大字小玉川及び大字玉川の各一部 (国 8) (私 295)		
	西置賜郡飯豊町内 国有林置賜森林管理署 241林班及び242林班の全部 (国 1,383)	1,383	
		小 計	10,093
福 島 県	耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 330林班から337林班まで及び340林班から342林班までの全部 (国 3,235)	3,450	
	耶麻郡山都町 大字一ノ木の一部 (公 20) (私 195)		
	耶麻郡西会津町内 国有林会津森林管理署 312林班及び317林班の全部 (国 669)	669	
	小 計		4,119

(表 4 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
新 潟 県	新発田市内 国有林下越森林管理署 92林班から95林班までの全部 (国 6,172)	6, 1 7 2	
	北蒲原郡黒川村内 国有林下越森林管理署 33林班及び34林班の全部 (国 5,890)	5, 8 9 0	
	東蒲原郡阿賀町内 国有林下越森林管理署 233林班から236林班まで及び240林班から246林班までの全部 (国 6,931)	6, 9 3 1	
	岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1333林班、1334林班、1338林班から1345林班まで、 1417林班、1418林班及び1425林班の全部並びに 1325林班、1326林班及び1402林班から1405林班まで の各一部 (国 3,729)	4, 9 7 9	
	岩船郡関川村 大字大内淵、大字片貝、大字金丸、大字 聞出、大字檜ノ木新田、大字八ツ口 (国 17) 及び大字湯沢の各一部 (公 80) (私 1,153)		
		小 計	2 3, 9 7 2
合	計		3 8, 1 8 4

① 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表5：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 119-Ⅱ林班及び120林班から124林班までの各一部 (国 314)	314	
	西置賜郡飯豊町内 国有林置賜森林管理署 241林班及び242林班の各一部 (国 52)	52	
		小 計	366
福 島 県	耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 333林班、334林班及び337林班の各一部 (国 45)	85	
	耶麻郡山都町 大字一ノ木の一部 (私 40)		
		小 計	85
新 潟 県	新発田市内 国有林下越森林管理署 94林班及び95林班の各一部 (国 2,063)	2,063	
	北蒲原郡黒川村内 国有林下越森林管理署 33林班の一部 (国 42)	42	
	東蒲原郡阿賀町内 国有林下越森林管理署 234林班から236林班までの全部並びに233林班、242 林班及び243林班の各一部 (国 4,417)	4,417	
		小 計	6,522
合 計		6,973	

(表6：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
飯 豊 山	山形県西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 119-II林班及び120林班から124林班までの各一部 (国 314)
	山形県西置賜郡飯豊町内 国有林置賜森林管理署 241林班及び242林班の各一部 (国 52)
	福島県耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 333林班、334林班及び337林班の各一部 (国 45)
	福島県耶麻郡山都町 大字一ノ木の一部 (私 40)
	新潟県新発田市内 国有林下越森林管理署 94林班及び95林班の各一部 (国 2,063)
	新潟県北蒲原郡黒川村内 国有林下越森林管理署 33林班の一部 (国 42)
	新潟県東蒲原郡阿賀町内 国有林下越森林管理署 234林班から236林班までの全部並びに233林班、242林班 及び243林班の各一部 (国 4,417)
合	計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>飯豊連峰の主峰である飯豊山を中心とする地区である。地神山から地藏山への主稜線及び御西岳から大日岳へ至る尾根上には当地域の特産種であるイデリンドウをはじめとする高山性植生や雪田群落が見られる。また、稜線西側の加治川及び実川源流部はゴルジュの続く深い溪谷となっており、優れた原生的景観を有し、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>6, 9 7 3 (国6, 933) 私 40)</p>
	<p>6, 9 7 3</p>

② 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表7：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 120林班から124林班までの各一部 (国 5,748)	5, 7 4 8	
		小 計	5, 7 4 8
新 潟 県	新発田市内 国有林下越森林管理署 93林班の全部並びに92林班及び94林班の各一部 (国 2,812)	2, 8 1 2	
	北蒲原郡黒川村内 国有林下越森林管理署 34林班の全部並びに33林班の一部 (国 5,848)	5, 8 4 8	
	岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1417林班の全部並びに1325林班及び1326林班の 各一部 (国 1,425)	1, 4 2 5	
		小 計	1 0, 0 8 5
合 計		1 5, 8 3 3	

(表 8 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
飯豊連峰東部	山形県西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 120林班から124林班までの各一部 (国 5,748)
飯豊連峰北西部	新潟県新発田市内 国有林下越森林管理署 93林班の全部並びに92林班及び94林班の各一部 (国 2,812) 新潟県北蒲原郡黒川村内 国有林下越森林管理署 34林班の全部並びに33林班の一部 (国 5,848) 新潟県岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1417林班の全部並びに1325林班及び1326林班の各一部 (国 1,425)
	合 計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>飯豊連峰東部の登山口である天狗平から主稜線へ延びる梶川尾根、ダイクラ尾根等の支稜及びその間を流れる梅花皮沢、桧山沢、大又沢流域を含み、冬期の偏東積雪により、特に梅花皮沢上部の石転ビ沢には盛夏にもなお雪渓が多く残る。山麓部のブナの原生林、支稜上のキタゴヨウ、ダケカンバ等の自然植生で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>5, 7 4 8 (国 5, 748)</p>
<p>飯豊連峰の北西部に広がる地区であり、連峰北部の主峰杵差岳、大石山周辺の他、連峰西部の登山基地である胎内口及び赤谷口から主稜線に突き上げる胎内尾根、足ノ松尾根、オーエン尾根の3つの支稜とその間を流れる頼母木川、胎内川、飯豊川の上流域を含む。主稜線上には雪田植生が広がり、夏期には杵差岳周辺でニッコウキスゲの群落が見られる。支稜の間はそれぞれ急峻なV字峡谷となっており、飯豊連峰の中でも原始的自然が保持されている。山麓部にはカモシカ、ニホンザル、ツキノワグマ等の生息も多く見られ、優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1 0, 0 8 5 (国10, 085)</p>
	<p>1 5, 8 3 3</p>

③ 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表9：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 119-I林班及び125林班の全部並びに30林班、31林班、95林班、119-II林班及び120林班の各一部 (国 2,038)	2,336	
	西置賜郡小国町 大字小国小坂町、大字小渡、大字小玉川及び大字玉川の各一部 (国 8) (私 290)		
	西置賜郡飯豊町内 国有林置賜森林管理署 241林班及び242林班の各一部 (国 571)	571	
	小 計		2,907
福 島 県	耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 330林班の全部並びに331林班から335林班まで、337林班、340林班及び341林班の各一部 (国 1,271)	1,275	
	耶麻郡山都町 大字一ノ木の一部 (私 4)		
	耶麻郡西会津町内 国有林会津森林管理署 312林班の一部 (国 335)	335	
	小 計		1,610
新 潟 県	新発田市内 国有林下越森林管理署 92林班及び95林班の各一部 (国 1,297)	1,297	
	東蒲原郡阿賀町内 国有林下越森林管理署 243林班の一部 (国 435)	435	
	岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1402林班、1403林班、1405林班及び1425林班の各一部 (国 42)	812	
	岩船郡関川村 大字大内淵、大字片貝、大字金丸、大字聞出、大字檜ノ木新田、大字八ツ口及び大字湯沢の各一部 (国 17) (公 60) (私 693)		
	小 計	小 計	2,544
合	計	7,061	

(表 10 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
荒川溪谷周辺	山形県西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 30林班、31林班及び95林班の各一部 (国 281)
	山形県西置賜郡小国町 大字小国小坂町、大字小渡及び大字玉川の各一部 (国 8) (私 193)
	新潟県岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1402林班、1403林班、1405林班及び1425林班の各一部 (国 42)
	新潟県岩船郡関川村 大字大内淵、大字片貝、大字金丸、大字聞出、大字檜ノ木新田、 大字八ツ口及び大字湯沢の各一部 (国 17) (公 60) (私 693)
天狗平周辺	山形県西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 119-I林班及び125林班の全部並びに119-II林班及び120林班の各一部 (国 1,757)
	山形県西置賜郡小国町 大字小玉川の一部 (私 97)
飯豊川流域	新潟県新発田市内 国有林下越森林管理署 92林班及び95林班の各一部 (国 1,297)
三国岳、地藏山山麓部	山形県西置賜郡飯豊町内 国有林置賜森林管理署 241林班及び242林班の各一部 (国 571)
	福島県耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 332林班から335林班まで及び337林班の各一部 (国 885)
	福島県耶麻郡西会津町内 国有林会津森林管理署 312林班の一部 (国 335)
	新潟県東蒲原郡阿賀町内 国有林下越森林管理署 243林班の一部 (国 435)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>コナラ、クリ等の自然植生等で構成される荒川渓谷沿いの優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1, 294 (国 348) (公 60) (私 886)</p>
<p>山形県側の最大の登山基地である天狗平を中心として、ブナを主体とした自然植生等に覆われ、優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1, 854 (国1,757) (私 97)</p>
<p>御西岳西部に端を発し、深いV字峡谷となっている飯豊川とその両岸を含み、ブナ等の原生林に覆われた優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1, 297 (国 1,297)</p>
<p>連峰東部の種蒔山、三国岳、地藏山稜線部の特別保護地区に隣接し、飯豊山へ向かう大日杉種蒔山線、谷地平地蔵山線、御沢飯豊山線及び祓川三国岳線の4本の歩道沿いであり、ブナ等の自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>2, 226 (国2,226)</p>

(表 1 0 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
川入	福島県耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 330林班の全部並びに331林班、340林班及び341林班の各一部 (国 386) 福島県耶麻郡山都町 大字一ノ木の一部 (私 4)
	合 計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>川入口への到達道路である一ノ木御沢線(車道)沿線であり、一部植林地を含むが、ブナ等の自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>390 (国 386) 私 4</p>
	<p>7,061</p>

④ 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表11：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 94林班の全部並びに95林班の一部 (国 307)	312	
	西置賜郡小国町 大字小国小坂町の一部 (私 5)		
	西置賜郡飯豊町内 国有林置賜森林管理署 241林班及び242林班の各一部 (国 760)	760	
	小 計		1,072
福 島 県	耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 336林班及び342林班の全部並びに331林班、332林班、334林班、335林班、337林班、340林班及び341林班の各一部 (国 1,919)	2,090	
	耶麻郡山都町 大字一ノ木の一部 (公 20) (私 151)		
	耶麻郡西会津町内 国有林会津森林管理署 317林班の全部並びに312林班の一部 (国 334)	334	
	小 計		2,424
新 潟 県	東蒲原郡阿賀町内 国有林下越森林管理署 240林班、241林班及び244林班から246林班までの全部並びに233林班及び242林班の各一部 (国 2,079)	2,079	
	岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1333林班、1334林班及び1338林班から1345林班までの全部並びに1403林班から1405林班まで及び1425林班の各一部 (国 2,262)	2,742	
	岩船郡関川村 大字片貝、大字金丸及び大字湯沢の各一部 (公 20) (私 460)		
	小 計	小 計	4,821
合 計			8,317

(表 1 2 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
荒川溪谷周辺	山形県西置賜郡小国町内 国有林置賜森林管理署 94林班の全部並びに95林班の一部 (国 307)
	山形県西置賜郡小国町 大字小国小坂町の一部 (私 5)
	新潟県岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1403林班から1405林班まで及び1425林班の各一部 (国 476)
	新潟県岩船郡関川村 大字片貝、大字金丸及び大字湯沢の各一部 (公 20) (私 460)
大日杉周辺	山形県西置賜郡飯豊町内 国有林置賜森林管理署 241林班及び242林班の各一部 (国 760)
川 入	福島県耶麻郡山都町内 国有林会津森林管理署 336林班及び342林班の全部並びに331林班、332林班、334林班、335林班、337林班、340林班及び341林班の各一部 (国 1,919)
	福島県耶麻郡山都町 大字一ノ木の一部 (公 20) (私 151)
祓 川	福島県耶麻郡西会津町内 国有林会津森林管理署 317林班の全部並びに312林班の一部 (国 334)
湯 ノ 島	新潟県東蒲原郡阿賀町内 国有林下越森林管理署 240林班、241林班及び244林班から246林班までの全部並びに233林班及び242林班の各一部 (国 2,079)
東俣川流域	新潟県岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1333林班、1334林班及び1338林班から1345林班までの全部 (国 1,786)
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>コナラ、クリ等の植生がみられる荒川溪谷沿いの良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>1, 268 (国 783 公 20 私 465)</p>
<p>古来飯豊講の主たる登山ルートであった中津川口から大日杉周辺の良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>760 (国 760)</p>
<p>福島県からの登山口である川入周辺であり、主要な公園利用道路である一ノ木御沢線道路(車道)からの展望対象となる良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>2, 090 (国1,919 公 20 私 151)</p>
<p>弥平四郎祓川線道路(車道)沿線のブナ等の良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>334 (国 334)</p>
<p>実川沿いに湯ノ島を経て連峰の最高峰である大日岳へ至る湯ノ島御西岳線道路(歩道)から展望されるブナ等の良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>2, 079 (国2,079)</p>
<p>飯豊連峰北部から主稜線への到達ルートである東俣川沿いの大石川飯豊山線(歩道)周辺であり、ブナ等の良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>1, 786 (国1,786)</p>
	<p>8, 317</p>

(イ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 1 3 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
新 潟 県	岩船郡関川村内 国有林下越森林管理署村上支署 1349林班から1361林班まで及び1418林班の全部 (国 2,126)	3, 3 6 6 (国 2,126) (公 25) (私 1,215)
	岩船郡関川村 大字片貝、大字聞出及び大字沼の各一部 (公 25) (私 1,215)	

(ウ) 面積内訳

ア 地域地区別土地所有別面積

(表 1 4 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地							
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別	
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公
山 形 県	土地所有別面積	366			5,748			2,617	
	地種区分別面積				5,748			2,907	
	地域地区別面積	366			9,727				
	地域別面積	10,093							
福 島 県	土地所有別面積	45		40				1,606	
	地種区分別面積							1,610	
	地域地区別面積	85			4,034				
	地域別面積	4,119							
新 潟 県	土地所有別面積	6,522			10,085			1,791	60
	地種区分別面積				10,085			2,544	
	地域地区別面積	6,522			17,450				
	地域別面積	23,972							
合 計	土地所有別面積	6,933		40	15,833			6,014	60
	地種区分別面積 (比率)				15,833 (38.1)			7,061 (17.0)	
	地域地区別面積 (比率)	6,973 (16.8)			31,211 (75.1)				
	地域別面積 (比率)	38,184 (91.9)							

(単位：面積 h a、比率 %)

域				普通地域 (陸 域)			合 計 (陸 域)		
地域	第3種特別地域								
私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
290	1,067		5				9,798		295
	1,072								
							10,093		
4	2,253	20	151				3,904	20	195
	2,424								
							4,119		
693	4,341	20	460	2,126	25	1,215	24,865	105	2,368
	4,821								
				3,366			27,338		
987	7,661	40	616	2,126	25	1,215	38,567	125	2,858
	8,317 (20.0)								
				3,366 (8.1)			41,550 (100.0)		

② 地域地区別市町村別面積

(表 1 5 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名			特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)
			特保	第1種	第2種	第3種	小計		
山形県	西置賜郡	小国町	314	5,748	2,336	312	8,710		8,710
		飯豊町	52		571	760	1,383		1,383
小計			366	5,748	2,907	1,072	10,093		10,093
福島県	耶麻郡	山都町	85		1,275	2,090	3,450		3,450
		西会津町			335	334	669		669
小計			85		1,610	2,424	4,119		4,119
新潟県	新発田市		2,063	2,812	1,297		6,172		6,172
	北蒲原郡	黒川村	42	5,848			5,890		5,890
	東蒲原郡	阿賀町	4,417		435	2,079	6,931		6,931
	岩船郡	関川村		1,425	812	2,742	4,979	3,366	8,345
小計			6,522	10,085	2,544	4,821	23,972	3,366	27,338
合計			6,973	15,833	7,061	8,317	38,184	3,366	41,550

(5) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表 16 : 保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	山形県西置賜郡小国町及び新潟県新発田市（天狗ノ庭）
2	植生復元施設	山形県西置賜郡小国町，福島県耶麻郡山都町及び新潟県東蒲原郡阿賀町（切合）
3	植生復元施設	新潟県新発田市（御西）

整 備 方 針	旧計画との関係
公園利用者の踏圧等により裸地化している天狗ノ庭周辺の植生の荒廃の防止及び高山植生の復元を図る。	平成10. 8.31告示
公園利用者の踏圧等により裸地化している切合小屋周辺の植生の荒廃の防止及び高山植生の復元を図る。	平成10. 8.31告示
野営利用等により裸地化している御西小屋周辺の植生の荒廃の防止及び高山植生の復元を図る。	平成10. 8.31告示

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 17 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	鷹ノ巣	新潟県岩船郡関川村 大字湯沢の一部	<p>当該地区は、荒川溪谷線道路（車道）（国道113号線）沿線で、荒川沿いに位置し、周辺はコナラ等の自然林に囲まれ、春から秋にかけては自然探勝、冬期には温泉を目的とした利用者が多く訪れている。</p> <p>この恵まれた自然環境や到達性の良い立地条件を生かし、荒川溪谷沿いの豊かな自然に親しむための基地として、快適な利用空間を形成するための施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針			面積 (ha)	旧計画との関係
鷹ノ巣整備計画区	<p>クリ、コナラ等の森林に囲まれ、夏期を中心に児童・家族連れ等の利用者が多く訪れる計画区である。</p> <p>荒川右岸では、主に野営場、園地等を整備し、西側河畔の平地には温泉を利用した宿泊施設を中心に整備する。</p> <p>荒川左岸では、自然探勝のための園地等を整備する。</p>			20.9	一般計画 昭32. 9. 27決定 区域 昭32. 10. 1指定 詳細計画 平10. 8. 31決定
面積計		国	公	私	
		8.0	0.0	12.9	
		20.9			

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 1 8 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園 地	山形県西置賜郡小国町 (赤芝)
2	園 地	山形県西置賜郡小国町 (天狗平)
3	宿 舎	山形県西置賜郡小国町 (天狗平)
4	園 地	山形県西置賜郡小国町 (温身平)
7	避 難 小 屋	福島県耶麻郡山都町 (飯豊山)
8	野 営 場	福島県耶麻郡山都町 (御沢)
9	園 地	福島県耶麻郡山都町 (川入)
1 0	宿 舎	福島県耶麻郡山都町 (川入)
1 1	園 地	福島県耶麻郡山都町 (黒森山)
1 2	避 難 小 屋	福島県耶麻郡山都町及び新潟県東蒲原郡阿賀町 (切合)
1 3	避 難 小 屋	福島県耶麻郡山都町及び新潟県東蒲原郡阿賀町 (三国岳)
1 4	避 難 小 屋	福島県耶麻郡西会津町 (祓川)

整備方針	旧計画との関係
赤芝峽の散策・休憩のための園地として整備する。	平10. 8.31告示
天狗平周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者のための宿舎として整備する。	平10. 8.31告示
温身平周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者のための野営場として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者のための登山拠点として案内施設、休憩所等を整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者のための宿舎として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰を展望する園地として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示

(表 1 8 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1 5	避 難 小 屋	新潟県新発田市 (二王子岳)
1 6	避 難 小 屋	新潟県新発田市 (北股岳)
1 7	避 難 小 屋	新潟県新発田市 (御西岳)
1 8	園 地	新潟県新発田市 (掛留沢)
1 9	避 難 小 屋	新潟県新発田市 (湯ノ平)
2 0	園 地	新潟県北蒲原郡黒川村 (奥胎内)
2 1	野 営 場	新潟県北蒲原郡黒川村 (奥胎内)
2 2	避 難 小 屋	新潟県北蒲原郡黒川村 (頼母木山)
2 3	避 難 小 屋	新潟県北蒲原郡黒川村 (門内岳)
2 4	避 難 小 屋	新潟県東蒲原郡阿賀町 (湯ノ島)
2 5	避 難 小 屋	新潟県岩船郡関川村 (杵差岳)

整 備 方 針	旧計画との関係
二王子岳登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
湯ノ平温泉、飯豊連峰登山利用者のための駐車場、休憩所等を整備する。	平10. 8.31告示
湯ノ平温泉周辺の自然探勝及び飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
奥胎内の自然探勝・休憩のための園地として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の野営場として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示
飯豊連峰登山利用者の避難小屋として整備する。	平10. 8.31告示

(ウ) 道路

① 車道

車道を次のとおりとする。

(表19：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	荒川溪谷線	起点－山形県西置賜郡小国町（赤芝橋・国立公園境界） 終点－新潟県岩船郡関川村（鷹ノ巣・国立公園境界）	鷹ノ巣温泉
2	玉川天狗平線	起点－山形県西置賜郡小国町（横根・車道分岐点） 終点－山形県西置賜郡小国町（下新田・国立公園境界） 起点－山形県西置賜郡小国町（川入・国立公園境界） 終点－山形県西置賜郡小国町（天狗平）	
3	一ノ木御沢線	起点－福島県耶麻郡山都町（一ノ木・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡山都町（御沢）	川入
4	弥平四郎祓川線	起点－福島県耶麻郡西会津町（弥平四郎・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡西会津町（祓川）	
5	赤谷掛留沢線	起点－新潟県新発田市（赤谷・国立公園境界） 終点－新潟県新発田市（掛留沢）	
6	奥胎内線	起点－新潟県北蒲原郡黒川村（奥胎内・国立公園境界） 終点－新潟県北蒲原郡黒川村（足ノ松沢出合）	
7	東俣川線	起点－新潟県岩船郡関川村（東俣川・国立公園境界） 終点－新潟県岩船郡関川村（ブナイデ橋）	

整備方針	旧計画との関係
荒川溪谷沿いの探勝道路として整備する。	平10. 8.31告示
荒川溪谷から飯豊連峰の登山口である天狗平への到達道路として整備する。	平10. 8.31告示
一ノ木から川入を経由して、飯豊連峰の登山口である御沢への到達道路として整備する。	平10. 8.31告示
弥平四郎から飯豊連峰の登山口である祓川への到達道路として整備する。	平10. 8.31告示
赤谷から飯豊連峰の登山口である掛留沢への到達道路として整備する。	平10. 8.31告示
奥胎内から飯豊連峰の足ノ松尾根取付きへの到達道路として整備する。	平10. 8.31告示
東俣川沿いに飯豊連峰北部の登山口であるブナイデ橋への到達道路として整備する。	平10. 8.31告示

② 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	天狗平地神山線	起点－山形県西置賜郡小国町 (天狗平) 終点－山形県西置賜郡小国町 (地神山・歩道合流点)	
2	天狗平門内岳線	起点－山形県西置賜郡小国町 (天狗平) 終点－山形県西置賜郡小国町 (門内岳・歩道合流点)	
3	天狗平飯豊山線	起点－山形県西置賜郡小国町 (天狗平) 終点－福島県耶麻郡山都町 (飯豊山・歩道合流点)	
4	大日杉種蒔山線	起点－山形県西置賜郡飯豊町 (大日杉・国立公園境界) 終点－福島県耶麻郡山都町 (種蒔山・歩道合流点)	
5	谷地平地蔵山線	起点－福島県耶麻郡山都町 (谷地平・国立公園境界) 終点－福島県耶麻郡山都町 (地蔵山・歩道合流点)	
6	御沢飯豊山線	起点－福島県耶麻郡山都町 (御沢) 終点－福島県耶麻郡山都町 (飯豊山・歩道合流点)	地蔵山、三国岳、種蒔山
7	御沢大滝線	起点－福島県耶麻郡山都町 (御沢・歩道分岐点) 終点－福島県耶麻郡山都町 (大滝)	
8	滝分沢龍ノ山線	起点－福島県耶麻郡山都町 (滝分沢) 終点－福島県耶麻郡山都町 (龍ノ山・国立公園境界)	
9	祓川三国岳線	起点－福島県耶麻郡西会津町 (祓川) 終点－福島県耶麻郡山都町 (三国岳・歩道合流点)	
10	掛留沢北股岳線	起点－新潟県新発田市 (掛留沢) 終点－新潟県新発田市 (北股岳・歩道合流点)	湯ノ平温泉
11	奥胎内大石山線	起点－新潟県北蒲原郡黒川村 (奥胎内) 終点－新潟県北蒲原郡黒川村 (大石山・歩道合流点)	
12	奥胎内門内岳線	起点－新潟県北蒲原郡黒川村 (奥胎内) 終点－新潟県北蒲原郡黒川村 (門内岳・歩道合流点)	

整備方針	旧計画との関係
天狗平から地神山へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
天狗平から門内岳へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
天狗平から飯豊山へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
大日杉から種蒔山へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
谷地平から地蔵山へ至る探勝歩道として整備する。	平10. 8.31告示
御沢から飯豊山へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
御沢から大滝へ至る探勝歩道として整備する。	平10. 8.31告示
滝分沢から龍ノ山へ至る探勝歩道として整備する。	平10. 8.31告示
祓川から三国岳へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
掛留沢から湯ノ平温泉を經由して北股岳へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
奥胎内から足ノ松尾根を経て大石山へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
奥胎内から胎内尾根を経て門内岳へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示

(表 2 0 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1 3	湯ノ島御西岳線	起点－新潟県東蒲原郡阿賀町 (湯ノ島・国立公園境界) 終点－新潟県東蒲原郡阿賀町 (御西岳・歩道合流点)	大日岳
1 4	大石川飯豊山線	起点－新潟県岩船郡関川村 (ブナイデ橋) 終点－福島県耶麻郡山都町 (飯豊山・歩道合流点) 終点－新潟県岩船郡関川村 (杵差岳西・国立公園境界)	杵差岳、門内岳、北股岳、御西岳

整 備 方 針	旧計画との関係
実川登山口から湯ノ島を経て御西岳へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示
大石川から杵差岳、門内岳、北股岳、御西岳を経由して飯豊山へ至る登山道として整備する。	平10. 8.31告示

磐梯朝日国立公園

(磐梯吾妻・猪苗代地域)

1 変更理由

磐梯朝日国立公園は、本地域を含め昭和25年9月5日に指定された。その後、昭和32年9月27日には区域の一部変更及び地種区分の設定が行われ、昭和53年12月8日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われた。また、昭和60年1月31日には公園計画の第1次点検、昭和61年1月31日には第2次点検、昭和63年7月23日には第3次点検、平成8年7月31日には第4次点検が行われた。

本地域は地形的成因や利用形態などから磐梯、吾妻、猪苗代の3地区に分けることができる。

磐梯地区は、磐梯山(1,819m)、櫛ヶ峰、赤埴山からなる磐梯火山と、猫魔ヶ岳(1,404m)、雄国山、古城ヶ峰からなる猫魔火山などから構成される。磐梯山は明治21(1888)年の大爆発により小磐梯が吹き飛び、約500人の死者を出した災害で知られるが、このとき檜原川などの河川を堰き止め、大小数百の湖沼をつくり、磐梯高原を生んだ。本地区は、日本を代表する野鳥の生息地として知られており、その数も多い。植物については、火山活動の影響を受けたためアカマツ林やススキ原、それにイタドリ群落等の火山高原植生が特徴的である。また、天然記念物「雄国沼湿原植物群落」のほか、各地にミズバショウなどの湿原植生がみられる。また、利用については、裏磐梯が中心的な利用拠点であり、主に宿泊や自然探勝、磐梯山一帯の登山、スキー等が行われている。

吾妻地区一帯は、吾妻連峰の西側に位置する西吾妻火山群、東側の東吾妻火山群、安達太良火山群などから構成される。西吾妻火山群は古い火山帯で、山頂付近までアオモリトドマツ、コメツガ、ヒメコマツなどに覆われている。東大巔北側には弥兵衛平と呼ばれる多くの池塘が点在する高層湿原がある。また、特別天然記念物のニホンカモシカをはじめとしニホンザル等の中大型哺乳類が見られる。

利用については、浄土平が中心的な利用拠点であり、ドライブ利用者の休憩や自然探勝、吾妻連峰及び安達太良山への登山、各地に散在する温泉を利用した宿泊等が行われている。

猪苗代地区は、地溝性の盆地の中に形成された猪苗代湖を中心とする。湖の面積は、104km²と我が国第4位の大きさで、最大深度は94mである。湖の水は酸性であるため魚や水生生物の種類は少なく、現在はコイ、フナ、ウグイ、ウナギ等の放流と漁獲が行われている。湖岸の植生はアカマツが主で、場所によってはコナラやシナノキが混じっている。冬季にはカモ、ハクチョウ類が見られる。

利用については、湖の北側ではボート遊び、散策、休憩等、南側では湖水浴、キャンプ、ボート遊び等が行われている。

平成8年の公園計画の変更（第4次点検）以降の現地の利用実態を勘案し、本地域の適正な保護と利用を図るため、現計画の方針を踏まえつつ、公園計画の変更（第5次点検）を行うものである。

2. 施設計画

利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(1) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表1：単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
147	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村 (早稲沢 ^{わせざわ})
148	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村 (狐鷹森 ^{こたかもり})
149	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村 (小野川湖東岸)
150	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村 (小野川湖西岸)
151	舟 遊 場	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖北岸)
152	舟 遊 場	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南岸)

整備方針	旧計画との関係
<p>桧原湖（北岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。</p>	<p>新 規</p>
<p>桧原湖（東岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。</p>	<p>新 規</p>
<p>小野川湖（東岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。</p>	<p>新 規</p>
<p>小野川湖（西岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。</p>	<p>新 規</p>
<p>桧原湖（北岸地区）における水辺レクリエーション施設としての棧橋及び駐車場等周辺施設を整備する。</p>	<p>新 規</p>
<p>桧原湖（南岸地区）における水辺レクリエーション施設としての棧橋を整備する。</p>	<p>新 規</p>

(2) 道路

次の道路（歩道）を削除する。

(表 3 : 道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区 間
13	谷地平中津溪谷線	起点—福島県耶麻郡猪苗代町（谷地平・歩道分岐点） 終点—福島県耶麻郡猪苗代町（中津溪谷・歩道合流点）

告 示 年 月 日	理 由
昭和60年1月31日	今後整備する見込みがなく、実態上計画の必要性が乏しいため。

(3) 運輸施設

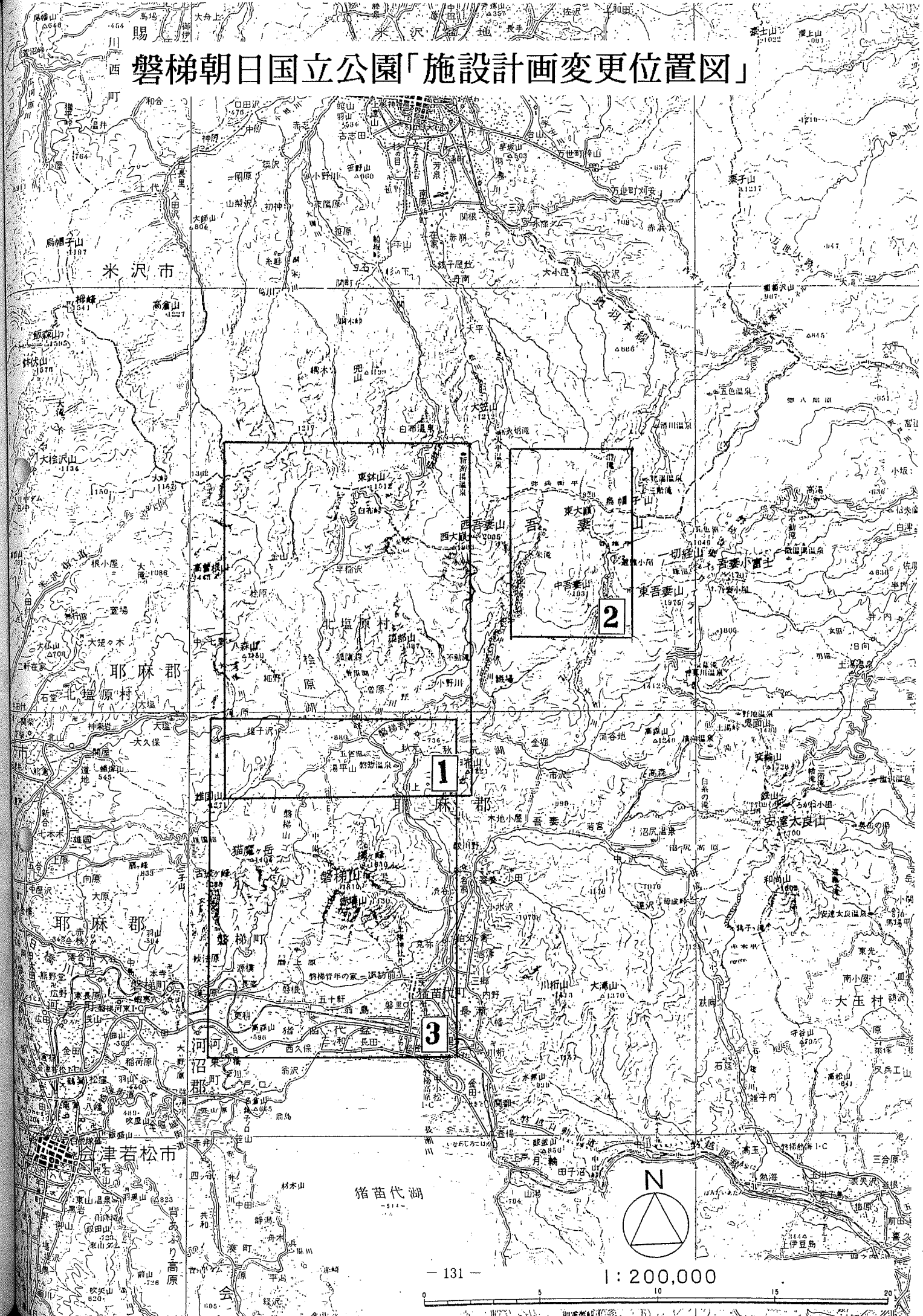
次の運輸施設を追加する。

(表 4 : 運輸施設追加表)

番号	路線名	種類	位置 又 は 区 間
9	おったて 押立線	索道運送施設	起点—福島県耶麻郡猪苗代町 (押立) 終点—福島県耶麻郡猪苗代町 (押立)

整備方針	旧計画との関係
<p>冬季スキーリフトを夏季に運行し、終点駅舎周辺から猪苗代湖の眺望を楽しむための施設として整備する。</p>	<p>新規</p>

磐梯朝日国立公園「施設計画変更位置図」



磐梯朝日国立公園「施設計画変更図 1」

137 松原湖北岸舟遊場(追加)

147 早稲沢野営場(追加)

148 狐鷹森野営場(追加)

149 小野川湖東岸野営場(追加)

150 小野川湖西岸野営場(追加)

152 松原湖南岸舟遊場(追加)

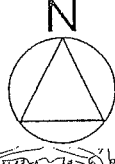
施設計画凡例



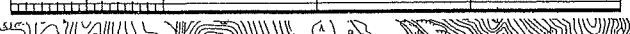
野営場



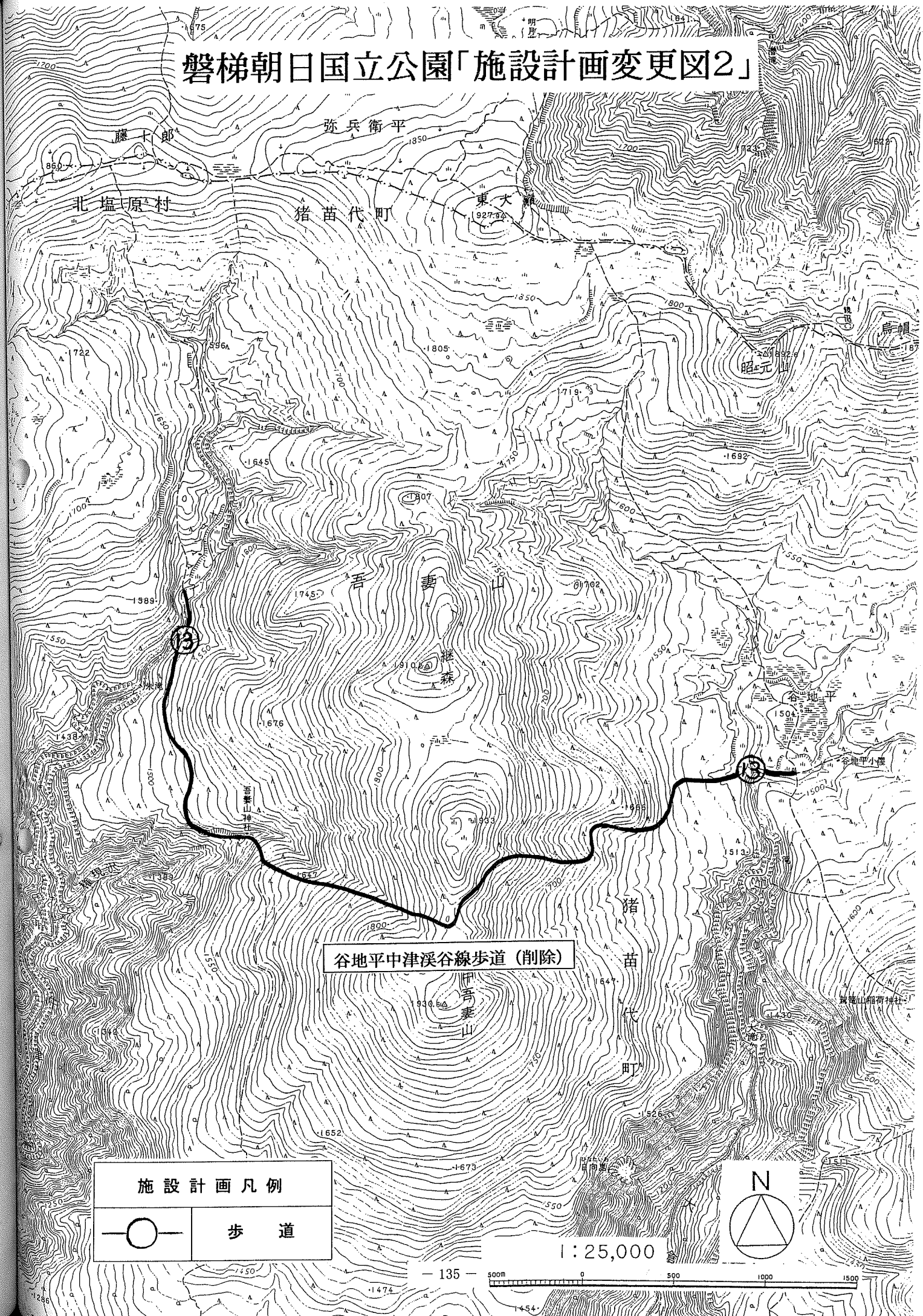
舟遊場



1:50,000



磐梯朝日国立公園「施設計画変更図2」



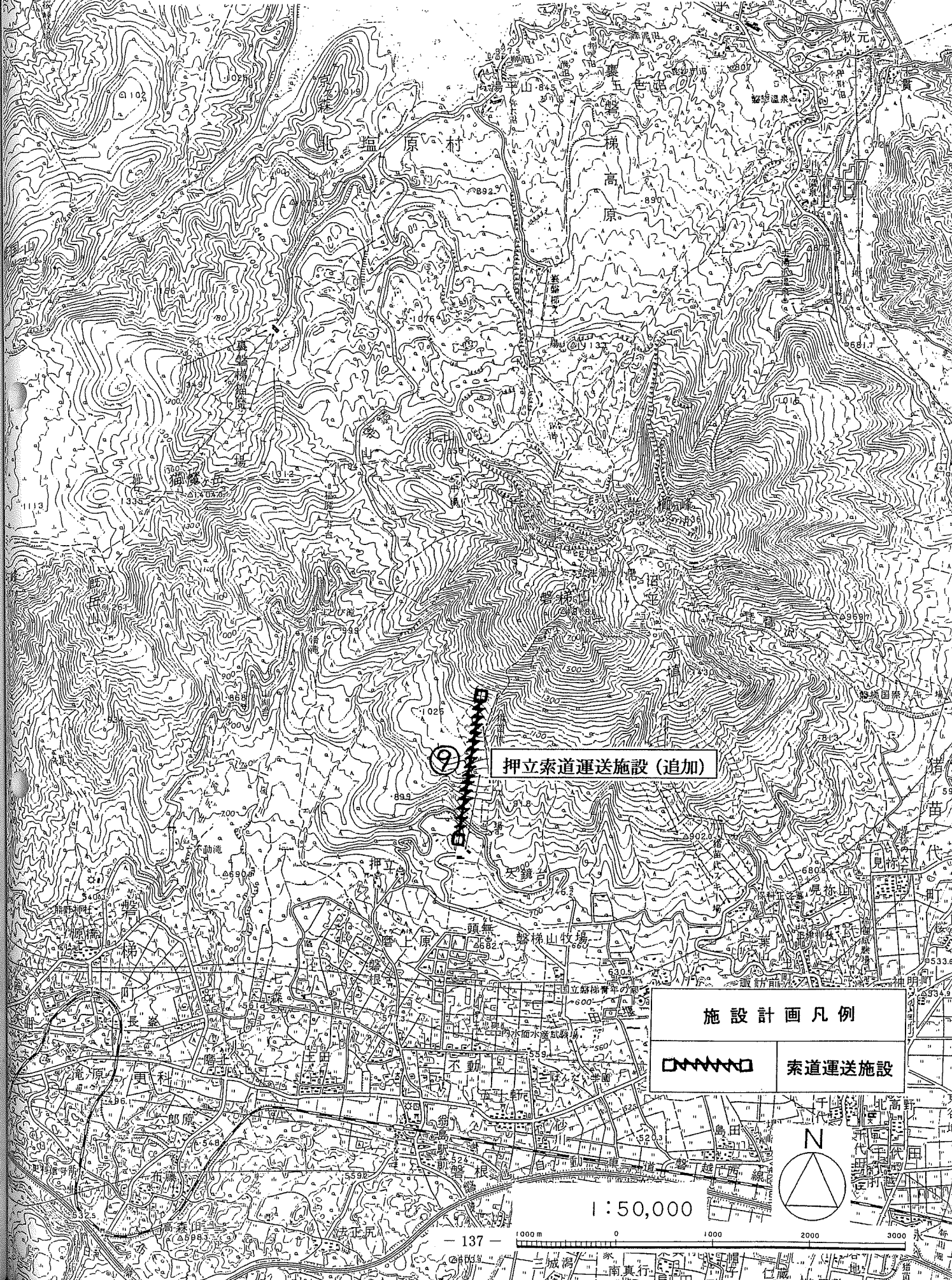
施設計画凡例	
	歩道

谷地平中津溪谷線歩道 (削除)

1:25,000




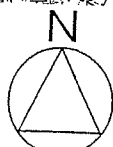
磐梯朝日国立公園「施設計画変更図3」



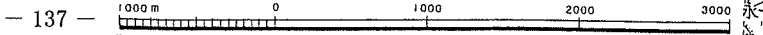
押立索道運送施設 (追加)

施設計画凡例

 索道運送施設



1:50,000



3. 参考事項

(1) 指定植物

特別地域内において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科	目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ		ミズゴケ
ヒカリゴケ		ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ		ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ		エゾヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ		ヒメミズニラ
ハナヤスリ		ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)、エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む。)
イノモトソウ		リシリシノブ
オシダ		オクヤマワラビ、タカネヘビノネゴザ、シロウマイタチシダ、ニッコウシダ
シシガシラ		ミヤマシシガシラ
チャセンシダ		クモノスシダ
ウラボシ		ミヤマウラボシ
マツ		ハイマツ
ヒノキ		ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)、ミヤマネズ
イチイ		キャラボク
ツチトリモチ		ミヤマツチトリモチ
タデ		イブキトラノオ (エゾイブキトラノオを含む。)、オヤマソバ、ムカゴトラノオ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ		タカネナデシコ (クモイナデシコを含む。)、センジュガンピ、タカネツメクサ、エゾフスマ (シラオイハコベ)
キンポウゲ		オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、オクトリカブト、レイジンソウ、ホソバトリカブト、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ (チョウカイイチゲ、エゾハクサンイチゲを含む。)、ミスミソウ (スハマソウ、オオミスミソウを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、エゾイチゲ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン (コシジオウレン)、シラネアオイ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、ミヤマカラマツ、ヒメミヤマカラマツ、モミジカラマツ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク
メギ		サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシショウマ (トガクシソウ)
スイレン		オゼコウホネ、エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む。)
ウマノスズクサ		コシノカンアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ		エゾオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ)、オシマオトギリ
モウセンゴケ		モウセンゴケ
ケシ		エゾエンゴサク、ミチノクエンゴサク、ヤマブキソウ、オサバグサ
アブラナ		ミヤマハタザオ、イワハタザオ (イワテハタザオを含む。)、ミヤマガラシ (ヤマガラシ)、ミヤマタネツケバナ (ミネガラシ)、ハクセンナズナ
ベンケイソウ		ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチツパベンケイ
ユキノシタ		バンダイショウマ、アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。)、ミヤマダイモンジソウ、エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む。)、フキユキノシタ
バラ		コシジシモツケソウ、シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、タカネイバラ、ホロムイイチゴ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、シロバナトウチソウ、マルバシモツケ
マメ		イワオオギ、オヤマノエンドウ、ツガルフジ

科 目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
フウロソウ スマレ	グンナイフウロ、ハクサンフウロ キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、チシマウスバスマレ (ケウスバスマレ)、オオバキスマレ、タカネスマレ (クモマスマレ)、テリハタチツボスマレ、ナエバキスマレ、ミヤマスマレ、ミヤマツボスマレ
アカバナ	ヤナギラン、アシボツアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、オオアカバナ、ムツアカバナ
スギナモ	スギナモ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワテトウキ (ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ハクサンボウフウ
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウ、コバナイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、イソツツジ (エゾイソツツジ)、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ、アズマシャクナゲ、オオバツツジ、サイコクミツバツツジ、オオコメツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラドウダン、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、イワツツジ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ヒナザクラ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、イデリンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	エゾノヨツバムグラ、オオバノヨツバムグラ
ムラサキ シン	エチゴルリソウ ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、デワノタツナミソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、マルバコゴメグサ、ヒメコゴメグサ (コバノコゴメグサ)、エゾコゴメグサ、ヤマウツボ (ミヤマウツボを含む。)、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、イワテシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ (バンダイクワガタを含む。)、クガイソウ
タヌキモ	ムシトリスマレ、ヒメタヌキモ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	リンネソウ、クロミノウグイスカグラ、コウグイスカグラ
オミナエシ	マルバキンレイカ、コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)、キンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ (エゾマツムシソウを含む。)、タカネマツムシソウ
キキョウ	ヒメシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン)、チシマギキョウ、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、キキョウ
キク	タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、チョウジギク、ウサギギク (エソウサギギクを含む。)、ミヤマオトコヨモギ、タカネヨモギ、ミヤマヨメナ、カニコウモリ、イワインテン、ナンブタカネアザミ、オニアザミ (ハリオニアザミを含む。)、ウゴアザミ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、クモマニガナ、ミヤマウスユキソウ (ヒナウスユキソウ)、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、トウゲブキ、カイタカラ

科 目	種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
オモダカ ホロムイソウ ユリ アヤメ イグサ ホシクサ イネ サトイモ ミクリ カヤツリグサ ラン	コウ、イワテヒゴタイ、ミヤマキタアザミ、クロトウヒレン、センダイトウヒレン (ナンブトウヒレン)、ヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン (トウヒレン)、キクアザミ、コウリンカ、ミヤマキオン、サワオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク) マルバオモダカ ホロムイソウ ネバリノギラン、シロウマアサツキ、ツバメオモト、カタクリ、ミヤマクロユリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、タチギボウシ、コオニユリ、スカシユリ、ヤマスカシユリ、クルマユリ、ヒメサユリ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、イワショウブ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。) ノハナショウブ、ヒメシャガ、ヒオオギアヤメ ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)、クモマスズメノヒエ ミヤマヒナホシクサ、アズマホシクサ コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ ホソバタマミクリ ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、イワキスゲ (キンチャクスゲ)、ダケスゲ、ヒロハイッポンスゲ (オオツルスゲ)、キンスゲ、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイコアニチドリ、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、イチヨウラン、サワラン (アサヒラン)、コイチヨウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オキノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、サギソウ、ミズトンボ、ギボウシラン、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、フタバラン (コフタバラン)、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、ヒナチドリ、オノエラン、ウチヨウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、ツブラトンボ、ガッサンチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ハクウンラン、ショウキラン

(2) 過去の経緯

昭和25年	9月	5日	公園区域の指定
昭和32年	9月	27日	公園区域の拡張、削除 特別地域、特別保護地区の指定 全体計画の決定
昭和46年	11月	13日	指定湖沼の指定（鎌沼、五色沼）
昭和53年	12月	8日	磐梯吾妻・猪苗代地域の公園区域及び公園計画の変更（再検討）
昭和60年	1月	31日	磐梯吾妻・猪苗代地域の公園計画の一部変更（第1次点検）
昭和61年	1月	31日	磐梯吾妻・猪苗代地域の公園計画の一部変更（第2次点検）
昭和63年	7月	23日	磐梯吾妻・猪苗代地域の公園区域及び公園計画の一部変更（第3次点検）
平成2年	8月	18日	公園計画の一部変更（東北自然歩道線道路（歩道））
平成2年	12月	1日	車馬等の乗入れ規制地域の指定（浄土平）
平成8年	7月	31日	磐梯吾妻・猪苗代地域の公園計画の一部変更（第4次点検）

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表4：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班から214林班まで、216-I 林班及び217林班から224 林班までの各一部 (国 4,071) 米沢市 大字大沢、大字大平、大字入田沢、大字李山及び大字関の各 一部 [公 40] [私 2,584]	6,809	
		小 計	6,809
福 島 県	福島市内 郡山市内 二本松市内 安達郡大玉村内 耶麻郡北塩原村内 耶麻郡磐梯町内 耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 9林班、10林班、13林班、15林班、16林班、20林班、27林 班、28林班、37林班から39林班まで、42林班及び43林班の 各全部並びに2林班、3林班、7林班、8林班、11林班、12林 班、14林班、17林班から19林班まで、29林班から36林班ま まで、44林班から47林班まで、49林班から53林班まで、55林 班、56林班、59林班から60林班まで及び242林班から244林 班までの各一部 国有林会津森林管理署 104林班、105林班、172林班から177林班まで、183林班、 184林班、190林班、379林班から383林班まで、388林班、 396林班、409林班、412林班、413林班、418林班から432林 班まで、435林班から438林班まで、443林班、445林班から 447林班まで、449林班から452林班、454林班、455林班、 458林班、460林班の各全部並びに20林班、101林班から103 林班まで、166林班、167林班から171林班まで、178林 班、179林班から182林班まで、185林班、186林班、189林 班、191林班、192林班、193林班から195林班まで、196林 班、197林班から200林班まで、406林班から453林班まで、 456林班、457林班、459林班、461林班から463林班、464林 班及び465林班の各一部 (国 34,744)	61,435	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	福島市 桜本、土湯温泉町及び町坂庭の各一部 会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和、湊町大字静潟の各一部 郡山市 湖南町の一部 喜多方市 字岩月町及び関柴町の各一部 二本松市 塩沢町、岳温泉及び永田の各一部 耶麻郡北塩原村 大字大塩、大字関屋及び大字桧原の各一部 耶麻郡塩川町 常世の一部 耶麻郡磐梯町 大字大谷、大字更科及び大字磐梯の各一部 耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代、大字翁沢、蚕養、大字中小松、若宮及び 大字山潟の各一部 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> (国 11,993 公 853 私 13,845) </div>		
		小 計	61,435
合 計		68,244	

(4) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表5：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	<p>米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班から214林班まで、216-I 林班及び217林班から224林班までの各一部 (国 4,071)</p> <p>米沢市 大字大沢、大字大平、大字李山及び大字関の各一部</p> <p style="text-align: right;">(公 40) (私 430)</p>	4,655	
		小 計	4,655
福 島 県	<p>福島市内 郡山市内 二本松市内 安達郡大玉村内 耶麻郡北塩原村内 耶麻郡磐梯町内 耶麻郡猪苗代町内</p> <p>国有林福島森林管理署 9林班、10林班、13林班、15林班、16林班、20林班、27林班、28林班、37林班から39林班まで、42林班及び43林班の各全部並びに2林班、3林班、7林班、8林班、11林班、12林班、14林班、17林班から19林班まで、29林班から36林班まで、44林班から47林班まで、49林班から53林班まで、55林班、56林班、59林班、60林班及び242林班から244林班までの各一部</p> <p>国有林会津森林管理署 104林班、105林班、409林班、412林班、413林班、415林班、418林班から432林班まで、435林班から438林班まで、443林班、445林班から472林班まで及び449林班から452林班までの各全部並びに20林班、101林班から103林班まで、166林班から171林班まで、178林班から182林班まで、185林班、186林班、189林班、191林班から200林班まで、406林班から408林班まで、410林班、411林班、414林班、416林班、417林班、433林班、434林班、439林班から442林班まで、444林班、448林班、453林班、456林班、457林班、459林班及び461林班から465林班までの各一部 (国 28,686)</p>		

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	福島市 桜本、土湯温泉町及び町庭坂の各一部 郡山市 湖南町の一部 二本松市 塩沢町、岳温泉及び永田の各一部 会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和及び湊町大字静瀧の各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 耶麻郡磐梯町 大字大谷、大字更科及び大字磐梯の各一部 耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代、大字翁沢、蚕養、大字中小松、若宮及び 大字山瀧の各一部 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> (国 11,993 公 853 私 11,327) </div>		
		小 計	52,859
合 計		57,514	

① 特別保護地域

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表6：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、212林班、216-I 林班、217林班及び219林班か ら223林班までの各一部 (国 446)	4 4 6	
		小 計	4 4 6
福 島 県	福島市内 耶麻郡北塩原村内 耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 33林班、45林班、46林班、49林班、50林班、55林班、56 林班及び59林班の各一部 国有林会津森林管理署 104林班及び105林班の各全部並びに166林班、179林班か ら182林班まで、185林班、196林班、444林班、456林 班、457林班、459林班及び465林班の各一部 (国 1,849) 福島市 町庭坂の一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代及び蚕養の各一部 耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 (公 691) (私 657)	3, 1 9 7	
		小 計	3, 1 9 7
合 計			3, 6 4 3

(表 7 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
吾妻連峰 (吾妻山稜)	<p>山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、212林班、216-I 林班、217林班及び219林班から223林班までの各一部 (国 446)</p> <p>福島県福島市内 福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 33林班、45林班、50林班、55林班及び59林班の各一部</p> <p>国有林会津森林管理署 166林班、179林班から182林班まで、185林班、444林班、456林班、457林班、459林班及び465林班の各一部 (国 1,098)</p>
高湯賽河原	<p>福島県福島市内 国有林福島森林管理署 56林班の一部 (国 21)</p> <p>福島県福島市 町庭坂の一部 (私 33)</p>
吾妻小富士	<p>福島県福島市内 国有林福島森林管理署 45林班、46林班、49林班及び50林班の各一部 (国 250)</p>
安達太良山 (沼ノ平)	<p>福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 196林班の一部 (国 111)</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町 蚕養の一部 (私 63)</p>
裏磐梯 (五色沼)	<p>福島県耶麻郡北塩原 大字桧原の一部</p> <p style="text-align: right;">(公 691) (私 200)</p>

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>本地区は吾妻連峰の主稜部でハイマツ、ミヤマネズ、アカミノイヌツゲ、ハクサンシャクナゲなどからなる高山低木林、アオノツガザクラ、ヒナザクラ、チングルマ、イワカガミなどからなる雪田植生、ミズゴケの優先する高層湿原、ミヤマホタル等の生育する池塘などからなる希少な植生景観と火山噴気現象や各種の火山地形などの原始的な自然保護景観を呈する地域であり、これらを厳正に保護する。</p>	<p>1, 544 (国 1,544)</p>
<p>ヤエハクサンシャクナゲの自生地であり、希少な植生の保護をはかる。</p>	<p>54 (国 21 私 33)</p>
<p>吾妻小富士の典型的な火山地形及びその山麓に広がる火山性植物の保護をはかる。</p>	<p>250 (国 250)</p>
<p>爆裂火口として特異な火山地形を呈しており、この地形の保護をはかる。</p>	<p>174 (国 111 私 63)</p>
<p>異なった水色を呈する湖沼群がその周辺植生と一体となって原始的な自然景観を形成しており、これの一体的保護をはかる。</p>	<p>891 (公 691 私 200)</p>

(表 7 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
磐梯山 (磐梯山)	<p>福島県耶麻郡 国有林会津森林管理署 104林班及び105林班の全部 (国 369)</p> <p>福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部</p> <p>福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代の一部 (私 361)</p>
合	計

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>磐梯山爆裂火口を含めた山頂部一帯の火山地形とそれを被う火山性植生が一体となって原始的自然景観を形成しておりこれの一体的保護をはかる。</p>	<p>7 3 0 (国 369) (私 361)</p>
	<p>3, 6 4 3</p>

② 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表8：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、212林班、217林班、219林班及び220林班の 各一部 (国 790)	790	
		小 計	790
福 島 県	福島市内 郡山市内 二本松市内 安達郡大玉村内 耶麻郡北塩原村内 耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 8林班、12林班、17林班、19林班、29林班、33林班、45 林班、55林班、59林班及び243林班の各一部 国有林会津森林管理署 413林班の全部並びに166林班、179林班、180林班、194 林班から196林班まで、198林班から200林班まで、407林 班、410林班、411林班、417林班、433林班、448林班及び 465林班の各一部 (国 4,060) 二本松市 永田の一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 (桧原湖、小野川湖の全部) (国 1,198 私 351)	5,609	
		小 計	5,609
合 計		6,399	

(表9：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)	<p>山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、212林班、217林班、219林班及び220林班の各一部 (国 790)</p> <p>福島県福島市内 福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 33林班、45林班、55林班及び59林班の各一部</p> <p>国有林会津森林管理署 166林班、179林班、180林班及び465林班の各一部 (国 2,914)</p>
安達太良山 (安達太良山)	<p>福島県福島市内 福島県郡山市内 福島県二本松市内 福島県安達郡大玉村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 8林班、12林班、17林班、19林班、29林班及び243林班の各一部</p> <p>国有林会津森林管理署 194林班から196林班まで及び198林班から200林班までの各一部 (国 853)</p> <p>福島県二本松市 永田の一部 (私 1)</p>
裏磐梯 (磐梯北麓)	<p>福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 407林班の一部 (国 45)</p> <p>福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 (私 28)</p>

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するアオモリトドマツ群落を主体とする森林景観の保護をはかる。また、家形山北東部のヤエハクサンシャクナゲ、谷地平等にみられる湿原等については、これらの保護に重点をおく。</p> <p>山腹より下部については一部地域にみられるクロベーヒメコマツ群落、ブナーチシマザサ群落等の保護に重点をおくほか、山麓部の二次林等についても努めて現植生の維持をはかる。</p> <p>なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>3, 7 0 4 (国 3,704)</p>
<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての一带については、火山地形とこれを被う植生を一体として保護し、自然の遷移にゆだねるものとする。山腹より山麓へかけての一体については、山体を形成する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持をはかる。</p> <p>なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>8 5 4 (国 853) (私 1)</p>
<p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点をおくとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成をはかる。</p> <p>磐梯山の噴火による泥流上に発達したアカマツ群落の保護に重点をおくものとし、中心部については、自然の遷移にゆだねる。なお、この一带は五色沼湖沼群の水源地域にもあたるので、これに影響を与えないよう地形の保全についても留意する。</p>	<p>7 3 (国 45) (私 28)</p>

(表 9 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
裏磐梯 (桧原三湖周辺)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 410林班、411林班、417林班、433林班及び448林班の各一部 (国 73)
	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 (桧原湖、小野川湖の全部) (国 1,198 私 296)
磐梯山 (磐梯山腹)	福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 (私 26)
磐梯山 (猫魔岳・雄国沼)	福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 413林班の全部 (国 175)
合	計

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点をおくとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成をはかる。 桧原湖、小野川湖、秋元湖を始め桧原湖東南部中瀬沼、乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形及び湖畔部の自然植生の保護をはかる。 また、各公園施設の周辺の自然環境の保全と育成をはかる。</p>	<p>1, 567 (国 1,271) 私 296)</p>
<p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。 山体の地殻と植生の保全をはかる。山麓部については現植生の維持と育成をはかる。</p>	<p>26 (私 26)</p>
<p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。 雄国沼の湖沼景観の維持と湖畔部の湿原植物群落の保護に重点をおく。 また、猫魔岳～古城ヶ峰～二子山へかけての西北面についてはカルデラ地形の保全に留意するものとする。</p>	<p>175 (国 175)</p>
	<p>6, 399</p>

③ 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表10：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班から213林班まで及び218林班から224林班までの各一部 (国 1,626)	1,819	
	米沢市 大字大沢、大字大平及び大字李山の各一部 (公 39 私 154)		
		小 計	1,819
福 島 県	福島市内 郡山市内 二本松市内 安達太良郡大王村内 耶麻郡北塩原村内 耶麻郡磐梯町内 耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 2林班、3林班、8林班、11林班、12林班、17林班から19林班まで、29林班から32林班まで、34林班から36林班まで、44林班、45林班、49林班から52林班まで、55林班、56林班、59林班、60林班及び242林班から244林班までの各一部 国有林会津森林管理署 415林班の全部並びに20林班、101林班から103林班、167林班から171林班まで、178林班、181林班、182林班、185林班、186林班、191林班から197林班まで、406林班から408林班まで、410林班、411林班、414林班、416林班、417林班、433林班、434林班、439林班から442林班まで、444林班、448林班、456林班、457林班、459林班及び461林班から465林班までの各一部 (国 6,401)	21,357	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	福島市 桜本、土湯温泉町及び町坂庭の各一部		
	郡山市 湖南町の一部		
	二本松市 岳温泉の一部		
	会津若松市 大字共和、大字静潟及び大字赤井の各一部		
	耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部		
	耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部		
	耶麻郡猪苗代町 大字翁沢、蚕養、大字中小松、若宮及び大字山潟の各一部		
	(国 10,795) (公 162) (私 3,999)		
		小 計	21,357
合 計		23,176	

(表 1 1 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)	<p>山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班から213林班まで及び218林班から224林班までの各一部 (国 1,626)</p> <p>山形県米沢市 大字大沢、大字大平及び大字李山の各一部 (公 39) (私 154)</p> <p>福島県福島市内 福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 32林班、34林班から36林班まで、44林班、45林班、49林班から52林班まで、55林班、56林班、59林班及び60林班の各一部</p> <p>国有林会津森林管理署 169林班、178林班、181林班、182林班、185林班、186林班、191林班、192林班、444林班、456林班、457林班、459林班及び465林班の各一部 (国 3,078)</p>
吾妻連峰 (高湯ヌル湯)	<p>福島県福島市 町庭坂及び桜本の各一部 (私 162)</p>
吾妻連峰 (土湯)	<p>福島県福島市 土湯温泉町の一部 (私 207)</p>
吾妻連峰 (中津川)	<p>福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 167林班、168林班、170林班、171林班及び464林班の各一部 (国 198)</p> <p>福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 (私 31)</p>

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するアオモリトドマツ群落を主体とする森林景観の保護をはかる。また、家形山北東部のヤエハクサンシャクナゲ、谷地平等にみられる湿原等については、これらの保護に重点をおく。</p> <p>山腹より下部については一部地域にみられるクロベ-ヒメコマツ群落、ブナ-チシマザサ群落等の保護に重点をおくほか、山麓部の二次林等についても努めて現植生の維持をはかる。</p> <p>なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>4, 8 9 7</p> <p>(国 4,704) (公 39) (私 154)</p>
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>施設を取り囲む自然環境の保全と育成をはかる。</p>	<p>1 6 2</p> <p>(私 162)</p>
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>施設を取り囲む自然環境の保全と育成をはかる。</p>	<p>2 0 7</p> <p>(私 207)</p>
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>中津溪谷を形成する地形とこれを被う森林景観の保全をはかる。</p>	<p>2 2 9</p> <p>(国 198) (私 31)</p>

(表 1 1 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	
安達太良山 (安達太良山)	福島県福島市内 福島県郡山市内 福島県二本松市内 福島県安達太良郡大王村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林福島森林管理署 2林班、3林班、8林班、11林班、12林班、17林班から19林班まで、29林班から31林班まで及び242林班から244林班までの各一部 国有林会津森林管理署 193林班から195林班まで及び197林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町 若宮の一部	(国 2,023) (私 67)
安達太良山 (岳)	福島県二本松市 岳温泉町の一部	(私 121)
安達太良山 (沼尻)	福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 196林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 養蚕の一部	(国 38) (私 165)
裏磐梯 (磐梯北麓)	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	(私 248)

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての一带については、火山地形とこれを被う植生を一体として保護し、自然の遷移にゆだねるものとする。山腹より山麓へかけての一体については、山体を形成する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持をはかる。</p> <p>なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>2, 0 9 0</p> <p>(国 2,023)</p> <p>(私 67)</p>
<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>1 2 1</p> <p>(私 121)</p>
<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>2 0 3</p> <p>(国 38)</p> <p>(私 165)</p>
<p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点をおくとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成をはかる。</p> <p>磐梯山の噴火による泥流上に発達したアカマツ群落の保護に重点をおくものとし、中心部については、自然の遷移にゆだねる。</p> <p>なお、この一带は五色沼湖沼群の水源地域にもあたるので、これに影響を与えないよう地形の保全についても留意する。</p>	<p>2 4 8</p> <p>(私 248)</p>

(表 1 1 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	
裏磐梯 (桧原三湖周辺)	福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 415林班の全部並びに407林班、408林班、410林班、411林班、414林班、 416林班、417林班、433林班、434林班、439林班から442林班まで、448 林班、453林班及び461林班から463林班までの各一部 (国 869) 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 若宮の一部 (国 408) (秋本湖の全部) (私 1,520)	
磐梯山 (磐梯山腹)	福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡磐梯町内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101林班から103林班及び406林班の各一部 (国 193) 福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 の一部 (私 695)	
磐梯山 (猫魔岳・雄国沼)	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 (私 374)	
猪苗代湖	福島県郡山市内 国有林会津森林管理署 20林班の一部 (国 2) 福島県郡山市 湖南町の一部 福島県会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和及び湊町大字静瀧の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字翁沢、大字中小松及び大字山瀧の各一部 (国 10,387) (猪苗代湖の全部) (公 162) (私 409)	
合	計	

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点をおくとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成をはかる。 桧原湖、小野川湖、秋元湖を始め桧原湖東南部中瀬沼、乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形及び湖畔部の自然植生の保護をはかる。 また、各公園施設の周辺の自然環境の保全と育成をはかる。</p>	<p>2, 7 9 7 (国 1,277) 私 1,520)</p>
<p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。 山体の地殻と植生の保全をはかる。山麓部については現植生の維持と育成をはかる。</p>	<p>8 8 8 (国 193) 私 695)</p>
<p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。 雄国沼の湖沼景観の維持と湖畔部の湿原植物群落の保護に重点をおく。 また、猫魔岳～古城ヶ峰～二子山へかけての西北面についてはカルデラ地形の保全に留意するものとする。</p>	<p>3 7 4 (私 374)</p>
<p>猪苗代湖の湖沼景観の維持をはかるものとし、特に湖畔部の各公園利用施設の周辺については現景観の維持と育成につとめる。 湖岸線の維持、水質の保全及び湖畔部の森林景観の保全に重点をおくものとする。</p>	<p>1 0, 9 6 0 (国 10,389) 公 162) 私 409)</p>
	<p>2 3, 1 7 6</p>

④ 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表12：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 形 県	米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、211林班、213林班、214林班、216-I 林班、 218林班、221林班及び224林班の各一部 (国 1,209) 米沢市 大字大沢及び大字関の各一部 (公 1) (私 390)	1,600	
		小 計	1,600
福 島 県	福島市内 郡山市内 二本松市内 安達太良郡大玉村内 国有林福島森林管理署 9林班、10林班、13林班、15林班、16林班、20林班、27林 班、28林班、37林班から39林班まで、42林班及び43林班 の全部並びに2林班、3林班、7林班、11林班、12林班、 14林班、18林班、19林班、29林班から31林班まで、36林 班、46林班、47林班、49林班、51林班から53林班まで、 55林班、56林班、59林班、60林班、242林班及び244林班 の各一部 耶麻郡北塩原村内 耶麻郡磐梯町内 耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 409林班、412林班、418林班から432林班まで、435林班 から438林班まで、443林班、445林班から447林班まで、 449林班から452林班までの全部並びに20林班、101林班 から103林班まで、167林班から171林班まで、189林班、 193林班から195林班まで、197林班から200林班まで、 406林班、408林班、410林班、411林班まで、414林班、 416林班、417林班、433林班、434林班、439林班から442 林班まで、444林班、453林班、461林班から463林班及び 464林班の各一部 (国 16,376)		

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	福島市 桜本、土湯温泉町及び町庭坂の一部 会津若松市 湊町大字静潟の一部 二本松市 塩沢町の一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 耶麻郡磐梯町 大字磐梯、大字更科及び大字大谷の各一部 耶麻郡猪苗代町 若宮及び蚕養の各一部 (私 6,320)		
		小 計	22,696
合	計	24,296	

(表 1 3 : 第 3 特別地域内訳表)

名 称	区 域	
吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)	山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、211林班、213林班、214林班、216-I 林班、218林班、221林班 及び224林班の各一部 (国 1,209)	
	山形県米沢市 大字大沢及び大字関の各一部	(公 1 私 390)
	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 37林班から39林班まで、42林班及び43林班の全部並びに36林班、46林 班、47林班、49林班、51林班から53林班まで、55林班、56林班、59林班 及び60林班の各一部 (国 2,459)	
吾妻連峰 (高湯ヌル湯)	福島県福島市 桜本及び町坂庭の各一部	(私 321)
吾妻連峰 (土湯)	福島県福島市 土湯温泉町の一部	(私 740)
吾妻連峰 (中津川)	福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 167林班から171林班まで及び464林班の各一部 (国 787)	
	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	(私 111)

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するアオモリトドマツ群落を主体とする森林景観の保護をはかる。また、家形山北東部のヤエハクサンシャクナゲ、谷地平等にみられる湿原等については、これらの保護に重点をおく。</p> <p>山腹より下部については一部地域にみられるクロベ-ヒメコマツ群落、ブナ-チシマザサ群落等の保護に重点をおくほか、山麓部の二次林等についても努めて現植生の維持をはかる。</p> <p>なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>4, 0 5 9</p> <p>(国 3, 668)</p> <p>公 1</p> <p>私 390)</p>
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>施設を取り囲む自然環境の保全と育成をはかる。</p>	<p>3 2 1</p> <p>(私 321)</p>
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>施設を取り囲む自然環境の保全と育成をはかる。</p>	<p>7 4 0</p> <p>(私 740)</p>
<p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>中津溪谷を形成する地形とこれを被う森林景観の保全をはかる。</p>	<p>8 9 8</p> <p>(国 787)</p> <p>私 111)</p>

(表 1 3 : 第 3 特別地域内訳表)

名 称	区 域
安達太良山 (安達太良山)	<p>福島県福島市内 福島県郡山市内 福島県二本松市内 福島県安達太良郡大玉村内 国有林福島森林管理署 9林班、10林班、13林班、15林班、16林班、20林班、27林班及び28林班の全部並びに2林班、3林班、7林班、11林班、12林班、14林班、18林班、19林班、29林班から31林班まで、242林班及び244林班の各一部</p> <p>国有林会津森林管理署 193林班から195林班まで及び197林班から200林班までの各一部 (国 4,872)</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町 蚕養の一部 (私 234)</p>
安達太良山 (岳)	<p>福島県二本松市 塩沢町の一部 (私 109)</p>
安達太良山 (沼尻)	<p>福島県耶麻郡猪苗代町 蚕養及び若宮の各一部 (私 161)</p>
裏磐梯 (三湖周辺)	<p>福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 418林班から432林班まで、435林班から438林班まで、443林班、445林班から447林班まで及び449林班から452林班までの全部並びに189林班、408林班、410林班、411林班、414林班、416林班、417林班、433林班、434林班、439林班から442林班まで、444林班、453林班及び461林班から463林班までの各一部 (国 7,219)</p> <p>福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町 若宮の一部 (私 1,593)</p>

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての一带については、火山地形とこれを被う植生を一体として保護し、自然の遷移にゆだねるものとする。山腹より山麓へかけての一带については、山体を形成する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持をはかる。</p> <p>なお、各利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>5, 1 0 6</p> <p>(国 4,872)</p> <p>私 234)</p>
<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>1 0 9</p> <p>(私 109)</p>
<p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。</p>	<p>1 6 1</p> <p>(私 161)</p>
<p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点をおくとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成をはかる。</p> <p>桧原湖、小野川湖、秋元湖を始め桧原湖東南部中瀬沼、乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形及び湖畔部の自然植生の保護をはかる。</p> <p>また、各公園施設の周辺の自然環境の保全と育成をはかる。</p>	<p>8, 8 1 2</p> <p>(国 7,219)</p> <p>私 1,593)</p>

(表 1 3 : 第 3 特別地域内訳表)

名 称	区 域	
磐梯山 (磐梯山腹)	福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡磐梯町内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101林班から103林班まで及び406林班の各一部	(国 577)
	福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部	
	福島県耶麻郡猪苗代町 の一部	(私 2,062)
磐梯山 (猫魔岳・雄国沼)	福島県耶麻郡北塩原村内 福島県耶麻郡磐梯町内 国有林会津森林管理署 409林班及び412林班の全部	(国 344)
	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	
	福島県耶麻郡磐梯町 大字更科及び大字大谷の各一部	(私 969)
猪苗代湖	福島県会津若松市内 国有林会津森林管理署 20林班の一部	(国 118)
	福島県会津若松市 湊町大字静瀧の一部	(私 20)
合	計	

地 区 の 概 要	面積(ha)
<p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。 山体の地殻と植生の保全をはかる。山麓部については現植生の維持と育成をはかる。</p>	<p>2, 6 3 9 (国 577) 私 2,062)</p>
<p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。 雄国沼の湖沼景観の維持と湖畔部の湿原植物群落の保護に重点をおく。 また、猫魔岳～古城ヶ峰～二子山へかけての西北面についてはカルデラ地形の保全に留意するものとする。</p>	<p>1, 3 1 3 (国 344) 私 969)</p>
<p>猪苗代湖の湖沼景観の維持をはかるものとし、特に湖畔部の各公園利用施設の周辺については現景観の維持と育成につとめる。 湖岸線の維持、水質の保全及び湖畔部の森林景観の保全に重点をおくものとする。</p>	<p>1 3 8 (国 118) 私 20)</p>
	<p>2 4, 2 9 6</p>

⑤ 指定湖沼

汚排水の排出の規制にかかる湖沼を次のとおりとする。

(表 1 4 : 指定湖沼表)

名 称	位 置	地域地区
鎌 沼	福島県福島市内	特別保護地区
五 色 沼	福島県耶麻郡北塩原村内	特別保護地区 第 2 種特別地域

⑥ 乗入れ規制地域

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域を次のとおりとする。

(表 1 5 : 乗入れ規制地域表)

名 称	区 域	地 種 区 分
浄 土 平	福島県福島市内 国有林福島森林管理署 33林班、45林班、50林班から52林班まで及び55林班の各一部 福島県福島市 土湯温泉町の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	第 1 種特別地域 第 2 種特別地域

湖 沼 の 概 要	面積 (h a)
<p>東吾妻山と一切経山の鞍部、標高1,750mに位置する吾妻連峰の火口湖の1つである。周辺はガンコウラン、クロマメノキ、オヤマノリンドウ等の高山植物及びササ草原となっている。沼の水は、浄土平集団施設地区の水源となっている。</p>	5.0
<p>五色沼とは明治21年の磐梯山噴火のときの泥流によって生じたいくつかの湖沼群の総称で、磐梯山の北側標高770～830mに点在している。磐梯山の中腹にある銅沼の化学物質を含んだ水が地下水となって供給され、太陽光線と相まって鮮やかな色彩を呈している。</p>	24.9

区 域 概 要	面積 (h a)
<p>当該地域は磐梯吾妻スカイラインの中心部である浄土平とその周辺地域である。一帯は一切経山等の火山噴火により生成された火山荒原及びアオモリトドマツを主体とする針葉樹の原生林となっている。</p> <p>火山荒原である浄土平付近には、ハクサンシャクナゲ、ヒメコマツが生育するほか、ガンコウラン、シラタマノキ等の高山植物群落も見られる。亜高山帯の針葉樹林の中には、鳥子平、景場平等の湿原が点在する。</p> <p>近年、当該地において冬期間のスノーモービルの乗入れが著しく、これに伴い高山植物等の損傷が社会問題となっている。</p> <p>本指定地域は、これらの植物の保護を図るため、スノーモービルの乗入れのアクセス部及び乗回しが予想される地域を選定したものである。</p>	635

(イ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 1 6 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山形県	米沢市 大字入田沢の一部 (私 2,154)	2, 1 5 4	
		小 計	2, 1 5 4
福島県	喜多方市内 耶麻郡塩川町内 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 172林班から177林班まで、183林班、184林班、190林班、379林班から383林班まで、388林班、396林班、454林班、455林班、458林班、460林班の全部並びに169林班、178林班、181林班、182林班、185林班、186林班、189林班、191林班、192林班、456林班及び459林班の各一部 (国 6,058)	8, 5 7 6	
	喜多方市 字岩月町及び関柴町の各一部 耶麻郡北塩原村 大字大塩、大字関屋及び大字桧原の各一部 耶麻郡猪苗代町 若宮の一部 耶麻郡塩川町 常世の一部 (私 2,518)		
		小 計	8, 5 7 6
合 計		1 0, 7 3 0	

(ウ) 面積内訳

ア 地域地区別土地所有別面積

(表 17 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地							
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別	
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公
山 形 県	土地所有別面積	446	—	—	790	—	—	1,626	39
	地種区分別面積				790			1,819	
	地域地区別面積	446			4,209				
	地域別面積	4,655							
福 島 県	土地所有別面積	1,849	691	657	5,258	—	351	17,196	162
	地種区分別面積				5,609			21,357	
	地域地区別面積	3,197			49,662				
	地域別面積	52,859							
合 計	土地所有別面積	2,295	691	657	6,048	—	351	18,822	201
	地種区分別面積 (比率)				6,399 (9.4)			23,176 (34.0)	
	地域地区別面積 (比率)	3,643 (5.3)			53,871 (79.0)				
	地域別面積 (比率)	57,514 (84.3)							

(単位：面積ha、比率%)

域				普通地域 (陸 域)			合 計 (陸 域)		
地域	第3種特別地域			国	公	私	国	公	私
私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
154	1,209	1	390	—	—	2,154	4,071	40	2,698
	1,600			2,154			6,809		
3,999	16,376	—	6,320	6,058	—	2,518	46,737	853	13,845
	22,696			8,576			61,435		
4,153	17,585	1	6,710	6,058	—	4,672	50,808	893	16,543
	24,296 (35.6)			10,730 (15.7)			68,244 (100.0)		

イ 地域地区別市町村別面積

(表 18 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	
		特保	第1種	第2種	第3種	小計			
山形県	米沢市	446	790	1,819	1,600	4,655	2,154	6,809	
計		446	790	1,819	1,600	4,655	2,154	6,809	
福島県	福島市	888	727	2,338	4,544	8,497		8,497	
	会津若松市			241	139	380		380	
	郡山市		197	322	542	1,061		1,061	
	喜多方市						1,256	1,256	
	二本松市		325	405	1,332	2,062		2,062	
	安達郡 大玉村		55	547	998	1,600		1,600	
	耶麻郡	北塩原村	1,207	2,235	3,455	8,451	15,348	3,202	18,550
		塩川町						350	350
		磐梯町	254	26		1,297	1,577		1,577
		猪苗代町	848	2,044	3,662	5,393	11,947	3,768	15,715
小計		3,197	5,609	10,970	22,696	42,472	8,576	51,048	
猪苗代湖				10,387		10,387		10,387	
小計				10,387		10,387		10,387	
計		3,197	5,609	21,357	22,696	52,859	8,576	61,435	
合計		3,643	6,399	23,176	24,296	57,514	10,730	68,244	

(5) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設計画

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 19 : 集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
3	浄土平	福島県福島市内 国有林福島森林管理 45林班の一部 福島県福島市 土湯温泉町の一部	<p>当地区は、本公園の利用幹線である福島裏磐梯線道路（車道）の沿線で、東に吾妻小富士、北に今もなお噴煙をあげる一切経山に囲まれている。植生がまだ回復していない標高約1,600mの火山荒原であり、北部に湿原、南部にアオモリトドマツの原生林が広がっている。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、道路沿線の休憩地、自然探勝の基地とするとともに、吾妻山塊の登山基地として施設を計画するものとする。</p> <p>なお、当地区一帯の自然景観は特に優れているので、施設の計画にあたってはこれを損なうことのないよう留意する。</p>

整備計画区	整備方針			面積 (ha)	旧計画との関係
浄土平整備計画区	<p>本地区のすぐれた自然を観察するため、一帯に自然探勝路を整備し、北部には、その中心施設として博物展示施設、休憩所及び駐車場等を整備する。</p> <p>また、南部には主に吾妻山塊の登山者のために、野外の宿泊施設及び簡素な宿泊施設等を整備する。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、ハクサンシャクナゲ、アオモリトドマツ等の亜高山性植物群落及び火山地形の保全に留意する。</p>			38.0	<p>一般計画 昭38・11・29決定</p> <p>区域 昭38. 11. 29決定 昭53. 12 . 8変更 昭60. 1. 31変更 平 8. 7. 31変更</p> <p>詳細計画 昭38. 11. 29決定 昭53. 12 . 8変更 昭60. 1. 31変更 平 8. 7. 31変更</p>
面積計		国	公	私	
		38.0	0.0	0.0	
		38.0			

(表 1 9 : 集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
5	裏磐梯	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部	<p>当地区は、磐梯山北麓の桧原湖東岸に面する標高約750mの高原に位置し、磐梯山の噴火によってできた堰止湖、湿地、原野等からなる。また、米沢猪苗代線道路（車道）により、猪苗代や米沢からのアクセスに優れている。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、磐梯地区の自然とのふれあいの拠点となるよう、主に国民休暇村として宿泊、自然探勝のための施設等を計画するものとする。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、緑地を十分に確保するとともに、開放的な高原の施設としてふさわしいものとなるよう留意する。</p>

整備計画区	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係
裏磐梯整備計画区	<p>本地区の北部中央においては、本地区の中核施設である快適な宿舎を中心に、博物展示施設、野外スポーツ施設、駐車場、園地、休憩所、バスターミナル等を整備する。</p> <p>また、中央から南東側においては、野営場としてセントラルロッジ、ケビン、テントサイト、炊事棟、便所等を整備する。</p> <p>さらに、地区南部においては宿舎、桧原湖畔には湖の風致に配慮して小規模な宿舎等を整備する。</p> <p>狐鷹森の東側には、野営場を整備する。整備に当たっては、中瀬沼への歩道沿いの風致維持に留意する。地区一帯には、高原の自然とのふれあいを促進するために自然探勝路等を整備する。</p> <p>さらに、公共施設周辺を起終点として、歩道とはできる限り併用せずに、地区内外を周遊する自転車道を整備する。</p> <p>なお、施設からの汚水を適切に処理するとともに、施設の整備に当たっては、周囲の高原の景観を損なわぬよう施設の位置、高さなどの他、沼、植生の保護等に留意する。</p> <p>また、車道からの景観を損なわぬよう車道沿いの十分な修景に留意する。</p>			171.7	<p>一般計画 昭29. 2.18決定</p> <p>区域 昭29. 2.18決定 平 8. 7.31変更</p> <p>詳細計画 昭37.10. 3決定 昭52. 9. 8変更 昭60. 1.31変更 平 8. 7.31変更</p>
面積計		国	公	私	
		0.0	95.4	76.3	
		171.7			

(表 1 9 : 集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
6	おきなしま 翁 島	福島県耶麻郡猪苗代町 (翁島)	<p>猪苗代団地の北部に位置し、湖畔の探勝休養等のための拠点とし必要施設を計画する。区域は、現宿泊施設を中心に集約的なものとする。</p> <p>湖畔部については、水辺散策、舟遊等のために必要な施設を計画し、主として日帰り休息利用者に供する。</p> <p>なお、整備に当たっては、湖水の水質保全に留意する。</p>

整備計画区	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係	
					一般計画 昭32・9・27決定 昭53・12・8変更	
面積計				国	公	私

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 20 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
1	宿 舎	山形県米沢市 (新高湯)
2	ス キ ー 場	山形県米沢市 (天元台)
3	宿 舎	山形県米沢市 (萱平)
4	野 営 場	山形県米沢市 (萱平)
5	園 地	山形県米沢市 (萱平)
6	宿 舎	山形県米沢市 (大平温泉)
8	園 地	山形県米沢市 (弥兵衛平)
9	宿 舎	山形県米沢市 (滑川温泉)
10	園 地	山形県米沢市 (滑川温泉)
11	宿 舎	山形県米沢市 (姥湯温泉)
12	園 地	山形県米沢市 (人形石)
13	園 地	山形県米沢市及び福島県耶麻郡北塩原村 (白布峠)
14	宿 舎	福島県福島市 (吾妻山荘)
16	園 地	福島県福島市 (梅平)
17	宿 舎	福島県福島市 (微温湯温泉)
18	園 地	福島県福島市 (微温湯温泉)

整備方針	旧計画との関係
温泉浴を主目的とした簡素な宿泊地として既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
既存スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。上部については、特に亜高山植生の保護に留意する。	昭53.12.8告示
一帯の探勝、休養のための宿泊地として整備する。	昭53.12.8告示
宿舎の補完的役割及びレクリエーション利用を目的とした、野営場として整備する。施設は固定テントサイトを主体とする。	昭53.12.8告示
宿泊者、探勝利用者のための休憩散策園地として整備する。	昭53.12.8告示
温泉浴を主目的とした簡素な宿泊地として既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
小規模な休憩施設として整備する。自然保護上支障ない位置の選定に留意する。	昭53.12.8告示
温泉浴及び吾妻連峰への登山者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
吾妻連峰への登山者のための休憩園地として整備し、吾妻連峰一帯の自然を解説する施設を併設する。	昭53.12.8告示
温泉浴及び登山者のための簡素な宿泊地として既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
天元台より甲種リフトを利用し容易に到達できるため、これらの利用者と登山者のための展望を目的とした園地として整備する。施設は、園路を主体とする。	昭53.12.8告示
西吾妻有料道路（スカイバレーライン）沿線の休憩展望園地として整備する。	昭53.12.8告示
吾妻連峰登山のための山小屋として、既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
浄土平集団施設地区一帯の利用者の分散を図る目的で散策と展望休憩のための小規模な園地として整備する。	昭53.12.8告示
温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
散策、休憩のための園地として整備する。	昭53.12.8告示

(表 20 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
19	ス キ ー 場	福島県福島市 (高山東麓)
20	園 地	福島県福島市 (男沼・女沼)
21	宿 舎	福島県福島市 (土湯)
22	園 地	福島県福島市 (土湯)
23	運 動 場	福島県福島市 (土湯)
24	園 地	福島県福島市 (土湯東鴉川)
25	宿 舎	福島県福島市 (野地温泉)
26	園 地	福島県福島市 (野地温泉)
27	宿 舎	福島県福島市 (鷲倉温泉)
28	宿 舎	福島県福島市 (幕川温泉)
29	園 地	福島県福島市及び耶麻郡猪苗代町 (土湯峠)
30	宿 舎	福島県二本松市 (塩沢温泉)
31	ス キ ー 場	福島県二本松市 (塩沢温泉)
32	宿 舎	福島県二本松市 (鉄山下)
33	園 地	福島県二本松市 (五葉松平下)
34	ス キ ー 場	福島県二本松市 (奥岳)
35	宿 舎	福島県二本松市 (奥岳)

整備方針	旧計画との関係
高山の東側山麓部におけるスキー場として整備する。整備にあたっては、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。	昭53.12.8告示
散策、休憩のための園地として整備する。	昭53.12.8告示
温泉浴、保養及び周辺利用者の宿泊地として整備する。	昭53.12.8告示
温泉浴、保養及び周辺利用者の散策、休憩のための園地として整備する。	昭53.12.8告示
園地に隣接した既存のスケート場を夏期の運動広場として整備する。	昭53.12.8告示
スキー場跡地を利用し、ピクニック等のための園地として整備する。	昭53.12.8告示
温泉浴及び登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
温泉浴及びドライブ利用者の休憩のための園地として整備する。	昭53.12.8告示
温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として既存施設の維持改善を図る。	昭60.12.8告示
温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
休憩、展望のための園地として、主に既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
既存のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭53.12.8告示
安達太良連峰登山者のための山小屋として、既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
登山道沿いの展望、休憩のための園地として、既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示
既存スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭53.12.8告示
スキー、登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭53.12.8告示

(表 20 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
36	野 営 場	福島県二本松市（奥岳）
37	宿 舎	福島県安達郡大玉村（遠藤ヶ滝下）
38	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町（母成峠）
39	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町（中ノ沢温泉）
40	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町（中ノ沢温泉）
41	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町（沼尻）
43	ス キ ー 場	福島県耶麻郡猪苗代町（沼尻）
44	運 動 場	福島県耶麻郡猪苗代町（沼尻）
45	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉）
46	ス キ ー 場	福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉）
47	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町（中津川入口）
49	ス キ ー 場	福島県耶麻郡北塩原村（デコ平）
50	宿 舎	福島県耶麻郡北塩原村（早稲沢）
51	園 地	福島県耶麻郡北塩原村（堂場山）
52	宿 舎	福島県耶麻郡北塩原村（細野）
53	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村（細野）
54	園 地	福島県耶麻郡北塩原村（細野）

整 備 方 針	旧計画との関係
スキー場、ゲレンデの一部を夏期利用のためのフリーテントサイトとして活用するものとし、野営に必要な施設はゲレンデ周辺の樹林内に整備する。	昭53.12. 8告示
安達太良連峰の登山及び温泉浴利用者のための簡素な宿泊地として整備する。	昭53.12. 8告示
高森熱海有料道路（グリーンライン）利用者の展望、休憩のための園地として整備する。	昭53.12. 8告示
保養、温泉浴及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。	昭53.12. 8告示
中ノ沢温泉東方丘陵地に散策、休憩のための園地として整備する。	昭53.12. 8告示
温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として整備し、現在の良好な宿泊環境の維持に留意する。	昭53.12. 8告示
既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭53.12. 8告示
テニスコートを主体とした地区利用者のための運動場として整備する。	昭53.12. 8告示
温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として整備する。	昭53.12. 8告示
既設スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭53.12. 8告示
第2磐梯吾妻有料道路（レークライン）利用者及び中津溪谷の探勝利用者の休憩展望のための園地として整備する。	昭53.12. 8告示
小野川北方西大巔山腹の南斜面のスキー場として整備する。整備にあたっては、植生や地形の保護等環境保全が図られるよう留意する。	昭53.12. 8告示
桧原湖北岸一帯の探勝、保養等の利用者のための宿泊地として整備する。	昭53.12. 8告示
桧原湖北西岸の展望散策園地として整備する。	昭53.12. 8告示
桧原湖中央西岸の探勝、保養等の利用者のための宿泊地として整備する。	昭53.12. 8告示
桧原湖畔の野営場として整備する。湖畔環境の維持及び湖の水質保全に留意する。	昭53.12. 8告示
桧原湖中央西岸の園地として整備し、特に野鳥観察施設を付帯する。	昭53.12. 8告示

(表 20 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
55	宿 舎	福島県耶麻郡北塩原村（長峰）
56	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村（京ヶ森）
57	宿 舎	福島県耶麻郡北塩原村（秋元）
58	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村（秋元）
59	宿 舎	福島県耶麻郡北塩原村（大府平）
61	ス キ ー 場	福島県耶麻郡北塩原村（大府平山）
62	園 地	福島県耶麻郡北塩原村（桧原台）
63	園 地	福島県耶麻郡北塩原村（雄国沼）
64	園 地	福島県耶麻郡北塩原村及び磐梯町（八方台）
65	宿 舎	福島県耶麻郡北塩原村（中の湯）
66	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町（川上温泉）
67	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町（土湯沢温泉）
68	ス キ ー 場	福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山東麓）
69	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山東麓）
70	野 営 場	福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山東麓）
71	ス キ ー 場	福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山）
72	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山）

整備方針	旧計画との関係
桧原湖西岸の探勝、保養等の利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭53. 12. 8告示
桧原湖南岸の京ヶ森山麓一帯の探勝利用者のための野営場として整備する。	昭53. 12. 8告示
秋元湖西方の集落地内の宿泊地として整備する。	昭53. 12. 8告示
秋元湖北岸一帯を探勝する基地となる野営場として整備する。	昭53. 12. 8告示
裏磐梯地区南部の宿泊地として整備する。	昭53. 12. 8告示
既設スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭53. 12. 8告示
磐梯山有料道路（ゴールドライン）利用者のための園地として整備する。	昭53. 12. 8告示
雄国沼湿原探勝者のための園地として整備する。休憩所は既存施設の改善にとどめ、園路の整備にあたっては湿原の保護に留意する。	昭53. 12. 8告示
磐梯山有料道路（ゴールドライン）利用者の探勝、休憩、散策のための園地として整備する。	昭60. 1. 31告示
簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭60. 1. 31告示
温泉浴及び周辺探勝者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭53. 12. 8告示
温泉浴利用者のための簡素な宿泊地として整備する。	昭53. 12. 8告示
既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭53. 12. 8告示
スキー利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。	昭53. 12. 8告示
磐梯山東麓の野営場として整備する。	昭53. 12. 8告示
既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭53. 12. 8告示
保養及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。	昭53. 12. 8告示

(表 20 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
7 3	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町 (天鏡台)
7 4	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町 (押立)
7 5	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町 (押立)
7 6	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町 (天神浜)
7 7	野 営 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (天神浜)
7 8	舟 遊 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (天神浜)
7 9	水 泳 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (天神浜)
8 0	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町 (志田浜)
8 1	舟 遊 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (志田浜)
8 3	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町 (上戸浜)
8 4	水 泳 場	福島県郡山市 (館浜)
8 5	園 地	福島県郡山市 (舟津浜)
8 6	水 泳 場	福島県郡山市 (舟津浜)
8 7	舟 遊 場	福島県郡山市 (舟津浜)
8 9	水 泳 場	福島県会津若松市 (崎川浜)
9 0	水 泳 場	福島県会津若松市 (中田浜)
9 1	園 地	山形県米沢市 (白布温泉)

整備方針	旧計画との関係
自然探勝、展望及び休憩のための園地として整備する。	昭53. 12. 8告示
温泉浴、登山及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。	昭53. 12. 8告示
散策、休憩のための園地として整備する。	昭53. 12. 8告示
湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。	昭53. 12. 8告示
湖畔の環境を活かした野営場として整備する。一帯の森林の風致維持に留意する。	昭53. 12. 8告示
舟遊びのための栈橋等を整備する。	昭53. 12. 8告示
天神浜利用者のための脱衣場、シャワー、公衆便所等を整備する。	昭53. 12. 8告示
湖畔の休憩のための園地として、休憩所等既存施設の維持改善を図る。湖岸及び周辺林地の保護に留意する。	昭53. 12. 8告示
水辺レクリエーション施設としてローボート、モーターボート発着用の栈橋等を整備する。位置については水泳場と分離するよう配慮する。	昭53. 12. 8告示
猪苗代湖東岸における休憩のための園地として整備する。	昭53. 12. 8告示
館浜利用者のための脱衣場、シャワー、公衆便所等を整備する。	昭53. 12. 8告示
湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。	昭53. 12. 8告示
舟津浜利用者のための脱衣場、シャワー、公衆便所等を整備する。	昭53. 12. 8告示
既存の地方港湾施設を利用した舟遊場として整備する。	昭53. 12. 8告示
崎川浜利用者のための脱衣場、シャワー、公衆便所等を整備する。	昭53. 12. 8告示
中田浜利用者のための脱衣場、シャワー、公衆便所等を整備する。	昭53. 12. 8告示
宿泊者の散策のための園地として整備する。	昭60. 1. 31告示

(表 20 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
9 2	宿 舎	山形県米沢市 (白布温泉)
9 3	避 難 小 屋	山形県米沢市 (弥兵衛平)
9 4	避 難 小 屋	山形県米沢市 (西吾妻山)
9 5	園 地	福島県福島市 (信夫高湯)
9 6	宿 舎	福島県福島市 (信夫高湯)
9 7	ス キ ー 場	福島県福島市 (信夫高湯)
9 8	駐 車 場	福島県福島市 (信夫高湯)
9 9	避 難 小 屋	福島県福島市 (冢形山)
1 0 0	避 難 小 屋	福島県福島市 (酸ヶ平)
1 0 1	園 地	福島県福島市 (幕川温泉)
1 0 2	園 地	福島県福島市 (鷲倉温泉)
1 0 3	避 難 小 屋	福島県福島市 (鉄山)
1 0 4	園 地	福島県会津若松市 (中田浜)
1 0 5	舟 遊 場	福島県会津若松市 (中田浜)
1 0 6	園 地	福島県会津若松市 (崎川浜)
1 0 7	舟 遊 場	福島県会津若松市 (崎川浜)
1 0 8	園 地	福島県郡山市 (舘浜)

整備方針	旧計画との関係
温泉浴、スキー、登山のための宿泊地として整備し、現在の湯治場的雰囲気維持に留意する。	昭60. 1.31告示
吾妻連峰登山者等のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭60. 1.31告示
吾妻連峰登山者又はスキーツアー者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭60. 1.31告示
宿泊者の散策のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示
温泉浴、スキー、登山のための宿泊地として整備する。	昭60. 1.31告示
既存のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。	昭60. 1.31告示
宿泊者、スキー利用者のための駐車場として整備する。	昭60. 1.31告示
吾妻連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭60. 1.31告示
鎌沼周辺探勝者及び吾妻連峰登山者のための避難小屋として整備する。	昭60. 1.31告示
自然探勝、展望及び休憩のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示
自然探勝、展望、休憩のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示
安達太良連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭60. 1.31告示
湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。施設は小規模なものとし、一帯の良好な環境を損なわぬよう留意する。	昭60. 1.31告示
湖での舟遊びに必要な棧橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。	昭60. 1.31告示
湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示
舟遊びのための棧橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。	昭60. 1.31告示
湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示

(表 20 : 单独施設表)

番 号	種 類	位 置
1 0 9	野 營 場	福島県郡山市 (舟津浜)
1 1 0	園 地	福島県郡山市 (青松浜)
1 1 1	水 泳 場	福島県郡山市 (青松浜)
1 1 2	舟 遊 場	福島県郡山市 (青松浜)
1 1 3	園 地	福島県二本松市 (岳温泉)
1 1 4	宿 舍	福島県二本松市 (岳温泉)
1 1 5	園 地	福島県耶麻郡北塩原村 (金山)
1 1 6	野 營 場	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南東岸)
1 1 7	宿 舍	福島県耶麻郡北塩原村 (吐出)
1 1 9	駐 車 場	福島県耶麻郡北塩原村 (吐出)
1 2 0	園 地	福島県耶麻郡北塩原村 (五色沼東)
1 2 1	宿 舍	福島県耶麻郡北塩原村 (五色沼東)
1 2 2	休 憩 所	福島県耶麻郡北塩原村 (五色沼東)
1 2 3	野 營 場	福島県耶麻郡北塩原村 (五色沼東)
1 2 4	駐 車 場	福島県耶麻郡北塩原村 (五色沼東)
1 2 5	博物展示施設	福島県耶麻郡北塩原村 (五色沼東)
1 2 6	園 地	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南岸)

整備方針	旧計画との関係
湖畔の環境を活かした野営場として整備する。規模は現状程度にとどめ、一帯の松林の風致維持及び湖の水質保全に留意する。	昭60. 1.31告示
秋山浜から青松浜にかけての湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。施設は小規模なものとし、一帯の松林の風致維持に留意する。	昭60. 1.31告示
秋山浜及び青松浜の利用者のための脱衣場、シャワー、公衆便所等を整備する。	昭60. 1.31告示
舟遊びのための棧橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。	昭60. 1.31告示
温泉浴及び周辺利用者の散策、休憩のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示
温泉浴、スキー、登山利用者のための宿泊地として整備し、現在の良好な環境の維持に留意する。	昭60. 1.31告示
金山湿原探勝のための園地として整備する。施設の整備にあたっては、湿原の保護に留意する。	昭60. 1.31告示
桧原湖南東岸の野営場として整備する。施設の規模は現状に留めるものとし、湖畔の風致維持及び湖の水質保全に留意する。	昭60. 1.31告示
裏磐梯地区の中心に位置する宿泊地として、周辺の高原的雰囲気にあった宿舎を整備する。	昭60. 1.31告示
裏磐梯地区利用者のための駐車場として整備する。	昭60. 1.31告示
五色沼探勝者及びビジターセンター利用者のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示
五色沼をはじめとする裏磐梯地区探勝者のための宿泊地として整備する。	昭60. 1.31告示
五色沼探勝者のための休憩所として、既存施設の維持改善を図る。	昭60. 1.31告示
五色沼及び裏磐梯地区探勝の基地又は、レクリエーションのための野営場として、既存施設の維持改善を図る。汚水を適切に処理するよう留意する。	昭60. 1.31告示
五色沼探勝者のための駐車場として整備する。	昭60. 1.31告示
裏磐梯地区の自然や公園利用についての情報を提供し、より興味深く公園利用が行えるよう既設ビジターセンターの維持改善を図る。特に、五色沼自然歩道との有機的利用を図る。	昭60. 1.31告示
檜原湖畔の探勝、休憩等のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示

(表 20 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
1 2 7	宿 舎	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南岸)
1 2 8	休 憩 所	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南岸)
1 2 9	駐 車 場	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南岸)
1 3 0	駐 車 場	福島県耶麻郡北塩原村 (雄子沢川)
1 3 1	避 難 小 屋	福島県耶麻郡猪苗代町 (谷地平)
1 3 2	運 動 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (横向温泉)
1 3 3	休 憩 所	福島県耶麻郡猪苗代町 (弘法清水)
1 3 4	ス キ ー 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (押立)
1 3 5	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町 (三城潟)
1 3 6	舟 遊 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (三城潟)
1 3 7	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町 (蟹沢)
1 3 8	舟 遊 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (蟹沢)
1 3 9	ス キ ー 場	福島県耶麻郡北塩原村 (猫魔ヶ岳)
1 4 0	ス キ ー 場	福島県耶麻郡磐梯町 (清水平)
1 4 1	運 動 場	福島県耶麻郡磐梯町 (清水平)
1 4 2	野 営 場	福島県耶麻郡磐梯町 (清水平)

整備方針	旧計画との関係
桧原湖及び裏磐梯地区探勝者のための宿泊地として整備する。	昭60. 1.31告示
五色沼や桧原湖探勝者のための休憩所として整備し、施設の規模は現状に留めるものとする。	昭60. 1.31告示
五色沼や桧原湖探勝者のための駐車場として整備する。	昭60. 1.31告示
雄国沼及び桧原湖畔歩道利用者のための駐車場として整備する。	昭60. 1.31告示
谷地平探勝者及び吾妻連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。	昭60. 1.31告示
横向温泉及び周辺の利用者のための運動施設として整備する。	昭60. 1.31告示
磐梯山登山者の休憩のための施設として、既存施設の維持改善を図る。	昭60. 1.31告示
磐梯山南西麓の押立温泉北方斜面にスキー場を整備する。施設の整備にあたっては、磐梯山の山容を害さぬよう、登山利用の支障にならぬよう、また、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。	昭60. 1.31告示
湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示
舟遊びのための栈橋等を整備する。水鳥の生息環境に影響を与えぬよう留意する。	昭60. 1.31告示
湖畔の散策、歩道利用者の休憩のための園地として整備する。	昭60. 1.31告示
舟遊びのための栈橋等を整備する。	昭60. 1.31告示
猫魔ヶ岳の北東側斜面にスキー場を整備する。施設の整備にあたっては、登山利用の支障にならないよう、また、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。	昭61. 1.31告示
猫魔ヶ岳南麓斜面にスキー場を整備する。施設の整備にあたっては、景観への影響が最小となるよう、また植生や地形の保護等環境保全が図られるよう留意する。	昭63. 7.23告示
テニスコートを主体とした地区利用者のための運動場を整備する。	昭63. 7.23告示
猫魔ヶ岳南麓の野営場として整備する。	昭63. 7.23告示

(表 2 0 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
1 4 3	園 地	福島県耶麻郡北塩原村 (吐出)
1 4 4	園 地	福島県耶麻郡猪苗代町 (川上温泉)
1 4 5	運 動 場	福島県耶麻郡猪苗代町 (川上温泉)
1 4 6	宿 舎	福島県耶麻郡猪苗代町 (志田浜)
1 4 7	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村 (早稲沢)
1 4 8	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村 (狐鷹森)
1 4 9	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村 (小野川湖東岸)
1 5 0	野 営 場	福島県耶麻郡北塩原村 (小野川湖西岸)
1 5 1	舟 遊 場	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖北岸)
1 5 2	舟 遊 場	福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖北岸)

整備方針	旧計画との関係
小野川湖畔における自然とのふれあいの場として整備する。	平 8. 7.31告示
川上温泉における自然探勝・休憩のための場として整備する。	平 8. 7.31告示
川上温泉利用客を中心とした野外における運動の場として整備する。	平 8. 7.31告示
磐梯山と猪苗代湖の雄大な景観を活かした滞在拠点として整備する。	平 8. 7.31告示
<p>桧原湖（北岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。</p>	新 規
<p>桧原湖（東岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。</p>	新 規
<p>小野川湖（東岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。</p>	新 規
<p>小野川湖（西岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては湖畔環境の維持に留意する。</p>	新 規
<p>桧原湖（北岸地区）における水辺レクリエーション施設としての栈橋及び駐車場等周辺施設を整備する。</p>	新 規
<p>桧原湖（南岸地区）における水辺レクリエーション施設としての栈橋を整備する。</p>	新 規

(ウ) 道路(車道)

車道を次のとおりとする。

(表 2 1 : 道路(車道)表)

番号	路線名	区間
1	福島裏磐梯線	起点—福島県福島市(信夫高湯・国立公園境界) 終点—福島県耶麻郡北塩原村(吐出・車道合流点) 終点—福島県耶麻郡猪苗代町(高森・国立公園境界)
2	福島土湯峠線	起点—福島県福島市(土湯温泉・国立公園境界) 終点—福島県福島市(南沢・国立公園境界) 起点—福島県福島市(南沢・国立公園境界) 終点—福島県福島市(土湯峠・車道合流点) 終点—福島県耶麻郡猪苗代町(横向温泉・車道合流点)
3	高山スキー場線	起点—福島県福島市(土湯温泉) 終点—福島県福島市(高山スキー場)
4	福島微温湯線	起点—福島県福島市(微温湯東・国立公園境界) 終点—福島県福島市(微温湯温泉)
5	岳土湯線	起点—福島県二本松市(岳温泉東・国立公園境界) 終点—福島県二本松市(岳温泉・国立公園境界) 起点—福島県二本松市(大関・国立公園境界) 終点—福島県二本松市(茶黄塚山・国立公園境界) 起点—福島県福島市(南沢・車道分岐点) 終点—福島県福島市(猪ノ倉・車道合流点)
6	岳スキー場線	起点—福島県二本松市(岳温泉・車道分岐点) 終点—福島県二本松市(奥岳スキー場)
7	母成中ノ沢沼尻線	起点—福島県耶麻郡猪苗代町(母成・国立公園境界) 終点—福島県耶麻郡猪苗代町(沼尻・国立公園境界)
9	米沢猪苗代線	起点—山形県米沢市(白布温泉・国立公園境界) 終点—福島県耶麻郡猪苗代町(長坂・国立公園境界)
10	桧原湖南岸線	起点—福島県耶麻郡北塩原村(雄子沢・車道分岐点) 終点—福島県耶麻郡北塩原村(吐出・車道合流点)
11	喜多方北塩原線	起点—福島県耶麻郡北塩原村(大塩・国立公園境界) 終点—福島県耶麻郡北塩原村(大塩・国立公園境界) 起点—福島県耶麻郡北塩原村(大塩・国立公園境界) 終点—福島県耶麻郡北塩原村(早稲沢・車道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
浄土平、 土湯峠、 高森、 川上温泉	有料道路（スカイライン及びレークライン）と国道115号線で、本地域の利用幹線車道として整備する。整備にあたっては、風致維持に留意する。展望地点には、路傍駐車場を整備する。	昭60. 1.31告示
野地温泉、 土湯トンネル	国道115号線及び旧国道である。土湯温泉と浄土平、裏磐梯方面を結ぶ幹線車道として整備する。 冬期間の通行確保のため、稜線部はトンネルで通過するバイパスを建設する。	昭60. 1.31告示
	土湯温泉より高山スキー場に至る到達車道として整備する。	昭53. 12. 18告示
	福島市方面より微温湯に至る到達車道として整備する。	昭60. 1.31告示
	安達太良東麓を經由し、岳温泉と土湯を連絡する車道として整備する。	昭60. 1.31告示
	岳温泉より奥岳スキー場へ至る到達車道として整備する。	昭60. 1.31告示
中ノ沢	郡山方面より中ノ沢、沼尻温泉及び浄土平、裏磐梯方面へ至る車道として整備する。沿線の展望地点には路傍駐車場を整備する。	昭60. 1.31告示
白布峠、 早稲沢、 吐出、 川上温泉	米沢市方面より裏磐梯を經由して猪苗代湖に至る本地域の幹線車道である。沿線の展望地点には路傍駐車場を整備する。	昭60. 1.31告示
雄子沢川、 湯平口	桧原湖一周道路の一部として整備する。	昭60. 1.31告示
雄子沢、 細野、 桧原、	喜多方方面から裏磐梯への到達車道及び桧原湖一周道路の一部として整備する。 湖畔の風致維持に特に留意する。	昭60. 1.31告示

(表 2 1 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間
1 2	会津若松裏磐梯線	起点一福島県耶麻郡磐梯町 (山湖台・国立公園境界) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (京ヶ森・車道合流点)
1 3	翁島押立線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (磨上原・国立公園境界) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (押立温泉)
1 4	国道 4 9 号線	起点一福島県会津若松市 (十六橋・国立公園境界) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (蟹沢・国立公園境界)
1 5	幕川温泉線	起点一福島県福島市 (鷲倉温泉・車道分岐点) 終点一福島県福島市 (幕川温泉)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
八方台	<p>会津若松方面と裏磐梯を結ぶ有料道路（ゴールドライン）で磐梯山の西山腹を通過し、展望に優れ利用性の高い路線である。</p> <p>中間地点の八方台に園地を計画するが、この他展望地点には路傍駐車場を計画する。</p>	昭60. 1.31告示
	猪苗代湖畔より押立温泉に至る車道として整備する。	昭60. 1.31告示
長浜	猪苗代湖畔をめぐる国道49号線で、産業道路として交通量が多いが、公園利用上は翁島集団施設地区を通過する路線としての機能をもたせる。展望地点等には路傍駐車場を整備する。	昭60. 1.31告示
	幕川温泉への到達車道として整備する。	昭60. 1.31告示

(エ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 2 2 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間
1	白布温泉西吾妻線	起点—山形県米沢市 (白布温泉) 終点—山形県米沢市 (西吾妻山)
2	白布温泉人形石線	起点—山形県米沢市 (白布温泉) 終点—山形県米沢市 (人形石) 終点—山形県米沢市 (明道沢・国立公園境界) 起点—山形県米沢市 (明道沢・国立公園境界) 終点—山形県米沢市 (大平温泉)
3	萱平藤十郎線	起点—山形県米沢市 (萱平・国立公園境界) 終点—山形県米沢市 (藤十郎)
4	立岩東大巔線	起点—山形県米沢市 (弥兵衛平北・国立公園境界) 終点—山形県米沢市 (東大巔・歩道合流点)
5	滑川温泉弥兵衛平線	起点—山形県米沢市 (滑川温泉・国立公園境界) 終点—山形県米沢市 (弥兵衛平) 終点—山形県米沢市 (姥湯温泉)
6	滑川温泉兵子線	起点—山形県米沢市 (滑川温泉) 終点—山形県米沢市 (兵子)
7	滑川温泉家形山線	起点—山形県米沢市 (滑川温泉上・歩道分岐点) 終点—山形県米沢市 (高倉山) 終点—山形県米沢市及び福島県福島市 (家形山・歩道分岐点)
8	信夫高湯家形山線	起点—福島県福島市 (信夫高湯) 終点—福島県福島市 (家形山下・歩道合流点)
9	五色温泉家形山線	起点—福島県福島市 (四郎右エ門沢・国立公園境界) 終点—福島県福島市 (家形山・歩道分岐点)
1 0	微温湯浄土平線	起点—福島県福島市 (微温湯温泉) 終点—福島県福島市 (浄土平)
1 1	土湯浄土平線	起点—福島県福島市 (土湯温泉) 終点—福島県福島市 (浄土平)
1 2	西吾妻一切経縦走線	起点—福島県福島市 (浄土平・歩道分岐点) 終点—福島県福島市 (白布峠)
1 4	東吾妻山線	起点—福島県福島市 (姥ヶ原・歩道分岐点) 終点—福島県福島市 (鳥子平・歩道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
若女平	白布温泉から若女平を経て西吾妻山への登山道として整備する。	昭53. 12. 8告示
新高湯	白布温泉より新高湯、天元台を経て人形石への登山道として、また白布温泉～新高湯間は入湯者の到達路として整備する。 ただし、天元台～人形石間については、探勝歩道としての機能も持たせる。	昭53. 12. 8告示
大平温泉	萱平及び大平温泉より藤十郎への登山道として現状の維持を図る。	昭53. 12. 8告示
弥兵衛平	弥兵衛平を通過し、東大巔と結ぶ登山道であるが、一帯の湿原の保護を図るため、木道等を整備する。	昭60. 1. 31告示
潜滝、 薬師森	滑川温泉より潜滝を経て弥兵衛平へ、また薬師森より分岐し、姥湯温泉へ至る登山道として現状の維持を図るものとするが、危険箇所等については安全に配慮する。	昭53. 12. 8告示
姥湯温泉	滑川温泉より姥湯温泉を経て、兵子へ至る登山道として現状の維持を図る。三階滝には、小休憩施設等を付帯させる。	昭53. 12. 8告示
霧ノ平	滑川温泉より家形山及び霧ノ平から分岐し高倉山への登山道として現状の維持を図る。	昭60. 1. 31告示
	家形山への登山道であり、現状の維持を図る。	昭60. 1. 31告示
	家形山への登山道であり、現状の維持を図る。	昭60. 1. 31告示
	微温湯温泉から浄土平に至る登山道であるが、ハイキング、一般探勝にも利用されているので、安全保持上必要な整備を行う。	昭53. 12. 8告示
	土湯温泉から浄土平に至る登山道であるが、ハイキング、一般探勝にも利用されているので安全保持上必要な整備を行う。	昭53. 12. 8告示
一切経、 家形山、 東大巔、 西吾妻山、 西大巔	吾妻連峰の主稜線を縦走する登山道である。湿原及び高山植生の部分については、植生保護のため、木道等を整備する。	昭60. 1. 31告示
東吾妻山	浄土平に近くハイキング、一般探勝などに多く利用されているので安全保持上必要な整備を行う。湿原及び高山植生の部分については、植生保護のための木道等を整備する。	平 2. 8. 18告示

(表 2 2 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間
1 5	吾妻小富士線	起点一福島県福島市 (浄土平) 終点一福島県福島市 (吾妻小富士頂上)
1 6	安達太良山縦走線	起点一福島県福島市 (鷲倉温泉) 終点一福島県二本松市 (奥岳スキー場)
1 7	勢至平線	起点一福島県二本松市 (奥岳スキー場・歩道分岐点) 終点一福島県二本松市 (くろがね小屋・歩道合流点) 終点一福島県二本松市 (安達太良山山頂北・歩道合流点)
1 8	湯川溪谷線	起点一福島県二本松市 (木ノ根坂塩沢) 終点一福島県二本松市 (鉄山山頂・歩道合流点)
1 9	遠藤ヶ滝線	起点一福島県安達郡大玉村 (遠藤ヶ滝下・国立公園境界) 終点一福島県二本松市 (安達太良山山頂東・歩道合流点)
2 0	母成安達太良線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (母成峠・国立公園境界) 起点一福島県郡山市 (石筵・国立公園境界) 終点一福島県二本松市 (安達太良山山頂北・歩道合流点)
2 1	沼尻船明神山線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (白糸の滝東・国立公園境界) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (船明神山・歩道合流点)
2 2	中津川溪谷線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (秋元湖北) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (藤十郎・歩道合流点) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (中大巔南・歩道合流点)
2 3	早稲沢西大巔線	起点一福島県耶麻郡北塩原村 (早稲沢) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (西大巔)
2 5	桧原湖磐梯山線	起点一福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南岸) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (磐梯山山頂)
2 6	桧原湖南岸線	起点一福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南東岸・歩道分岐点) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (京ヶ森・歩道合流点)
2 7	押立磐梯山線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (押立) 起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (町営牧場) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (磐梯山山頂)
2 8	猪苗代磐梯山線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (赤埴山スキー場) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (磐梯山山頂)
2 9	川上磐梯山線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (川上温泉) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (弘法清水)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	浄土平付近の最大の興味地点である吾妻小富士への探勝歩道であり整備にあたっては、安全保持及び周辺植物の保護に留意する。	昭53.12.8告示
鬼面山、 箕輪山、 鉄山、 安達太良山	安達太良連峰の主稜線を縦走する登山道として現状の維持を図る。	昭60.1.31告示
勢至平	安達太良山への登山道及びくろがね小屋への到達路として現状の維持を図る。	昭60.1.31告示
くろがね小屋	安達太良山への登山道であり、現状の維持を図る。	昭60.1.31告示
	安達太良山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭60.1.31告示
	安達太良山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭60.1.31告示
	安達太良山の登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭60.1.31告示
ヤケノママ	渓谷探勝のための歩道であるが、現状は危険性が高いので、熟達者向きの歩道とする。	昭60.1.31告示
	吾妻連峰への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭53.12.8告示
銅沼、 中の湯、 弘法清水	磐梯山への登山道で利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。	昭60.1.31告示
京ヶ森	利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。	平 2. 8.18告示
	磐梯山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭60.1.31告示
赤埴山 沼ノ平	磐梯山登山の主要コースであり、安全保持上必要な整備を行う。	昭53.12.8告示
	磐梯山への登山道であり、現状の維持を図る。	昭53.12.8告示

(表 2 2 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間
3 0	浄土平東大巔線	起点一福島県福島市 (浄土平・歩道分岐点) 終点一福島県福島市 (鎌沼・歩道合流点) 起点一福島県福島市 (鎌沼・歩道分岐点) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (東大巔・歩道合流点)
3 1	早稲沢曾原湖線	起点一福島県耶麻郡北塩原村 (早稲沢) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (曾原湖)
3 2	中瀬沼弁天沼線	起点一福島県耶麻郡北塩原村 (中瀬沼・歩道分岐点) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (弁天沼・歩道合流点)
3 3	三城潟長浜線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (三城潟) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (長浜)
3 4	厩岳山線	起点一福島県耶麻郡磐梯町 (猫魔ヶ岳頂上・歩道分岐点) 終点一福島県耶麻郡磐梯町 (厩岳山南・国立公園境界)
3 5	丸山線	起点一福島県耶麻郡磐梯町 (猫魔八方台・歩道分岐点) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (丸山) 終点一福島県耶麻郡磐梯町 (中ノ湯・歩道合流点)
3 6	東北自然歩道線	起点一福島県福島市 (土湯温泉) 終点一福島県福島市 (土湯温泉) 起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (土湯峠) 終点一福島県福島市 (浄土平) 起点一福島県耶麻郡北塩原村 (レンゲ沼) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (桧原湖南東岸・歩道合流点) 起点一福島県耶麻郡北塩原村 (毘沙門沼) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (柳沼) 起点一福島県耶麻郡北塩原村 (京ヶ森・歩道分岐点) 終点一福島県耶麻郡北塩原村 (猫魔八方台・歩道合流点) 起点一福島県耶麻郡磐梯町 (戸ノ口・国立公園境界) 終点一福島県耶麻郡磐梯町 (銚子の口) 起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (天鏡台) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (頭無・国立公園境界) 起点一福島県郡山市 (浜路・国立公園境界) 終点一福島県郡山市 (浜前・国立公園境界)
3 7	横向箕輪山線	起点一福島県耶麻郡猪苗代町 (横向温泉) 終点一福島県耶麻郡猪苗代町 (箕輪山・歩道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
鎌沼 谷地平	浄土平付近については、一般探勝利用者が多いので、重点的に整備する。また、湿原、草原部分には、植生保護のための木道等を整備する。	平 2. 8.18告示
山砲峠	ハイキング、一般探勝路として整備し、主要展望地点には、休憩施設、簡易解説施設等を整備する。	昭60. 1.31告示
	中瀬沼より五色沼へ連絡する歩道として整備する。	平 2. 8.18告示
蟹沢	猪苗代湖畔の三城潟と長浜を結び湖畔を探勝する歩道として整備する。	昭60. 1.31告示
厩岳山	利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。	平 2. 8.18告示
丸山	利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。	平 2. 8.18告示
男沼、 女沼、 幕川温泉、 鳥子平、 樋沼、 鎌沼、 中瀬沼、 毘沙門沼、 柳沼、 雄国沼、 名倉山、 天鏡台、 猪苗代湖南 東岸	東北自然歩道として整備する。	平 2. 8.18告示
	箕輪山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。	昭63. 7.23告示

(オ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 2 3 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	区間
1	天元台	索道運送施設	起点－山形県米沢市（白布温泉） 終点－山形県米沢市（天元台） 起点－山形県米沢市（天元台） 終点－山形県米沢市（人形石下）
2	奥岳	索道運送施設	福島県二本松市（奥岳スキー場）
3	赤埴山	索道運送施設	福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山スキー場）
4	桧原湖	船舶運送施設	福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖）
5	猪苗代湖	船舶運送施設	福島県会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町 （猪苗代湖）
6	猪苗代湖	係留施設	福島県郡山市（舟津浜）
7	桧原湖	係留施設	福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸）
8	デコ平線	索道運送施設	起点－福島県耶麻郡北塩原村（デコ平） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（デコ平）
9	押立線	索道運送施設	起点－福島県耶麻郡猪苗代町（押立） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（押立）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	白布温泉と天元台との有機的関連を考慮し、施設の改善を図る。 天元台と人形石下間については、現状維持を図る。	昭53.12.8告示
	安達太良山の夏山探勝用として整備する。施設の整備にあたっては植生の保護等、環境の保全が図られるよう留意する。	昭53.12.8告示
	夏山探勝用としての既存施設の現状維持を図る。	昭53.12.8告示
	桧原湖の湖上探勝用としての施設を整備する。現在既に船舶は就航しているが、栈橋、休憩施設等の関連施設については完備されていないので、施設の改善を図る。	昭53.12.8告示
	猪苗代湖の湖上探勝用として施設を整備する。現在既に船舶は就航しているが、栈橋、休憩施設等の関連施設については完備されていないので、施設の改善を図る。	昭53.12.8告示
	猪苗代湖の舟遊、遊覧等のための栈橋を整備する。	昭60.1.31告示
	桧原湖の舟遊、遊覧等のための栈橋を整備する。	昭60.1.31告示
	デコ平スキー場及びその周辺の探勝利用のために既存施設の維持改善を図る。	平 8.7.31告示
	冬季スキーリフトを夏季に運行し、終点駅舎周辺から猪苗代湖の眺望を楽しむための施設として整備する。	新 規